

# 「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」の記載のしかた



税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

国 税 庁

法人番号 7000012050002

※この「記載のしかた」において使用している略称は、次のとおりです。

所法	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
相法	相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）
措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
一般社団・財団法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）
40 条通達	昭和 55 年 4 月 23 日付直資 2-181「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（法令解釈通達）」
基金告示	平成 30 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号

この「記載のしかた」は令和 7 年 6 月末現在に施行されている法令等に基づいて作成しています。

# 目 次

## 1 制度の概要

- (1) 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例（一般特例）のあらまし・・・ 5
- (2) 承認特例対象法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例（承認特例）のあらまし  
..... 8

## 2 非課税承認のための申請の手続

- (1) 承認申請書の提出から承認までの流れ・・・ 11
- (2) 提出する承認申請書等・・・ 11
  - イ 一般特例の場合・・・ 11
  - ロ 承認特例の場合・・・ 12
- (3) 寄附をした人が共同で申請する場合の手続・・・ 13
- (4) 寄附をした人の相続人等が申請する場合の手続・・・ 13
- (5) 承認申請書を提出した後に寄附をした人が死亡した場合の手続・・・ 13

## 3 非課税承認の取消し

- (1) 寄附をした人に対し、所得税が課税される場合・・・ 14
- (2) 寄附を受けた公益法人等に対し、所得税が課税される場合・・・ 15

## 4 承認申請書の記載例等

- (1) 第1表関係・・・ 16
  - 単独提出者・共同提出の代表者用・・・ 16
  - 共同提出の代表者以外の者用・・・ 18
  - 死亡した贈与者・遺贈者用・・・ 20
- (2) 第2表関係・・・ 22
- (3) 第3表関係・・・ 24
  - 第3表・・・ 24
  - 第3表（文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用）・・・ 26
  - 第3表－付1・・・ 28
  - 第3表－付2・・・ 30
- (4) 第4表関係・・・ 32
- (5) 第5表・第6表関係・・・ 34
- (6) 第7表関係・・・ 38
- (7) 第8表関係・・・ 40
- (8) 第9表関係・・・ 42
- (9) 第10表関係・・・ 44
- (10) 第11表関係(学校法人等用)・・・ 46
- (11) 第12表関係(育英事業を行う法人用)・・・ 48
- (12) 第13表関係(助成事業を行う法人用)・・・ 50
- (13) 第14表関係(社会福祉事業を行う法人・医療事業を行う法人用)・・・ 52
- (14) 第15表関係(宗教法人・美術館等を設置運営する法人用)・・・ 54
- (15) 第16表関係(図書館を設置運営する法人・その他の公益目的事業を行う法人用)・・・ 56
- (16) 第17表関係・・・ 58
- (17) 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書・・・ 60
- (18) 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（一般特例用）・・・ 61
- (19) 承認特例関係・・・ 63

○ 第3表（承認特例用）	63
○ 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	65
○ 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（承認特例用）	66
(20) 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書	68
(21) 寄附行為、定款等についての確認事項	70

## 5 各種届出等

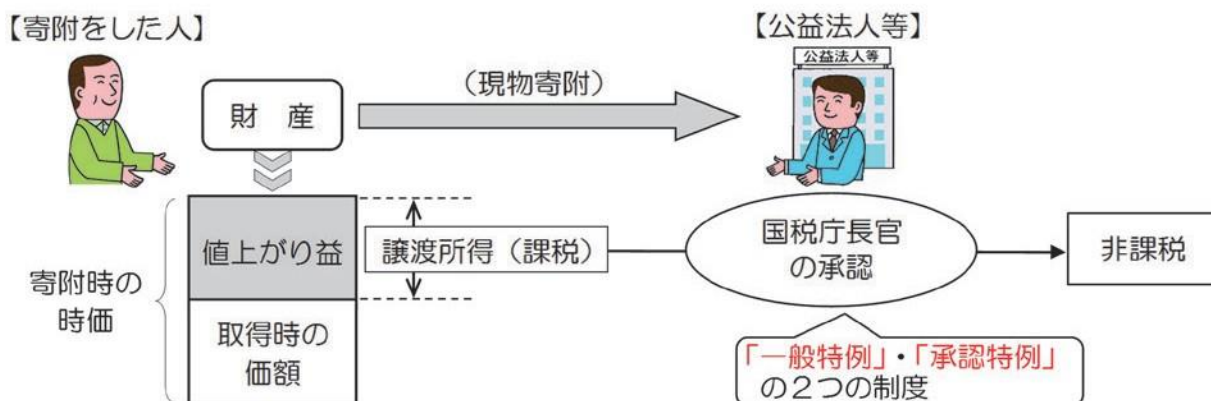
(1) 各種届出等の概要	76
イ 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤一】	76
ロ 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤二】	76
ハ 承認特例の適用を受けた財産等の買換えを行う場合【措令25の17③六】	77
ニ 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑥】	78
ホ 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑦】	78
ヘ 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑧】	79
ト 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑨】	79
チ 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑩】	80
リ 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑪⑫】	81
ヌ 受贈法人等が公益認定を受けた場合等における書類の提出	81
ル 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令25の17⑭】	82
ヲ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】	83
ワ 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請【措法40⑯】	83
(2) 各種届出書の記載例	84
○ 寄附財産等がやむを得ない事情により使用開始できない場合	84
○ 措令第25条の17第3項第1号から第5号まで及び第7号の規定により代替資産を取得する場合	86
○ 措令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合	88
○ 買換資産を取得する場合	91
○ 特定買換資産を取得する場合	93
○ 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合	95
○ 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合	97
○ 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消し処分を受けた場合	99
○ 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合	101
○ 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合	104
○ 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合	106
○ 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令25の17⑭】	108
○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】	110
(3) 租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用を受けることの確認書	112

## 1 制度の概要

個人が、土地、建物、株式などの財産（事業所得の基因となるものを除きます。）を法人に寄附（法人に対する贈与若しくは遺贈又は法人を設立するための財産の提供をいいます。）した場合には、これらの財産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税されます（所法 59①一）。

ただし、土地、建物、株式などの財産を公益法人等に寄附した場合に、その寄附が次の(1)の一般特例又は(2)の承認特例の要件を満たすものとして国税庁長官の承認（以下「非課税承認」といいます。）を受けたときは、この所得税を非課税とする制度が設けられています。

この非課税制度には、「一般特例」と「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ対象となる法人の種類や承認要件が異なります。



### (1) 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例（一般特例）のあらまし

#### イ 概要

公益法人等に財産を寄附した場合に、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど次のロの要件を満たすものとして非課税承認を受けたときは、この寄附に対する所得税を非課税とする制度です（措法 40①後段）。

#### 一般特例の対象となる「公益法人等」とは

一般特例の対象となる「公益法人等」とは、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人（例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人など）をいいます。

なお、「特定一般法人」とは、一般社団法人又は一般財団法人で、法人税法第2条第9号の2イ及び法人税法施行令第3条第1項に掲げる次の全ての要件を満たす法人をいいます。

- 1 剰余金の分配を行わない旨が定款に定められていること
- 2 解散時の残余財産が、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人又は公益認定法第5条第20号イからトまでに掲げる法人に帰属する旨が定款に定められていること
- 3 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること
- 4 1や2に掲げる定款の定めを反した行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと

また、「公益を目的とする事業を行う法人」とは、定款等において公益を目的とする事業（以下「公益目的事業」といいます。）を行うことを明らかにしている法人又は社会一般において公益目的事業とされている事業を行う法人をいいます（40条通達1）。

#### ロ 承認要件

一般特例に係る非課税承認を受けるためには、公益法人等に対する財産の寄附について次の(イ)から(ハ)までに掲げる全ての要件（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、国立大学法人などに対する寄附である場合には、次の(ロ)に掲げる要件のみ）を満たすことが必要です（措令 25 の 17⑤）。

**(イ) 寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること（措令 25 の 17⑤一）。**

この要件は、寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業が公益の増進に著しく寄与するかどうかにより判定しますが、公益法人等の事業活動等が次の A から D までの全てに該当するときは、この要件を満たすものとして取り扱われます（40 条通達 12）。

**A 公益目的事業の規模**

寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業が、その事業を行う地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有していること。

なお、例えば、学校教育法第 1 条に規定する学校を設置運営する事業、社会福祉法第 2 条第 2 項各号及び第 3 項各号に規定する事業、宗教の普及その他教化育成に寄与することとなる事業、30人以上の学生等に対して学資の支給若しくは貸与を行う事業又は科学技術その他の学術に関する研究者に対して助成金の支給を行う事業などが公益法人等の主たる目的として行われている場合には、その公益目的事業は社会的存在として認識される程度の規模を有するものとして取り扱われます。

**B 公益の分配**

寄附を受けた公益法人等の事業の遂行により与えられる公益の分配が、その公益を必要とする全ての人に与えられるなど、特定の人に限られることなく適正に行われていること。

**C 事業の営利性**

寄附を受けた公益法人等のその寄附に係る公益目的事業について、公益の対価がその事業の遂行に直接必要な経費と比べて過大ではないなど、事業の運営が営利企業的に行われている事実がないこと。

なお、幼稚園又は専修学校若しくは各種学校の設置運営を目的とする学校法人等については、40 条通達 12(3)の(注)に判定基準が設けられています。

**D 法令の遵守等**

寄附を受けた公益法人等の事業の運営について、法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、寄附そのものが公職選挙法の規定に違反するものであるなど法令に違反するものであるときは、(イ)の要件を満たさないこととなります（40 条通達 11）。

**(ロ) 寄附財産（寄附を受けた財産をいい、代替資産を含みます。以下同じです。）が、寄附があった日から 2 年を経過する日までの期間（※）内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること（措令 25 の 17⑤二）。**

※ 上記の期間については、例えば、寄附を受けた公益法人等が、寄附を受けた土地の上に建物を建設し、その建物を公益目的事業の用に直接供する場合において、その建物の建設に要する期間が通常 2 年を超えるときなど、一定のやむを得ない事情があるため、寄附財産を寄附があった日から 2 年を経過する日までの期間内に寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難であると認められるときは、国税庁長官が認める日までの期間となります（措令 25 の 17④）。

**「代替資産」とは**

「代替資産」とは、収用や災害など一定のやむを得ない理由により寄附財産を譲渡した場合に、その収入金額の全部に相当する金額をもって取得した減価償却資産、土地、土地の上に存する権利及び株式（株式にあっては、株式交換など一定のやむを得ない理由により寄附財産である株式を譲渡したことにより取得したものに限り。）などをいいます（措法 40①後段、措令 25 の 17③）。

(ハ) 寄附をすることにより、寄附をした人の所得税の負担を不当に減少させ、又は寄附をした人の親族その他これらの人と相法第 64 条第 1 項に規定する特別の関係がある人の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること（措令 25 の 17⑤三）。

次の A から E までの全てに該当するときは、上記の所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないものとされています（措令 25 の 17⑥）。

ただし、寄附を受けた公益法人等の理事、監事、評議員その他これらの人に準ずる人（以下「役員等」といいます。）及び職員の中に、寄附をした人又はその人と親族その他特殊の関係がある人（「特殊の関係がある人」については 8 ページを参照してください。）が含まれておらず、かつ、これらの人が寄附を受けた公益法人等の財産の運用及び事業の運営について私的に支配している事実がなく、将来においても私的に支配する可能性がないと認められる場合には、次の B から E までの要件に該当すれば、上記の所得税又は相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないものとして取り扱われます（40 条通達 17 ただし書）。

A 寄附を受けた公益法人等の運営組織が適正であるとともに、その法人の寄附行為、定款又は規則において、役員等のうち親族関係がある人及びこれらの人と特殊の関係がある人（「特殊の関係がある人」については 8 ページを参照してください。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも 3 分の 1 以下とする旨の定めがあること（措令 25 の 17⑥一）。

#### 「運営組織が適正である」ことの判定は

運営組織が適正であるかどうかの判定は、次に掲げる事実が認められるかどうかにより行います（40 条通達 18）。

- ① 寄附を受けた公益法人等の寄附行為、定款又は規則において、「4 承認申請書の記載例等」の「(21) 寄附行為、定款等についての確認事項」（70 ページ以降を参照してください。）に掲げる事項が定められていること
- ② 寄附を受けた公益法人等の事業の運営及び役員等の選任などが、法令及び寄附行為、定款又は規則に基づき適正に行われていること
- ③ 寄附を受けた公益法人等の経理については、その公益法人等の事業の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するために必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていると認められること

B 寄附をした人、寄附を受けた公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの人と親族関係若しくは特殊の関係がある人（以下「寄附をした人等」といいます。）（「特殊の関係がある人」については 8 ページを参照してください。）に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと（措令 25 の 17⑥二）。

なお、寄附を受けた公益法人等の寄附行為、定款若しくは規則又は贈与契約書などにおいて、寄附をした人等や一定の法人（8 ページの「『特殊の関係がある人』とは」④のイ又はロの法人をいいます。）に対しその公益法人等の財産を無償で利用させ、又は与えるなど特別の利益を与える旨の記載がある場合などは、特別の利益を与えることに該当するものとして取り扱うこととされています（40 条通達 19）。

### 「特殊の関係がある人」とは

「特殊の関係がある人」とは、次の①から④までに掲げる関係を有する人をいいます（措令 25 の 17⑥一）。

- ① その人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- ② その人の使用人及び使用人以外の人でその人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している人
- ③ ①又は②に掲げる人の親族でこれらの人と生計を一にしている人
- ④ 次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員（イにおいて「会社役員」といいます。）又は使用人
  - イ その人が会社役員となっている他の法人
  - ロ その人及び①から③までに掲げる人並びにこれらの人と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

C 寄附を受けた公益法人等の寄附行為、定款又は規則において、その公益法人等が解散した場合の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること（措令 25 の 17⑥三）。

D 寄附を受けた公益法人等につき公益に反する事実がないこと（措令 25 の 17⑥四）。

E 寄附により公益法人等が株式の取得をした場合には、その取得によりその公益法人等の有することとなるその株式の発行人の株式（寄附前から有する株式を含みます。）が、その発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えることとならないこと（措令 25 の 17⑥五）。

なお、上記の「その公益法人等の有することとなるその株式の発行人の株式（寄附前から有する株式を含みます。）」は、議決権を行使することができる事項について制限のない株式に限られません（40 条通達 19 の 2）。

(注) 公益法人等に対して財産の寄附があった場合において、その寄附によりその寄附をした人の親族その他これらの人と特別の関係がある人の相続税や贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、公益法人等に対して相続税や贈与税が課税されます（相法 66④）。

### 博物館等を運営する独立行政法人等に対する有形文化財の寄附についての自動承認

博物館等を運営する独立行政法人等（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人並びに博物館等の設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人をいいます。以下同じです。）に対する寄附について、次の事項を証する文部科学大臣の書類を添付した申請書の提出があった場合において、その申請書の提出があった日から 1 か月以内に、その申請の承認がなかったとき、又はその承認をしないことの決定がなかったときは、その申請の承認（※）があったものとみなされます（措令 25 の 17⑧一）。

- ① その寄附が、博物館等を運営する独立行政法人等に対する有形文化財（建造物等を除きます。）の寄附であること
- ② その寄附財産が、その寄附があった日から 2 年を経過するまでの期間内に、博物館等を運営する独立行政法人等の公益目的事業（その法人が、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の認定に基づく一定の事業として行うものに限ります。）の用に直接供され、又は供される見込みであること

※ 博物館等を運営する独立行政法人等に対する寄附について国税庁長官の承認を受ける場合の承認要件は、6 ページのロ (ロ) に掲げる要件のみとされています。

(2) 承認特例対象法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例（承認特例）のあらまし

#### イ 概要

公益法人等のうち「国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構をいいます。）」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」又は「認定N



PO法人等（以下「承認特例対象法人」といいます。）に財産を寄附した場合に、寄附をした人が寄附を受けた承認特例対象法人の役員等に該当しないことなど次のロの要件を満たすものとして非課税承認を受けたとき（申請書を提出した日から1か月又は3か月以内（※）にその申請について非課税承認がなかったとき、又は承認しないことの決定がなかったときは、その申請について非課税承認があったものとみなされます。）は、この寄附に対する所得税を非課税とする制度です（措令25の17⑦⑧二）。

※ 国立大学法人等（法人税法別表第一に掲げる法人に限ります。以下「特定国立大学法人等」といいます。）以外の承認特例対象法人に対する寄附で、寄附財産が株式等である場合には、3か月以内となります。

#### 承認特例の対象となる「学校法人」とは

承認特例の対象となる学校法人とは、私立学校法第3条に規定する学校法人（同法第152条第5項の規定により設立された法人（準学校法人）を含みます。）をいいます。

#### 「認定NPO法人等」とは

「認定NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいいます。

#### 「株式等」とは

次の①から③までに掲げる資産をいいます（措令25の17⑧）。

- ① 措法第37条の10第2項に規定する株式等（同項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げるものに限り。）
- ② 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第131条第1項に規定する転換特定社債及び同法第139条第1項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含みます。）
- ③ 所法第174条第9号に規定する匿名組合契約の出資の持分

#### ロ 承認要件

承認特例に係る非課税承認を受けるためには、承認特例対象法人に対する財産の寄附について次の(イ)から(ハ)までに掲げる全ての要件（特定国立大学法人等に対する寄附である場合には、次の(ロ)及び(ハ)に掲げる要件）を満たすことが必要です（措令25の17⑦）。

(イ) 寄附をした人が寄附を受けた承認特例対象法人の役員等及び社員並びにこれらの人と親族関係及び特殊の関係がある人（「特殊の関係がある人」については8ページを参照してください。）に該当しないこと（措令25の17⑦一）。

(ロ) 寄附財産について、次のとおり、寄附を受けた承認特例対象法人の区分に応じ、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること（措令25の17⑦二）。

#### A 国立大学法人等の場合

寄附財産が、研究開発の実施等の公益目的事業に充てるための基金（基金が公益目的事業に充

てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた国立大学法人等が所轄庁の証明（※）を受けたものに限り、）に組み入れる方法により管理されていること（措令 25 の 17⑦二イ、基金告示 2）。

※ 基金の証明手続等については、国立大学法人等の所轄庁にお問い合わせください。

#### B 公益社団法人・公益財団法人の場合

次の(a)又は(b)のいずれかの要件を満たしていること。

- (a) 寄附財産が寄附を受けた法人の不可欠特定財産であるものとして、その旨並びにその維持及び処分に関する制限について、必要な事項が定款で定められていること（措令 25 の 17⑦二ロ(1)）。

#### 「不可欠特定財産」とは

「不可欠特定財産」とは、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産をいい、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、その法人が保有、使用することに意義がある特定の財産をいいます。例えば、一定の目的の下に収集、展示され、再収集が困難な美術館の美術品や、歴史的文化的価値があり、再生不可能な建造物等が該当します（公益認定法 59、公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）第 3 章第 1 (17)）。

寄附財産が「不可欠特定財産」に該当するか否かは、寄附を受ける公益社団法人又は公益財団法人を通じてその法人が認定を受けた行政庁にご確認ください。

- (b) 寄附財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金（基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた公益社団法人又は公益財団法人が所轄庁の証明（※）を受けたものに限り、）に組み入れる方法により管理されていること（措令 25 の 17⑦二ロ(2)、基金告示 2）。

※ 基金の証明手続等については、公益社団法人又は公益財団法人の所轄庁にお問い合わせください。

#### C 学校法人の場合

寄附財産が、寄附を受けた法人の運営基盤の強化を図るために、学校法人会計基準第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる金額に相当する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること（措令 25 の 17⑦二ハ、措規 18 の 19⑥一）。

#### D 社会福祉法人の場合

寄附財産が、寄附を受けた法人の経営基盤の強化を図るために、社会福祉法人会計基準第 6 条第 1 項に規定する金額を同項に規定する基本金に組み入れる方法により管理されていること（措令 25 の 17⑦二ニ、措規 18 の 19⑥二）。

#### E 認定NPO法人等の場合

寄附財産が、一定の公益目的事業に充てるための基金（基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなどの一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた認定NPO法人等が所轄庁の証明（※）を受けたものに限り、）に組み入れる方法により管理されていること（措令 25 の 17⑦二ホ、基金告示 2）。

※ 基金の証明手続等については、認定NPO法人等の所轄庁にお問い合わせください。

**(ハ) 寄附を受けた承認特例対象法人の理事会等において、寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理すること又は不可欠特定財産とすることが決定されていること（措令 25 の 17⑦三、措規 18 の 19⑦）。**



## 2 非課税承認のための申請の手続

### (1) 承認申請書の提出から承認までの流れ

非課税承認を受けようとする場合には、次のとおり「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」（以下「承認申請書」といいます。）及び必要な添付書類を提出しなければなりません。

なお、承認申請書とともに提出を要する添付書類については、「4 承認申請書の記載例等」（16ページ以降を参照してください。）の各「添付書類」をご覧ください。

また、**承認申請書及び添付書類は、それぞれ3部提出していただくようお願いします。**

#### 承認申請書の提出

##### 《承認申請書を提出する人》

原則として、寄附をした人（遺贈の場合は、遺贈をした人の相続人及び包括受遺者）です。

##### 《承認申請書の提出先》

寄附をした人の所得税の納税地を所轄する税務署（以下「提出先税務署」といいます。）に提出します。

##### 《承認申請書の提出期限》

原則として、**寄附の日から4か月以内**（その期間を経過する日前に、寄附をした日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで。以下「提出期限」といいます。）です。

##### 《承認申請書の用紙》

国税庁ホームページに掲載していますので、印刷してご使用ください。

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp>

【掲載場所】 「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内（税目別一覧）>A4譲渡所得税関係>A4-12租税特別措置法第40条の規定による承認申請」（令和7年6月現在）

#### 審査

##### 《承認のための要件》

「1 制度の概要」の「(1)ロ 承認要件」（5ページ）又は「(2)ロ 承認要件」（9ページ）をご覧ください。

なお、承認のための要件を確認するため、必要に応じて、申請内容の確認や追加の提出書類をお願いすることがあります。

#### 承認（又は不承認）の通知

### (2) 提出する承認申請書等

#### イ 一般特例の場合

一般特例の適用を受けようとする場合には、次の承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください（措令25の17①）。

なお、承認申請書第11表から第16表までについては、寄附を受けた公益法人等が行っている公益目的事業ごとにそれぞれ該当する様式を使用してください。

- (イ) 承認申請書第1表（「単独提出者・共同提出の代表者用」）（16ページ参照）
- (ロ) 承認申請書第2表（22ページ参照）
- (ハ) 承認申請書第3表（承認申請書第3表一付1又は第3表一付2を含みます。）（24ページ参照）
- (ニ) 承認申請書第4表（32ページ参照）
- (ホ) 承認申請書第5表（34ページ参照）
- (ヘ) 承認申請書第6表（35ページ参照）
- (ト) 承認申請書第7表（38ページ参照）

- (フ) 承認申請書第 8 表 (40 ページ参照)
  - (リ) 承認申請書第 9 表 (42 ページ参照)
  - (ヌ) 承認申請書第 10 表 (44 ページ参照)
  - (ル) 承認申請書第 11 表 (学校法人等用) (46 ページ参照)
  - (ヲ) 承認申請書第 12 表 (育英事業を行う法人用) (48 ページ参照)
  - (ヲ) 承認申請書第 13 表 (助成事業を行う法人用) (50 ページ参照)
  - (カ) 承認申請書第 14 表 (社会福祉事業を行う法人・医療事業を行う法人用) (52 ページ参照)
  - (コ) 承認申請書第 15 表 (宗教法人・美術館等を設置運営する法人用) (54 ページ参照)
  - (ク) 承認申請書第 16 表 (図書館を設置運営する法人・その他の公益目的事業を行う法人用) (56 ページ参照)
  - (レ) 承認申請書第 17 表 (58 ページ参照)
  - (ロ) 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書 (60 ページ参照)
  - (ヲ) 租税特別措置法第 40 条承認申請書添付書類チェックシート (一般特例用) (61 ページ参照)
  - (ネ) 上記承認申請書各表における必要な書類 (16 ページ以降参照)
- (注) 博物館等を運営する独立行政法人等に対する有形文化財の寄附で申請書に一定の書類を添付する場合 (8 ページ参照)

次の承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください (措令 25 の 17①⑧)。

- i 承認申請書第 1 表 (「単独提出者・共同提出の代表者用」) (16 ページ参照)
- ii 承認申請書第 2 表 (22 ページ参照)
- iii 承認申請書第 3 表 (文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用) (26 ページ参照)
- iv 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書 (60 ページ参照)
- v 租税特別措置法第 40 条承認申請書添付書類チェックシート (一般特例用) (61 ページ参照)
- vi 上記承認申請書各表における必要な書類 (16 ページ以降参照)

#### ロ 承認特例の場合

- (イ) 承認特例の適用を受けようとする場合には、次の承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください (措令 25 の 17①⑦)。

なお、寄附を受けた法人が特定国立大学法人等の場合は、⑦の書類を提出する必要はありません。

- ① 承認申請書第 1 表 (「単独提出者・共同提出の代表者用」) (16 ページ参照)
- ② 承認申請書第 2 表 (22 ページ参照)
- ③ 承認申請書第 3 表 (承認特例用) (承認申請書第 3 表一付 2 を含みます。) (63 ページ参照)
- ④ 承認申請書第 5 表 (34 ページ参照)
- ⑤ 承認申請書第 6 表 (35 ページ参照)
- ⑥ 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書 (60 ページ参照)
- ⑦ 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書 (65 ページ参照)
- ⑧ 寄附を受けた承認特例対象法人から交付を受けた次の A から C までの書類 (C の書類については、寄附を受けた承認特例対象法人が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人 (寄附財産を基金に組み入れる方法により管理する場合には限ります。) 又は認定 NPO 法人等である場合に限り提出する必要があります。)
- A 寄附を受けた承認特例対象法人の理事会等において、「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ハ) (10 ページを参照してください。) に掲げる決定をした旨及びその決定をした事項の記載のある議事録その他これに相当する書類の写し
- B A の決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項を記載した書類
- C 基金に組み入れる方法により管理されることを証する所轄庁の証明書の写し
- ⑨ 租税特別措置法第 40 条承認申請書添付書類チェックシート (承認特例用) (66 ページ参照)
- ⑩ 上記承認申請書各表における必要な書類 (16 ページ以降参照)

(ロ) 承認特例に係る非課税承認を受けた人は、寄附を受けた承認特例対象法人の区分に応じ、その寄附をした日の属する事業年度において、寄附財産について、基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されたこと又は不可欠特定財産とされたことが確認できる次表に掲げる書類を、**その事業年度終了の日から3か月以内**（その期間の経過する日後に承認申請書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に提出先税務署へ提出してください。

なお、次表に掲げる書類が、提出すべき期限までに提出されなかった場合には、「3 非課税承認の取消し」の「(1) 寄附をした人に対し、所得税が課税される場合」のハ（14 ページを参照してください。）に該当して、国税庁長官は、非課税承認を取り消すことができることとされていますので、期限までに必ず提出してください。

寄附を受けた承認特例対象法人	書 類
国立大学法人等	基金明細書の写し
公益社団法人・公益財団法人	(寄附財産を不可欠特定財産とした場合) 定款及び財産目録の写し
	(寄附財産を基金に組み入れた場合) 基金明細書の写し
学校法人	基本金明細書などの写し
社会福祉法人	基本金明細書などの写し
認定NPO法人等	基金明細書の写し

### (3) 寄附をした人が共同で申請する場合の手続

同一の公益法人等に対して財産の寄附をした人が複数いる場合において、それらの人が非課税承認を受けようとするときは、共同で非課税承認の申請をすることができます。

共同で申請する場合には、次の区分ごとに、それぞれに掲げる承認申請書に必要な書類を添付して、提出期限までに提出先税務署へ提出してください。

イ 申請をする人が共同提出の代表者である場合

上記(2)のイ又はロに掲げる承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください。

ロ 申請をする人が共同提出の代表者以外の人である場合

上記(2)のイ又はロに代えて、承認申請書第1表（「共同提出の代表者以外の者用」）（18 ページ参照）を提出期限までに提出先税務署へ提出してください（添付書類の提出は不要です。）。

### (4) 寄附をした人の相続人等が申請する場合の手続

公益法人等に対する遺贈について非課税承認を受けようとする場合や公益法人等に財産の寄附をした人が非課税承認を受けるための承認申請書を提出する前に死亡した場合には、原則として、寄附をした人の相続人及び包括受遺者全員の連名により、次の承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出してください。

イ 承認申請書第1表（「死亡した贈与者・遺贈者用」）（20 ページ参照）

ロ 上記(2)イの(ロ)から(ホ)まで（(注)の場合は、ii からviまで）又は上記(2)ロ(イ)の②から⑩まで（寄附を受けた承認特例対象法人が特定国立大学法人等の場合は⑦を除きます。）に掲げる承認申請書及び添付書類

### (5) 承認申請書を提出した後に寄附をした人が死亡した場合の手続

公益法人等に財産の寄附をした人が承認申請書を提出した後に死亡した場合には、その死亡した人の相続人及び包括受遺者全員の連名で「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」（68 ページ参照）を作成し、添付書類とともに提出先税務署へ提出してください。



### 3 非課税承認の取消し

国税庁長官は、寄附財産が寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合など一定の事実が生じた場合（公益法人等が寄附財産（その寄附財産の譲渡をした場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合などを除きます。）には、非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた公益法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課税されます（措法 40②③、措令 25 の 17⑩～⑬、⑮～⑱）。

非課税承認が取り消された場合における所得税の課税及び非課税承認が取り消されることとなる事実の具体的内容は、次のとおりです。

#### (1) 寄附をした人に対し、所得税が課税される場合

次に掲げる事実が生じたことにより非課税承認が取り消された場合には、寄附をした人に対して、所得税が課税されます（措法 40②、措令 25 の 17⑩～⑱）。

イ 寄附があった日から2年を経過する日までの期間（※1）内に、寄附財産（特定管理方法（※2）により管理されているものを除きます。）が寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなかったこと

※1 一定のやむを得ない事情がある場合には、国税庁長官が認める日までの期間（6ページを参照してください。）となります。

※2 「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ロ)のA、B(b)、C、D、Eに掲げる方法（9、10ページを参照してください。）をいいます。

ロ 寄附財産が寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供される前に、不当減少要件（「1 制度の概要」の「(1)ロ 承認要件」の(ハ)（7ページを参照してください。）に掲げる要件をいいます。(2)ロにおいて同じです。）に該当しないこととなったこと

ハ 承認特例に係る申請書を提出した人が、「2 非課税承認のための申請の手続」の「(2)ロ 承認特例の場合」の(ロ)（13ページを参照してください。）の書類の写しを、提出すべき期限までに提出しなかったこと

#### 「不当減少要件に該当しないこととなったこと」とは

例えば、寄附を受けた公益法人等が寄附をした人又はその親族などに対して、次の行為をし、又は行為をすると認められる場合をいいます。

- (イ) 公益法人等が、他の従業員に比し正当な理由もなく過大な給与等を支払っている場合
- (ロ) 公益法人等が、その所有する施設を私事のために利用させている場合
- (ハ) 公益法人等が、その所有する財産を無償又は著しく低い価額の対価で譲渡した場合

## (2) 寄附を受けた公益法人等に対し、所得税が課税される場合

次に掲げる事実（上記(1)に掲げる事実を除きます。）が生じたことにより非課税承認が取り消された場合には、寄附を受けた公益法人等に対して、所得税が課税されます（措法40③、措令25の17⑬、⑮～⑰）。

イ 寄附財産（特定管理方法により管理されているものを除きます。）が、寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなったこと

※ 寄附を受けた公益法人等から、「公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書（110 ページ参照）」及び添付書類の提出があった場合には、原則として、上記イに該当します。

ロ 不当減少要件に該当しないこととなったこと

ハ 承認特例に係る申請書の提出時において、「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(イ)（9ページを参照してください。）に掲げる要件に該当していなかったこと（寄附を受けた承認特例対象法人が特定国立大学法人等である場合を除きます。）

ニ 承認特例に係る申請書の提出時において、「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(イ)（9ページを参照してください。）に掲げる要件に該当しなくなることが明らかであると認められ、かつ、その提出の後にその要件に該当しないこととなったこと（寄附を受けた承認特例対象法人が特定国立大学法人等である場合を除きます。）

### 「公益目的事業の用に直接供されなくなったこと」とは

例えば、次の場合をいいます。

- (イ) 公益法人等が、寄附財産を譲渡し、その譲渡代金の全額を事業費として費消した場合
- (ロ) 公益法人等が、寄附財産（土地）を有料駐車場用地として使用した場合
- (ハ) 公益法人等が、寄附財産を職員のための宿舎や保養所などの福利厚生施設として使用した場合

### (参考) 寄附財産の買換えについて

公益法人等が、非課税承認に係る寄附財産を譲渡した場合には、当該寄附財産を当該公益法人等の公益事業の用に直接供することができないこととなることから、原則として、非課税承認が取り消されることとなります。

ただし、公益法人等が、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって新たな資産を取得し、かつ、一定の要件を満たすことにより、非課税承認を継続することができる特例等が設けられています。


なお、各特例等の概要や必要となる届出書様式については、76 ページ以降を参照してください。

## 4 承認申請書の記載例等

### (1) 第1表関係

○ 単独提出者・共同提出の代表者用

### 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書



国税庁長官

令和 7 年 〇 月 〇 日

〒 ×××-××××

申請者 住所 東京都〇〇区××1丁目2番3号

フリガナ ×××× ××××

氏名 〇 〇 〇 〇

生年月日 (明・大(昭)・平・令 35 年 1 月 1 日)

個人番号 ●●●●●●●●●●

職業 〇〇株式会社  
代表取締役社長 電話番号 03 - 1111 - ××××

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

第1表  
共同提出の代表者用  
単独提出者

寄附年月日	令和 7 年 △ 月 △ 日	寄附の態様	<input checked="" type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒 ×××-×××× 東京都〇〇区××4丁目□ (電話番号 03 - 1111 - 2222)	
	フリガナ 名称	シャイワカホジソ ×××× 社会福祉法人 ○○○○	フリガナ 代表者 氏名 ×××× ×××× 〇 〇 〇 〇

財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類

私は、上記の法人に財産の寄附及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しています。

☞ 寄附年月日は、原則として、次の日となります。

- 寄附を受けた法人の理事会等で寄附財産の受入れの決議を行った日
- 法人を設立するための財産の提供の場合は、その法人の設立登記の日

住 所	氏 名	私との続柄 又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒 ×××-×××× 埼玉県〇〇市△△町2丁目3番4号	〇 〇 × ×	弟	朝霞税務署
〒 ×××-×××× 埼玉県〇〇市△△町3丁目4番5号	■ ■ ■ ■	妹	朝霞税務署

☞ 『寄附をした人が単独で提出する場合』には、「斜線」を付すか、又は「該当なし」と記載してください。

☞ 『寄附をした人が共同提出の代表者の場合』には、共同で提出する全ての人の住所、氏名等を記載してください。

(資13-1-1-A4統一) (令3.6)



## イ 使用区分

この表は、次の場合に使用します。

- (イ) 寄附をした人が単独で承認申請書を提出する場合（寄附をした人が2人以上いる場合において、各人が別々に承認申請書を提出するときを含みます。）
- (ロ) 同一の公益法人等に対し寄附をした人が2人以上いる場合において、寄附をした人が共同提出の代表者として承認申請書を提出するとき

## ロ 記載要領

- (イ) 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
  - A 既に設立されている法人に対する寄附の場合には、寄附を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
  - B 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
- (注) 農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- (ロ) この表を使用する人が上記イの(イ)に該当する場合には、この表の共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第1表の下部の欄）を斜線で抹消するか、又は「該当なし」と記載してください。

## ハ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	提出期限	原則として、寄附の日から4か月以内（その期間が経過する日前に、寄附をした日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その期限まで）の提出ですか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

(注) 上記1の提出期限までに提出できなかった場合には、提出が遅れたことについてのやむを得ない事情の詳細（例えば、災害などにより承認申請書の提出が遅れたなど）を具体的に記載した書類を添付してください。

(参考) マイナンバー（個人番号）の記載等について  
承認申請書を提出する際は、

**マイナンバー（12桁）の記載** + **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認  
書類の例

《例1》マイナンバーカード

《例2》

・通知カード  
・住民票の写し など

+

・運転免許証  
・公的医療保険の資格確認書  
(被保険者証) など

※ 本人確認書類の提示又は写しの添付に当たっては、次の点に留意してください。

- 1 「通知カード」は、記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- 2 「住民票の写し」は、マイナンバーの記載があるものに限ります。
- 3 「公的医療保険の資格確認書（被保険者証）」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

○ 共同提出の代表者以外の者用

### 租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第 1 表 (共同提出の代表者以外の者用)

郵便番号を必ず記載してください。  
職業は、会社名や役職が確認できるように具体的に記載してください。

令和 7 年 〇 月 〇 日

庁 長 官

〒 ×××-××××

申請者 住 所 埼玉県〇〇市△△町 2 丁目 3 番 4 号

フリガナ ×××× ××××  
氏 名 〇 〇 × ×

生年月日 (明・大・昭・平・令 37 年 4 月 1 日)

個人番号 ●●●● 〇〇〇〇 △△△△

〇〇株式会社  
職 業 専務取締役 電話番号 048 - 460 - ××××

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。

該当する口にレ印を記入してください。

寄 附 年 月 日	令和 7 年 △ 月 △ 日	寄附の 態 様	<input checked="" type="checkbox"/> 贈 与 <input type="checkbox"/> 法人を設立する ための財産提供
財産の寄附を 受けた法人	所 在 地 電 話 番 号	〒 ×××-×××× 東京都〇〇区×× 4 丁目□ (電 話 番 号 03 - 1111 - 2222 )	
	フリガナ 名 称	シャイフクホジソ ××××	フリガナ 代 表 者 氏 名
財産の寄附を受けた法人の事業 目的その他租税特別措置法施行 規則第 18 条の 19 に定める事項及 び添付書類	下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付しています。 なお、下記の申請の代表者が提出する承認申請書の第 3 表は、次のとおりです。 <input checked="" type="checkbox"/> 第 3 表 <input type="checkbox"/> 第 3 表 (承認特例用) <input type="checkbox"/> 第 3 表 (文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用)		

寄附財産の明細

種 類	細目 (地目・構造等)	所 在 地	数 量	共有持分
土地	宅地	東京都〇〇区×× 4 丁目 5 番 7 号	200 m <sup>2</sup>	—

寄附年月日は、原則として、次の日となります。

- 寄附を受けた法人の理事会等で寄附財産の受入れの決議を行った日
- 法人を設立するための財産の提供の場合は、その法人の設立登記の日

申請の代表者に関する事項

住 所	氏 名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請 書を提出した税務署名
東京都〇〇区×× 1 丁目 2 番 3 号	〇 〇 〇 〇	兄	麴町税務署

(資 13-1-2-A 4 統一) (令 7.6)

記載漏れがないよう注意してください。

## イ 使用区分

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした人が2人以上いる場合において、共同で承認申請書を提出する際の代表者以外の方が承認申請書を提出するときに使用します。

(注) 承認申請書第2表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この承認申請書を提出する人は、この承認申請書(第1表)のみを提出先税務署へ提出してください。

## ロ 記載要領

(イ) 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

A 既に設立されている法人に対する寄附の場合には、寄附を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

B 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

(注) 農地転用許可(届出)がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日(届出の効力が生じた日)が寄附年月日とされます。

(ロ) 「財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類」欄には、共同提出の代表者が提出する承認申請書第3表の種類に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

(ハ) 「寄附財産の明細」には、土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

(ニ) 「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

## ハ 申請時確認事項


	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	提出期限	原則として、寄附の日から4か月以内(その期間が経過する日前に、寄附をした日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その期限まで)の提出ですか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

(注) 上記1の提出期限までに提出できなかった場合には、提出が遅れたことについてのやむを得ない事情の詳細(例えば、災害などにより承認申請書の提出が遅れたなど)を具体的に記載した書類を添付してください。

○ 死亡した贈与者・遺贈者用

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書

第1表  
〔死亡した贈与者  
遺贈者  
用〕

 寄附者 住 所		氏 名 フ リ ガ ナ		死 亡 年 月 日 ( 年 齢 )	
				令 和 年 月 日 ( 歳 )	
申 請 者 (上記の者の相続人及び包括受遺者)					
住所・電話番号・個人番号		氏 名 (生年月日)		職 業	
1	〒 ( )	(明・大・昭・平・令 . . )			
2	〒 ( )	(明・大・昭・平・令 . . )			
3	〒 ( )	(明・大・昭・平・令 . . )			
4	〒 ( )	(明・大・昭・平・令 . . )			
5	〒 ( )	(明・大・昭・平・令 . . )			
6	〒 ( )	(明・大・昭・平・令 . . )			
公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第40条第1項後段の規定による所得税の非課税の承認を受けたいので、申請します。					
寄 附 年 月 日		令 和 年 月 日		寄附の 態 様 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 遺贈 <input type="checkbox"/> 法人を設立するための財産提供	
財産の寄附を 受けた法人		所 在 地 電 話 番 号 〒 (電 話 番 号 - - )		<input type="checkbox"/> 生前処分 <input type="checkbox"/> 遺 言	
		フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名			
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		第2表から第17表までの記載及び添付書類のとおりです。			

寄附をした人の相続人及び包括受遺者の全ての人の住所、氏名等を記載してください。

遺贈の場合には、原則として、遺贈をした人の死亡の日となります。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	
-----------------------------	--

相続人及び包括受遺者のうちで国税に関する書類を受領する代表者を定めるときに記載してください。

(資 13-1-3-A 4 統一) (令 4.6)

## イ 使用区分

この表は、次の場合において、寄附をした人の相続人及び包括受遺者が承認申請書を提出するときに使用します。

- (イ) 寄附をした人が承認申請書を提出する前に死亡した場合
- (ロ) 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- (ハ) 被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供した場合

## ロ 記載要領

- (イ) 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
  - A 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
  - B 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
  - C 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産の提供の場合には、遺言の効力が生じた年月日（相続開始日）
- (注) 上記A又はBの場合において、農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をしたときは、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。
- (ロ) 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する措法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

## ハ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	提出期限	原則として、寄附の日から4か月以内（その期間が経過する日前に、寄附をした日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その期限まで）の提出ですか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

(注) 上記1の提出期限までに提出できなかった場合には、提出が遅れたことについてのやむを得ない事情の詳細（例えば、災害などにより承認申請書の提出が遅れたなど）を具体的に記載した書類を添付してください。

## ニ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	申請書を提出する全ての場合	寄附者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し	<input type="checkbox"/>
2	新設法人に対する遺言による財産の提供又は既設法人に対する遺贈である場合	遺言書の写し	<input type="checkbox"/>

(2) 第2表関係

☞ 主務官庁の担当課まで記載してください。

1 財産の寄附を受けた法人の設立年月日及び事業の目的

第2表

法人の設立の許可等年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	4 年 × 月 × 日	主務官庁名 及び 経由機関名 (担当課)	東京都 (〇〇課)
法人の設立の登記年月日	明治 大正 昭和 平成 令和	4 年 □ 月 □ 日		
法人の事業の目的	地域の高齢化に対応するため次の施設を設置経営する。			
	第一種社会福祉事業			
	施設名 特別養護老人ホーム 〇〇〇〇			
	第二種社会福祉事業			
	デイサービスセンター (〇〇〇〇)			
	<p>☞ 複数の施設を設置運営している場合には、全ての施設について記載してください。</p>			
法人が設置運営している施設	名称	所在地	設置年月日(注)	施設の業務内容
	〇 〇 〇 〇	〒 × × × - × × × × × 東京都〇〇区××4丁目5番6号	明・大・昭・平・令 7・□・□	特別養護老人ホーム(予定)
		〒	明・大・昭・平・令 ・	
		〒	明・大・昭・平・令 ・	
(注)「設置年月日」欄は、その施設が法人設立の日前から設置されている場合には、当初の設置年月日を記入します。				

2 寄附の目的(法人を設立するための寄附である場合は、設立の趣旨)

地域の高齢化に伴い高齢者人口が増加しているにもかかわらず、そのような方々の利用できる施設が絶対的に不足している現状を考慮し、自らが生まれ育った地域の発展に貢献できればとの志をもって必要な施設の敷地を寄附いたしました。

・・・など

☞ 寄附を行った目的、趣旨、寄附までの経緯等を具体的に記載してください。

(資 13-1-4-A 4 統一) (令元. 6)

## イ 記載要領

- (イ) 「法人の設立の許可等年月日」欄、「法人の設立の登記年月日」欄及び「主務官庁名及び經由機関名」欄への記載に当たっては、法人の設立許可書（認可書）や登記事項証明書を確認してください。

なお、公益社団（財団）法人又は特定一般法人である場合は、次のとおり記載してください。

各 欄	公益社団（財団）法人	特定一般法人
「法人の設立の許可等年月日」欄	所轄の行政庁から公益認定を受けた年月日を記載します。	記載の必要はありません。
「法人の設立の登記年月日」欄	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。（注）	一般社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載します。
「主務官庁名及び經由機関名」欄	所轄の行政庁を記載します。 例）内閣総理大臣、〇〇県知事	記載の必要はありません。

（注） 特例民法法人（80 ページを参照してください。）から公益社団（財団）法人へ移行した場合は、公益社団（財団）法人として設立の登記を行った年月日を記載してください。

- (ロ) 「法人の事業の目的」欄には、寄附を受けた法人が行っている事業内容を具体的に記載してください。
- (ハ) 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、寄附までの経緯等について具体的に記載してください。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「法人の設立の許可等年月日」欄及び「法人の設立の登記年月日」欄	法人の設立許可等年月日は、法人の設立許可書、認可書又は認証書等の写しに基づき記載されていますか。また、法人の設立登記年月日は、法人の登記事項証明書に基づき記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	申請書を提出する全ての場合	法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し	<input type="checkbox"/>
2		法人の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3		法人の寄附行為、定款又は規則の写し	<input type="checkbox"/>
4		法人が設置運営している施設の運営に関する園則、管理（運営）規程、規則等の写し（注1）	<input type="checkbox"/>
5		法人が設置運営している施設の利用に関する説明書、パンフレット等（注1、2）	<input type="checkbox"/>

（注）1 承認特例の適用を受けようとする場合には、添付は不要です。

2 法人のホームページに掲載されている場合には、承認申請書の余白部分等にその旨記載していたら、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。

(3) 第3表関係  
○ 第3表

この表は、一般特例の適用を受けようとする場合に使用します。  
承認特例の適用を受けようとする場合は、第3表（承認特例用）  
（63 ページ参照）を使用します。

3 寄附財産の明細及び使用目的等

第3表

寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）		1	2	3	4	5	
番 号							
種 類		土地	土地	土地			
細目（地目・構造、銘柄等）		宅地	宅地	宅地			
所 在 地		東京都〇〇区××4丁目5番6	東京都〇〇区××4丁目5番7	東京都〇〇区××4丁目5番8			
数 量（面積等）	A	500.00 m <sup>2</sup>	200.00 m <sup>2</sup>	100.00 m <sup>2</sup>			
寄附財産が株式である場合	発行法人の発行済株式総数	B					
	寄附を受けた法人が寄附直前に有していた株式数	C					
	寄附を受けた法人が有することとなった株式数（A+C）	D					
	保有割合（D/B）		%	%	%	%	
贈与又は遺贈した財産の価額	①	100,000,000	40,000,000	20,000,000			
贈与又は遺贈した財産の取得年月日		S50・5・14	S50・5・14	S50・5・14			
必要経費	取得	概算取得費に ない場合 取得価額・設備費・改良費	②	30,000,000	6,000,000	3,000,000	
		償却費相当額	③				
		差引（②－③）	④	30,000,000	6,000,000	3,000,000	
	費	概算取得費による場合（①×5%）	⑤				
		譲渡に要した費用	⑥	200,000	200,000	200,000	
計（④＋⑥又は⑤＋⑥）	⑦	30,200,000	6,200,000	3,200,000			
差引金額（①－⑦）	⑧	69,800,000	33,800,000	16,800,000			
共同提出の場合	代表者以外の申請者の氏名		〇〇 ××	■ ■ ■ ■			
	代表者以外の申請者の持分		1 / 1	1 / 1			
使用目的等	使用開始（予定）年月日		開始（予定） R7・□・□	開始（予定） R7・□・□	開始（予定） R7・□・□		
	使用目的		特別養護老人ホーム敷地	特別養護老人ホーム敷地	特別養護老人ホーム敷地		

寄附申込書、寄附財産の登記事項証明書、財産目録等と一致していますか。

寄附財産が株式である場合に記載してください。

寄附時の時価を算出し記載してください。

取得年月日が明らかな場合は、その年月日を記載し、明らかな場合には、「不明」と記載してください。  
また、取得価額や譲渡に要した費用が明らかな場合は、その額を記載してください。

共同提出の代表者以外の人々の氏名及びその財産に対する持分を記載してください。

この表には、付表として第3表-付1及び第3表-付2があります。

使用目的は「保育園園舎敷地」や「特別養護老人ホーム敷地」、「配当金を助成金の原資とする」（寄附財産が株式である場合）等のように具体的に記載してください。また、その使用目的に係る事業が公益目的事業に該当するものか確認してください。



## イ 記載要領

- (イ) この表は、一般特例の適用を受けようとする場合に使用します。
- (ロ) 土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
- 例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- なお、共同提出の代表者の人が記載する場合には、代表者以外の人の寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。
- (ハ) 「使用開始(予定)年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「種類」欄	譲渡所得、山林所得又は雑所得の基因となる財産ですか。	<input type="checkbox"/>
2	「数量(面積等)」欄	寄附を受けた法人が取得をした寄附財産が株式である場合、その取得によりその法人の有することとなるその株式の発行法人の株式が、その発行済株式の総数の2分の1を超えていませんか。 その取得によりその法人の有することとなるその株式の発行法人の株式が、その発行済株式の総数の2分の1を超えている場合には、非課税承認は受けられません。	<input type="checkbox"/>
3	「共同提出の代表者の場合」欄	共同提出の代表者以外の人の氏名及び各人の持分が記載されていますか(共同提出の代表者以外の人が持分を有している財産に限ります。)	<input type="checkbox"/>
4	「使用開始(予定)年月日」欄	寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に使用を開始していますか。又は、使用を開始する予定ですか。	<input type="checkbox"/>
5	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
6	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	申請書を提出する全ての場合	寄附申込書の写し	<input type="checkbox"/>
2		寄附の受入れに係る理事会等の議事録(法人を設立するための財産の提供の場合は、寄附の受入れに係る設立発起人会等の議事録)の写し	<input type="checkbox"/>
3		寄附財産の時価を明らかにする書類(不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど)	<input type="checkbox"/>
4	取得価額が明らかである場合	寄附財産の取得価額を明らかにする書類(購入時の売買契約書の写し等)	<input type="checkbox"/>
5	寄附財産が土地である場合	寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書(農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。)、利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、住宅案内図(隣接する土地の利用者が記載されたもの)及び写真等 〔土地の上に建物がある場合は、その建物の登記事項証明書、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等〕	<input type="checkbox"/>
6	寄附財産が建物である場合	寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後のその建物の登記事項証明書、利用状況が分かる平面図及び写真等	<input type="checkbox"/>
7	寄附財産が株式である場合	寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類(上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株式名簿の写し等)	<input type="checkbox"/>
8		寄附後5年間の配当金の利用計画書、過去5年間の配当状況を記載した書類及び発行法人の直近の事業報告書・決算書等	<input type="checkbox"/>
9	寄附財産が美術品である場合	寄附をした美術品のうち主要なものカラー写真及び寄附後3年間における寄附財産の展示(利用)計画書	<input type="checkbox"/>

○ 第3表（文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用）

3 寄附財産の明細及び使用目的等

この表は、博物館等を運営する独立行政法人等に対する有形文化財の寄附で申請時に一定の書類を添付する場合（8ページ参照）に使用します。

(1) 証明書の添付の確認

この表を提出する場合（租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号の規定の適用を受けようとする場合）、次の証明書の添付が必要です（証明書の添付を確認し、□にレ印を記入してください。）。

- 寄附財産が認定拠点計画又は認定地域計画に記載された一定の事業の用に供される旨の証明書（租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号に規定する書類）を添付しました。

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号	1	2	3	4	5
種 類	絵画	彫刻	工芸品		
細 目（名称等）	〇〇作「××」	〇〇作「××」	〇〇作「××」	寄附申込書と一致していますか。	
所 在 地	東京都〇〇区××4丁目5番8	東京都〇〇区××4丁目5番8	東京都〇〇区××4丁目5番8	寄附時の時価を算出し記載してください。	
数 量（作品数等）	1点	1点	1点		
贈与又は遺贈した財産の価額	① 100,000,000	40,000,000	20,000,000		
贈与又は遺贈した財産の取得年月日	S50・5・14	S50・5・14	S50・5・14	取得年月日が明らかな場合は、その年月日を記載し、明らかでない場合には、「不明」と記載してください。 また、取得価額や譲渡に要した費用が明らかな場合は、その額を記載してください。	
必 要 経 費	取得費 概算取得費によらない場合	② 30,000,000	6,000,000	3,000,000	共同提出の代表者以外の人々の氏名及びその財産に対する持分を記載してください。
	取得費 概算取得費による場合 (①×5%)	③			
	譲渡に要した費用	④ 200,000	200,000	200,000	
	計(②+④又は③+④)	⑤ 30,200,000	6,200,000	3,200,000	
差引金額(①-⑤)	⑥ 69,800,000	33,800,000	16,800,000		
共同提出の場合	代表者以外の申請者の氏名		〇〇 ××	■ ■ ■ ■	
	代表者以外の申請者の持分		1 / 1	1 / 1	
使 用 目 的 等	使用開始(予定)年月日	開始・予定 R7・□・□	開始・予定 R7・□・□	開始・予定 R7・□・□	
	使用目的	●●博物館展示用	●●博物館展示用	●●博物館展示用	
	使用開始されていない場合の具体的な理由				

第3表（文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用）

寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始(予定)年月日」欄に「予定」と表示した場合）には、「使用開始されていない場合の具体的な理由」欄にその理由を具体的に記載してください。

(資13-1-5-4-A4統一)

## イ 記載要領

- (イ) この表は、博物館等を運営する独立行政法人等に対する有形文化財の寄附で申請書に一定の書類を添付する場合（8ページ参照）に使用します。
- (ロ) この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
- なお、共同提出の代表者の人が記載する場合には、代表者以外の人寄附財産についても同様に記載し、各人の持分を記載してください。
- (ハ) 「使用開始(予定)年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「種類」欄	譲渡所得、山林所得又は雑所得の基因となる財産ですか。	<input type="checkbox"/>
2	「共同提出の代表者の場合」欄	共同提出の代表者以外の人寄附の氏名及び各人の持分が記載されていますか（共同提出の代表者以外の人寄附の持分を有している財産に限ります。）。	<input type="checkbox"/>
3	「使用開始（予定）年月日」欄	寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に使用を開始していますか。又は、使用を開始する予定ですか。	<input type="checkbox"/>
4	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	申請書を提出する全ての場合	寄附申込書の写し	<input type="checkbox"/>
2		寄附の受入れの事実が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
3		寄附財産の時価を明らかにする書類（美術品等の鑑定書等の写しなど）	<input type="checkbox"/>
4		寄附をした美術品等のうち主要なもののカラー写真	<input type="checkbox"/>
5		寄附財産が認定拠点計画又は認定地域計画に記載された一定の事業の用に供される旨の証明書（措令第25条の17第8項第1号に規定する書類）	<input type="checkbox"/>
6		取得価額が明らかである場合	寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）

○ 第3表一付1

3— 付1 寄附財産が使用開始されていない場合等の明細書

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合

第3表の「使用開始(予定)年月日」欄に(予定)と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合

(令和 7 年 〇 月 〇 日現在)

① 寄附財産が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有・無	6・△・△	6・×・×	6・■・■	6・●・●	50,000 千円
建築請負業者に関する事項	所在地	東京都〇〇区△△1丁目2			
	名称	□□建設株式会社 (電話番号 03 — 1111 —△△△△)			

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
		6・×・×	借入・寄附・自己資金	10,000 千円	
	6・■・■	借入・寄附・自己資金	20,000	■■■	本人
	6・●・●	借入・寄附・自己資金	20,000	△△銀行	なし
	・	借入・寄附・自己資金			
	・	借入・寄附・自己資金			

資金調達の方法が寄附による場合は承認申請書第4表に、借入れによる場合は承認申請書第9表に記載が必要です。金額等が相違しないように注意してください。

② ①以外の場合  
 [使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合  
 (令和 年 月 日現在)

[寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附のあった日から2年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

寄附の日から2年以内に使用開始できない場合には、使用開始予定年月日を必ず記載してください。

使用開始されていない理由や使用開始できないやむを得ない事情を具体的に記載してください。なお、この欄に記載しきれないときは、別紙に記載してこの表に添付してください。

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

## イ 記載要領

この表には、承認申請書を提出する日の直前の状況を記載してください。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)①の「請負契約金額」欄	「建築資金の調達方法等」の「金額（予定）」欄の金額の合計額を超える金額になっていませんか。	<input type="checkbox"/>
2	「(2) 寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合」欄	寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に使用開始することが困難であるやむを得ない事情に該当するものか判断できる程度の具体的な内容が記載されていますか。 「使用開始予定年月日」欄には、具体的な計画に基づく日付が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	寄附財産である土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合	建築請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
2		建築資金の調達方法が確認できる書類（融資や補助金の決定通知書の写し等）（注1）	<input type="checkbox"/>
3		建築工事のスケジュール表	<input type="checkbox"/>
4		建築する建物の利用状況が分かる平面図等	<input type="checkbox"/>
5		建築業者の選定経緯が分かる書類（入札に係る理事会の議事録や入札結果が分かる書類の写し等）（注1）	<input type="checkbox"/>
6		建築した建物の登記事項証明書（注2）	<input type="checkbox"/>
7		建築した建物の写真（注2）	<input type="checkbox"/>
8	寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合	やむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等	<input type="checkbox"/>

(注) 1 寄附を受けた法人と、寄附をした人、その法人の役員等若しくは社員又はこれらの人と親族関係若しくは特殊の関係がある人（「特殊の関係がある人」については8ページを参照してください。）との間において、建築請負契約等がある場合に提出してください。

2 建築完了後に提出してください。

○ 第3表一付2

3— 付2 寄附財産が譲渡された場合の明細書

(令和 年 月 日現在)

第3表一付2

(1) 寄附財産が使用開始されていない場合  
別添のとおり (理由書及びその関係書類を添付します。)

(2) 譲渡財産の明細等

寄附財産番号	契約年月日	譲 受 者		寄附者と譲受者との関係	譲 渡 価 額
	引渡年月日	住 所	氏 名		
	..				千円
	..				
	..				
	..				
	..				
<p>やむを得ない理由により譲渡された寄附財産について、「譲受者」、「寄附者と譲受者との関係」、「譲渡価額」及び「譲渡代金の預入銀行等」等を具体的に記載してください。</p>					
<p>開発行為を前提として寄附を受けている場合で、寄附財産のうちに地方公共団体等に対して道路用地として提供する部分があるときなど、地方公共団体等に提供（寄附）することが明らかかなものは非課税承認の対象になりません。</p>					
合 計					㉔ 千円

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日	種 類	細 目	所 在 地	数 量	価 額	取得の相手方	住 所	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始（予定）年月日
							氏 名		使 用 目 的
..					千円				..
..									..
..									..
..									..
..									..
..									..
..									..
..									..
合 計					㉕ 千円				

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「㉕」欄の金額が上記(2)の「㉔」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり (理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。)

具体的な取得計画がない場合には、寄附財産の全てについて非課税承認が受けられなくなりますので注意してください。

(資 13-1-6-A 4 統一) (令 2.6)

## イ 記載要領

(イ) 「(1) 寄附財産が使用開始されていない場合」欄及び「(4) 代替資産を取得していない場合又は(3)の「B」欄の金額が(2)の「A」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画」欄は、それぞれ該当する場合に記載(理由書等を添付)します。

(注) 承認特例の適用を受けようとする場合は、「(1) 寄附財産が使用開始されていない場合」の記載は不要です。

(ロ) 「(2) 譲渡財産の明細等」の「寄附財産番号」欄には、譲渡した寄附財産に係る承認申請書第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」の「番号」欄の番号を記載してください。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(2)の「譲渡価額」欄及び(3)の「価額」欄	譲渡価額の全額が代替資産の取得に充てられていますか。	<input type="checkbox"/>
2	「(3) 代替取得資産の明細等」欄	代替取得資産は、土地、土地の上に存する権利、減価償却資産及び株式(株式にあっては、株式交換などのやむを得ない理由により譲渡したことにより取得した株式に限ります。)ですか。	<input type="checkbox"/>
3	(3)の「使用開始(予定)年月日」欄及び「使用目的」欄	代替資産は、譲渡した寄附財産の寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に使用開始していますか。又は、使用開始する予定ですか(その期間内に公益目的事業の用に使用開始できない場合には、その理由や具体的な使用計画が必要です。)	<input type="checkbox"/>
4	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

(イ) 一般特例の適用を受けようとする場合

	書類	チェック
1	譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類	<input type="checkbox"/>
2	寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等	<input type="checkbox"/>
3	寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し	<input type="checkbox"/>
4	寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等	<input type="checkbox"/>
5	代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等	<input type="checkbox"/>
6	寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の代替資産の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
7	代替資産の利用状況が分かる平面図(設計図)、写真等	<input type="checkbox"/>
8	寄附財産の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表	<input type="checkbox"/>
9	譲渡価額の全額又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合には、その充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての代替資産の取得計画書その他の関係書類	<input type="checkbox"/>

(ロ) 承認特例の適用を受けようとする場合

	書類	チェック
1	寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し	<input type="checkbox"/>
2	寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し等	<input type="checkbox"/>
3	寄附財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産について、基金又は基本金に組み入れることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録の写し(議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。)	<input type="checkbox"/>
4	上記3の資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し等	<input type="checkbox"/>
5	寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の上記3の資産の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
6	寄附財産の譲渡及び上記3の資産の取得に係る収支明細表	<input type="checkbox"/>
7	寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が上記3の資産の取得に充てられていない場合には、その充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての上記3の資産の取得計画書その他の関係書類	<input type="checkbox"/>

(4) 第4表関係

4 法人が寄附を受けた財産の状況 第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」欄に記入した財産以外の財産について記入します。

番号	寄附年月日	寄附財産				寄附者		使用目的
		種類	細目(銘柄等)	数量	価額	住所	氏名	
1	6・□・□	土地	宅地	300.00 m <sup>2</sup>	30,000 <sup>千円</sup>	東京都○○区××	○○ ○○	特別養護老人ホーム敷地
2	6・■・■	現金	現金		20,000	東京都△△区□□	■■ ■■	運営資金
3	・ ・							
4	・ ・							
5	・ ・							
6	・ ・							
7	・ ・							
8	・ ・							
9	・ ・							
10	・ ・							
11	・ ・							
12	・ ・							
13	・ ・							
14	・ ・							
15	・ ・							
16	・ ・							
17	・ ・							
18	・ ・							
19	・ ・							
20	・ ・							
21	・ ・							
22	・ ・							
23	・ ・							

第4表

(資 13-1-7-A 4 統一) (令元. 6)



## イ 記載要領

この表は、寄附を受けた法人が寄附を受けた財産のうち承認申請書第3表の「寄附財産の明細及び使用目的等」に記載した財産以外の財産（譲渡所得の基因とならない現金・預貯金等、譲渡所得が生じない財産を含みます。）について、寄附年月日等の所定の事項を記載してください。

記載に当たっては、承認申請書第1表の寄附年月日に近い日の寄附から順に記載してください。また、寄附年月日並びに種類及び細目を同じくする財産は、まとめて記載してください。

(注) 1 記載すべき件数が多く、この表が数枚に及ぶこととなる場合には、上記による記載を省略して、会計年度ごとの合計金額のみを記載しても差し支えありません。

ただし、次の寄附については、省略せずに記載してください。

- (1) 寄附をした人及びその親族からの寄附
  - (2) 土地、建物、株式、美術品又は立木など、譲渡所得、山林所得又は雑所得の基因となる財産の寄附
  - (3) 過去に非課税承認を受けた寄附
- 2 会計年度ごとの合計金額のみを記載してこの表を提出した場合には、その内容を確認するために、記載内容を省略していない承認申請書第4表の提出をお願いする場合があります。
- 3 既存の書類等でこの表に記載すべき内容（(注) 1 及び 2 による方法で提出する場合を含みます。）が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	承認申請書第3表に記載した財産以外の財産（過去に寄附を受けた財産・非課税承認を受けた財産を含みます。）について、全て記載されていますか。また、記載すべき欄について記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

(5) 第5表・第6表関係

☞ 定款等で定められた定員を記載してください。

☞ 承認申請書記載時の理事（又は責任役員）の現員を記載してください。

5 法人の機関の構成

(令和7年〇月〇日現在)

第5表

(1) 理事又は責任役員

定員 6名 現員 6名

番号	氏名 (年齢)	住所	寄附者との親族その他特殊関係	他の理事又は監事との親族その他特殊関係	法人から受ける給料・報酬 月額 円	法人における理事・責任役員以外の地位	この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこの役職等
1	〇〇 〇〇 (63歳)	東京都〇〇区××1-2-3	本人	〇〇××の兄	300,000	施設長	〇〇(株)代表取締役社長
2	■ ■ 〇〇 (60歳)	東京都〇〇区××3-1	なし	なし	0	なし	〇〇販売業
3	〇〇 △△ (65歳)	東京都〇〇区××1-8	なし	なし	0	なし	〇〇社員
4	■ ■ ● ● (61歳)	東京都〇〇区××3-2	なし	なし	0	なし	農業
5	〇〇 ×× (60歳)	埼玉県〇〇市△△町2-3-4	本人	〇〇〇〇の弟	0	なし	〇〇(株)専務取締役
6	■ ■ ×× (61歳)	東京都〇〇区××3-3	なし	なし	0	なし	▲▲製造業
7	( 歳)						
8	( 歳)	☞ 具体的かつ詳細に記載してください。特に、勤務先・役職欄は、例えば「(株)〇〇代表取締役社長」などのように具体的に記載してください。なお、該当がない場合は必ず「なし」と記載してください。					
9	( 歳)						
10	( 歳)						
11	( 歳)						
12	( 歳)						
13	( 歳)						
14	( 歳)						
15	( 歳)						

(2) 監事

定員 2名 現員 2名

番号	氏名 (年齢)	住所	寄附者との親族その他特殊関係	他の監事、理事又は評議員との親族その他特殊関係	法人から受ける給料・報酬 月額 円	法人における監事以外の地位	この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこの役職等
1	×× ×× (48歳)	東京都〇〇区××5-2	なし	なし	20,000	なし	税理士
2	・ ・ ・ ・ (53歳)	東京都〇〇区××3-8	なし	なし	20,000	なし	(株)××社員
3	( 歳)						
4	( 歳)						
5	( 歳)						

(資13-1-8-A4統一) (令元.6)

☞ 定款等で定められた定員を記載してください。

☞ 承認申請書記載時の評議員（又は信徒総代）の現員を記載してください。

(令和 7 年 ○ 月 ○ 日現在)

(3) 評議員又は信徒総代

定員 7 名 現員 7 名

番号	氏名 (年齢)	住所	寄附者との親族その他特殊関係	他の評議員、理事又は監事との親族その他特殊関係	法人から受ける給料・報酬 月額 円	法人における評議員以外の地位	この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこの役職等
1	〇〇 ●● (60歳)	東京都〇〇区××5-5	なし	なし	0	なし	なし
2	〇〇 ■■ (70歳)	東京都〇〇区××8-5	なし	なし	0	なし	なし
3	■■ △△ (50歳)	東京都〇〇区××2-8	なし	なし	0	なし	(株)△△社員
4	△△ ×× (47歳)	東京都〇〇区××6-1	なし	なし	0	なし	(株)□□社長
5	×× □□ (59歳)	東京都〇〇区××7-2	なし	なし	0	なし	(株)××パート
6	・・ △△ (76歳)	東京都〇〇区××8-3	なし	なし	0	なし	なし
7	△△ ▲▲ (55歳)	東京都〇〇区××7-7	なし	なし	0	なし	〇〇幼稚園長
8	( 歳)						
9	( 歳)						
10	( 歳)						
11	( 歳)						
12	( 歳)						
13	( 歳)						
14	( 歳)						
15	( 歳)						
16	( 歳)						
17	( 歳)						
18	( 歳)						
19	( 歳)						
20	( 歳)						
21	( 歳)						
22	( 歳)						
23	( 歳)						
24	( 歳)						
25	( 歳)						
26	( 歳)						
27	( 歳)						
28	( 歳)						
29	( 歳)						

☞ 具体的かつ詳細に記載してください。特に、勤務先・役職欄は、例えば「(株)〇〇代表取締役社長」などのように具体的に記載してください。なお、該当がない場合は必ず「なし」と記載してください。

## イ 記載要領（第5表、第6表共通）

(イ) この表は、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

(ロ) 「(1) 理事又は責任役員」の記載に当たっては、次の点に留意してください。

A 「寄附者との親族その他特殊関係」欄は、寄附をした人からみて次に掲げる人に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の榊□□の社員」のように具体的に記載してください。「第5表理事の(番号)の弟」のように記載しても差し支えありません。

また、寄附をした人からみて次に掲げる人に該当しない場合には、「なし」と記載してください。

a 寄附をした人の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。）

b 寄附をした人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人

c 寄附をした人の使用人

d 寄附をした人の使用人以外の人で寄附をした人から受ける金銭その他の財産により生計を維持している人

e 上記bからdまでに掲げる人の親族で、これらの人と生計を一にしている人

f 次に掲げる法人の役員又は使用人

(a) 寄附をした人が役員となっている他の法人

(b) 寄附をした人及び上記aからeまでに掲げる人並びにこれらの人と特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人（8ページの「特殊の関係がある人」を参照してください。）

B 「他の理事又は監事との親族その他特殊関係」欄の記載は、上記Aに準じて記載してください。

C 「この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等」欄には、寄附を受けた法人以外の勤務先、役員となっている法人又は団体の名称及びそこでの役職名を「榊〇〇代表取締役社長」のように具体的に記載してください。

また、個人で事業を行っている場合には、その事業について「〇〇販売業」のように記載してください。

(ハ) 「(2) 監事」及び「(3) 評議員又は信徒総代」の記載に当たっても、上記(ロ)と同様の点に留意してください。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

□ 申請時確認事項（第5表、第6表共通）

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)(2)(3)の「現員」欄	定款等で定められた定員を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>
2	(1)(2)(3)の「法人から受ける給料・報酬」欄	寄附を受けた法人から受ける給料又は報酬は、勤務実績に基づき支給されていますか（役員等の地位にあることのみに基づき支給されていませんか。）。また、寄附をした人の親族などが特に高額な給料や報酬を受けていませんか。	<input type="checkbox"/>
3	(1)(2)(3)の「寄附者との親族その他特殊関係」欄	理事、監事又は評議員のそれぞれのうちに、特定の理事、監事又は評議員と親族関係を有する人及びこれらの人と特殊の関係がある人の合計数は、いずれも現員の3分の1以下となっていますか。	<input type="checkbox"/>
	(1)の「他の理事又は監事との親族その他特殊関係」欄		
	(2)の「他の監事、理事又は評議員との親族その他特殊関係」欄		
	(3)の「他の評議員、理事又は監事との親族その他特殊関係」欄		
4	(1)(2)(3)の「この法人以外の勤務先等関係する法人・団体の名称及びそこでの役職等」欄	理事、監事又は評議員が役員を務める法人に勤務する人又は理事、監事又は評議員が役員を務める団体に所属する人は、特殊の関係がある人に該当するものとして記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
5	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

- (注) 1 役員構成や定員などについては、定款等に記載すべき事項が別途定められています。詳しくは、70ページ以降をご覧ください。
- 2 定款等において、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は理事の定数と同数以上であればよいとされています。
- 3 公益社団（財団）法人については、「一般社団・財団法人法」及び「公益認定法」において定款の記載事項として定められている定員であればよいとされています。
- 4 特定一般法人については、理事は6人以上、監事は2人以上、評議員（設置している場合）は理事の定数と同数以上であればよいとされています。

(6) 第7表関係

6 法人が所有し又は借り受けている土地又は建物の状況

第7表

(1) 土地の状況(借り受けている土地を含む。)

(令和7年〇月〇日現在)

番号	登記簿上の地目	所在地	面積	用途	所有の別 借受
1	宅地	東京都〇〇区××4丁目5番6	500.00 m <sup>2</sup>	特別養護老人ホーム敷地	所有・借受
2	宅地	東京都〇〇区××4丁目5番7	200.00	特別養護老人ホーム敷地	所有・借受
3	宅地	東京都〇〇区××4丁目5番8	100.00	特別養護老人ホーム敷地	所有・借受
4	宅地	東京都〇〇区××4丁目5番9	300.00	特別養護老人ホーム敷地	所有・借受
5	雑種地	東京都〇〇区××4丁目5番10	120.00	駐車場	所有・借受
6			.		所有・借受
7					所有・借受
8					所有・借受
9					所有・借受
10					所有・借受
11					所有・借受
12					所有・借受
13			.		所有・借受
14			.		所有・借受
15			.		所有・借受
合 計			1,220.00 m <sup>2</sup>	(内訳) 所有分 1,100.00 m <sup>2</sup> 借受分 120.00 m <sup>2</sup>	

☞ 1 承認申請書第3表、第4表に記載されている土地(過去に非課税承認を受けた寄附に係る土地を含みます。)についても記載する必要がありますので、面積や用途を確認し、これらの表の記載内容と差異が生じないように記載してください。  
2 「借受」に○を付した土地については、承認申請書第8表にも記載が必要です。

(2) 建物の状況(借り受けている建物を含む。)(注) 建設中の建物については、計画面積により記入し、「用途」欄に㊦と記入します。

(令和7年〇月〇日現在)

番号	登記簿上の種類	所在地	室数	面積	用途	所有の別 借受
1	老人ホーム	東京都〇〇区××4丁目5番6	20室	800.00 m <sup>2</sup>	㊦ 特別養護老人ホーム	所有・借受
2				.		所有・借受
3						所有・借受
4						所有・借受
5						所有・借受
6						所有・借受
7						所有・借受
8						所有・借受
9						所有・借受
10				.		所有・借受
11				.		所有・借受
12				.		所有・借受
合 計			20室	800.00 m <sup>2</sup>	(内訳) 所有分 800.00 m <sup>2</sup> 借受分 .	

☞ 1 承認申請書第3表、第4表に記載されている建物(過去に非課税承認を受けた寄附に係る建物を含みます。)についても記載する必要がありますので、面積や用途を確認し、これらの表の記載内容と差異が生じないように記載してください。  
2 「借受」に○を付した建物については、承認申請書第8表にも記載が必要です。  
3 建築途中の建物や建築予定の建物については、用途欄の最初に㊦と記載してください。

## イ 記載要領

- (イ) この表は、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- (ロ) 承認申請書第3表及び第4表に記載した土地又は建物についても記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)(2)の「用途」欄	用途は具体的に記載されていますか。今後、使用予定のものについては(予)と記載するなど、使用開始されているものと区分して記載してください。	<input type="checkbox"/>
2	(1)(2)の「所有・借受の別」欄	チェック漏れはありませんか。借受に○を付したものについては承認申請書第8表への記載が必要です。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	承認申請書第3表及び第4表に記載された土地及び建物についても記載されていますか。また、記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

(7) 第8表関係

7 第7表の内訳明細表

第8表

(1) 法人が借り受けている土地及び建物の明細											
〔第7表の(1)又は(2)の「所有・借受の別」欄において(借受)と表示したもの〕 (令和 7 年 〇 月 〇 日現在)											
土地又は建物の別	第7表の(1)欄又は(2)欄の番号	面積	固定資産税評価額(寄附時)	1年間の貸借料	借り受ける期間	権利金の有無		貸主		貸主と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	
						権利金の額	住所	氏名			
土地・建物	(1)-5	m <sup>2</sup> 120.00	千円 7,200	円 100,000	自7.1.1 至●.1.1	有・ <b>無</b>	0 千円	東京都〇〇区×× 1丁目5-6	△△ △△	なし	
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					
<p>☞ 寄附を受けた法人が借り受けている土地及び建物がある場合は、必ず記載してください。</p>											
(2) 法人が貸し付けている土地及び建物の明細											
〔第7表の(1)又は(2)の「用途」欄に「貸付」と記入したもの〕 (令和 年 月 日現在)											
土地又は建物の別	第7表の(1)欄又は(2)欄の番号	面積	固定資産税評価額(寄附時)	1年間の貸貸料	貸し付ける期間	権利金の有無		借主		借主と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	借主の用途
						権利金の額	住所	氏名			
土地・建物	( )-	m <sup>2</sup> .	千円	円	自 . . . 至 . . .	有・無	千円				居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
土地・建物	( )-	.			自 . . . 至 . . .	有・無					居住・事業
<p>☞ 有償・無償を問わず、寄附をした人等へ土地・建物を貸し付けている場合は、原則として、非課税承認は受けられません。</p>											
<p>☞ 該当するものがない場合は「斜線」を付すか、又は「該当なし」と記載してください。</p>											



## イ 記載要領

(イ) この表は、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

(ロ) 「(1) 法人が借り受けている土地及び建物の明細」及び「(2) 法人が貸し付けている土地及び建物の明細」の「土地又は建物の別」欄の記載に当たっては、承認申請書第7表に記載されている番号の小さいものから順に記載してください。

(ハ) 「(1) 法人が借り受けている土地及び建物の明細」及び「(2) 法人が貸し付けている土地及び建物の明細」の記載に当たっては、1筆の土地又は1棟の建物を2か所以上から借り受けている場合には借受先（貸主）ごとに、1筆の土地又は1棟の建物を2か所以上に貸し付けている場合には貸付先（借主）ごとに記載してください。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)の「1年間の賃借料」欄	寄附をした人、役員等又はこれらの人の親族等から借り受けている場合には、周辺の相場に比べて高額な賃借料となっていないですか。正当な理由なく高額な賃借料となっている場合には、非課税承認は受けられません。	<input type="checkbox"/>
2	(2)の「1年間の賃貸料」欄	寄附をした人、役員等又はこれらの人の親族等に貸し付けている土地・建物はありますか。一定の場合を除き、貸し付けられている土地・建物がある場合には、非課税承認は受けられません（注）。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	承認申請書第7表で「借受」に○を付したものは全て記載されていますか。また、記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

(注) 一定の場合とは、宗教法人の庫裏又は牧師館等にその法人の住職又は牧師等として居住しているなど事業遂行上やむを得ない事情による必要最小限の居住をしているときなどをいいます。

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	寄附を受けた法人に土地又は建物の貸借がある場合	土地又は建物の借受け又は貸付けに関する賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（注）	<input type="checkbox"/>
2	寄附を受けた法人が土地を借り受け又は貸し付けている場合	土地の利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、その土地を中心とした住宅地図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等（注）	<input type="checkbox"/>
3	寄附を受けた法人が建物を借り受け又は貸し付けている場合	建物の利用状況が分かる平面図（注）	<input type="checkbox"/>

(注) 寄附を受けた法人と、寄附をした人、その法人の役員等若しくは社員又はこれらの人と親族関係若しくは特殊の関係がある人（「特殊の関係がある人」については8ページを参照してください。）との間において、賃貸借契約又は使用貸借契約がある場合に提出してください。

(8) 第9表関係

8 借入金等の明細

第9表

(1) 借入金の明細 <span style="float: right;">(令和 7 年 △ 月 △ 日現在)</span>								
借入先	残高	借入期間	当初借入金額	1年間の元金の返済額	利率	担保の種類及び担保物	借入金の使途	
△△銀行	千円 20,000	自 6・●・● 至 ▲・▲・▲	千円 20,000	千円 2,000	年 % 1.50	土地 (抵当権)	特別養護老人ホーム 建築費用	
<p>☞ 決算関係書類に計上されている借入金は全て記載してください。                  なお、該当がないときは「斜線」を付すか、又は「該当なし」と記載してください。</p>								
<p>☞ 「(1) 借入金の明細」に記載した借入金の1年間の元利合計支払額を記載するとともに、その返済資金の原資を自己資金、借入金の別に記載してください。</p>								
(2) 借入金の返済資金の調達計画								
区分	年度	1年度目 (寄附をした日の 属する会計年度)	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目		
	1年間の元利合計額		千円 2,300	千円 2,300	千円 2,300	千円 2,300	千円 2,300	千円 2,300
返済資金の 調達方法	自己資金	千円 2,000	千円 2,300	千円 2,300	千円 2,300	千円 2,300	千円 2,300	千円 2,300
	借入金	千円 300	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
(3) 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物 <span style="float: right;">(令和 年 月 日現在)</span>								
担保となっている土地又は建物			債務者	住所 氏名	債務者と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	債務額	担保権 設定日	
種類・細目	所在地	面積 ㎡						
						千円	.	
							.	
<p>☞ 寄附を受けた法人が保証人となっている場合には、その主たる債務の明細を記載してください。                  なお、該当がないときは「斜線」を付すか、又は「該当なし」と記載してください。</p>								
<p>☞ 寄附を受けた法人が他の人の債務について物上保証等を行っている場合には、その担保となっている土地又は建物の明細を記載してください。                  なお、該当がないときは「斜線」を付すか、又は「該当なし」と記載してください。</p>								
(4) 寄附を受けた法人が保証人となっている債務の明細 <span style="float: right;">(令和 年 月 日現在)</span>								
主たる債務者			主たる債務者と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	保証した 債務額	保証した債務 の弁済期限	保証人とな った日		
住所	氏名							
				千円	.	.		
					.	.		

## イ 記載要領

(イ) この表は、寄附日の状況により記載してください。

(ロ) 「(1) 借入金の明細」の記載に当たっては、次の点に留意してください。

A 「借入期間」欄は、寄附を受けた法人の借入金の借入期間を記載してください。

B 「担保の種類及び担保物」欄は、「抵当権」、「根抵当権」等の担保の種類及び「土地」、「定期預金」等の担保の目的となっている財産の種類を記載してください。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)の「1年間の元金の返済額」欄	決算関係書類等に基づき1年間に寄附を受けた法人が返済すべき元金の額を記載してください。	<input type="checkbox"/>
2	(1)の「借入金の使途」欄	具体的に記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	(2)の「1年間の元利合計額」欄	決算関係書類等に基づき1年間に寄附を受けた法人が返済すべき元金及び利息の合計額を記載してください。	<input type="checkbox"/>
4	「(3) 寄附を受けた法人以外の者が債務者である債務の担保となっている土地又は建物」欄及び「(4) 寄附を受けた法人が保証人となっている債務の明細」欄	寄附をした人、役員等又はこれらの人の親族等が債務者である債務について、①寄附を受けた法人が担保として土地又は建物を提供していませんか、また、②寄附を受けた法人が保証人となっていませんか。該当がある場合には、非課税承認は受けられません。	<input type="checkbox"/>
5	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	寄附を受けた法人が他の人又は法人の債務の担保として、土地又は建物を提供している場合	債務の担保となっている土地又は建物の登記事項証明書及び金銭消費貸借契約書の写し（注）	<input type="checkbox"/>
2	寄附を受けた法人が保証人となっている債務がある場合	保証契約書などその保証の事実が分かる書類の写し及び金銭消費貸借契約書の写し（注）	<input type="checkbox"/>

(注) 寄附を受けた法人と、寄附をした人、その法人の役員等若しくは社員又はこれらの人と親族関係若しくは特殊の関係がある人（「特殊の関係がある人」については8ページを参照してください。）との間において、金銭消費貸借契約等がある場合に提出してください。

(9) 第10表関係

9 給与の支給状況

☞ 初任給等を決定するための基礎となった学歴や資格等を記載してください。

(令和7年〇月〇日現在)

氏名及び年齢	〇〇 〇〇 (63歳)	□□ □□ (64歳)	〇〇 □□ (55歳)	□□ 〇〇 (51歳)	×× △△ (49歳)	△△ ・ ・ (40歳)
職務内容(職名)	施設長	事務長	介護士	看護師	看護師	看護師
担当科目又は担当学級						
最終学歴	〇〇大学 ××学部卒業	〇〇大学 ××学部卒業	〇短期大学 ×学部卒業	〇短期大学 ×学部卒業	〇〇高校 看護科卒業	〇〇大学 看護学部卒業
その卒業年月	昭・平・令 59年3月	昭・平・令 58年3月	昭・平・令 2年3月	昭・平・令 6年3月	昭・平・令 6年3月	昭・平・令 19年3月
就職年月	昭・平・令 6年×月	昭・平・令 6年×月	昭・平・令 7年×月	昭・平・令 7年×月	昭・平・令 7年×月	昭・平・令 7年×月
職務に関する資格 (資格取得年月日)	なし ( . . )	なし ( . . )	なし ( . . )	看護師 ( H7 . 〇 . 〇 )	看護師 ( 10 . 〇 . 〇 )	看護師 ( 19 . 〇 . 〇 )
職務についての 経 験 年 数	0年	0年	15年	15年	12年	7年
勤 務 形 態	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
非常勤の場合の1月 当たりの勤務時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間
給与月額又は1時間 当たりの給与額	月額・時間 円 300,000	月額・時間 円 260,000	月額・時間 円 300,000	月額・時間 円 300,000	月額・時間 円 250,000	月額・時間 円 180,000
前年度の給与 の支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
寄附者、役員等 との親族関係等	本人	なし	〇〇〇〇の妻	なし	なし	なし
氏名及び年齢	■ ■ ▲ ▲ (32歳)	● ● × × (36歳)	▲ ▲ □ □ (32歳)	( 歳)	( 歳)	( 歳)
職務内容(職名)	看護師	介護士	介護士	☞ 勤務形態が非常勤の場合には、 1月当たりの勤務時間数も必ず記 載してください。		
担当科目又は担当学級						
最終学歴	〇〇高校 看護科卒業	〇〇高校 ××科卒業	〇〇大学医療 福祉学部卒業			
その卒業年月	昭・平・令 23年3月	昭・平・令 19年3月	昭・平・令 27年3月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月
就職年月	昭・平・令 7年×月	昭・平・令 7年×月	昭・平・令 7年×月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月	昭・平・令 年 月
職務に関する資格 (資格取得年月日)	看護師 ( 22 . 〇 . 〇 )	介護士 ( 18 . 〇 . 〇 )	介護士 ( 28 . 〇 . 〇 )	( . . )	( . . )	( . . )
職務についての 経 験 年 数	5年	6年	2年	年	年	年
勤 務 形 態	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤	常勤・非常勤
非常勤の場合の1月 当たりの勤務時間数	時間	80時間	80時間	時間	時間	時間
給与月額又は1時間 当たりの給与額	月額・時間 円 180,000	月額・時間 円 1,000	月額・時間 円 1,000	月額・時間 円	月額・時間 円	月額・時間 円
前年度の給与 の支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
寄附者、役員等 との親族関係等	なし	なし	なし			

第10表

☞ 寄附者、役員等との親族関係等がない場合には、「なし」と記載してください。

4統一(令元.6)

## イ 記載要領

(イ) この表は、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

なお、承認申請書の提出日において設置運営する施設が業務を開始していないため職員が採用見込みである場合には、その施設の職員を採用した後速やかに、この表に採用者を記載し提出してください。

(ロ) 「就職年月」欄は、寄附を受けた法人が設立される前から同法人の設置する施設に勤務している職員については、当初の就職年月を記載してください。

(ハ) 「寄附者、役員等との親族関係等」欄は、寄附をした人又は役員等からみて次に掲げる人に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の(株)□□の社員」のように具体的に記載してください。「第5表理事の(番号)の弟」のように記載しても差し支えありません。また、寄附をした人又は役員等からみて次に掲げる人に該当しない場合には、「なし」と記載してください。

A 寄附をした人又は役員等の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。）

B 寄附をした人又は役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人

C 寄附をした人又は役員等の使用人

D 寄附をした人又は役員等の使用人以外の人で寄附をした人又は役員等から受ける金銭その他の財産により生計を維持している人

E 上記AからDまでに掲げる人の親族で、これらの人と生計を一にしている人

F 次に掲げる法人の役員又は使用人

a 寄附をした人又は役員等が役員となっている他の法人

b 寄附をした人又は役員等及び上記AからEまでに掲げる人並びにこれらの人と特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人（8ページの「特殊の関係がある人」を参照してください。）

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「職務内容（職名）」欄	役員が職員を兼務しているために給与の支給を受けている場合には、職員としての職務内容（職名）が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	「給与月額又は1時間当たりの給与額」欄	給与規程等に基づき決定された額となっていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

添付を要する場合	書類	チェック
給与の支給（予定）がある場合	就業規則、給与規程（俸給表を含みます。）、役員・使用人の勤務条件に関する規則等の写し	<input type="checkbox"/>

(10) 第11表関係（学校法人等用）

10-1 法人の事業の規模等—学校法人等

第11表（学校法人等用）

(1) 学校（専修学校及び各種学校を除く。）の規模

(令和 年 月 日現在)

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	短期大学	大学		合計
定員	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名
学級数	学級	学級	学級	学級			学級	

(2) 専修学校及び各種学校の規模

(令和 年 月 日現在)

課程	部科	部科	部科	部科	部科	部科	部科	部科	部科
昼間の別 夜間の別	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜
定員	名	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名	名
修業年限	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
入学時期	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1年間の 授業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

(3) 1人当たりの授業料等の明細

(令和 年 月 日現在)

授業料等	授業料又は 保育料 (月額)	教材費 (月額)	施設拡充費 (月額)	実習費等 (月額)	1月当たり 納入額計	入学金又は 入園金等	その他 ( )
学校・課程	円	円	円	円	円	円	円

☞ 設置する学校（幼稚園を含みます。）の種類別に定員、在籍者数等を記載するとともに、授業料等の明細を具体的に記載してください。  
 なお、専修学校及び各種学校を設置する法人である場合には、各課程の修業年限及び1年間の授業時間数を必ず記載してください。


## イ 記載要領

この表は、学校法人や幼稚園を設置運営する宗教法人などに寄附をした場合に使用します。

なお、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(2)の「定員」欄	専修学校及び各種学校の規模について、同時に授業を受けられる生徒の定数は80人以上ですか。	<input type="checkbox"/>
2	(2)の「修業年限」欄	修業年限は1年以上ですか。	<input type="checkbox"/>
3	(2)の「1年間の授業時間数」欄	1年間の授業時間数は、専修学校の場合は800時間以上、各種学校の場合は680時間以上となっていますか。	<input type="checkbox"/>
4	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>



(11) 第12表関係（育英事業を行う法人用）

10-2 法人の事業の規模等—育英事業を行う法人

第12表（育英事業を行う法人用）

非課税承認を受けようとする寄附財産に係る運用利益は、全て育英資金等に使用される必要があります。										
(1) 育英資金を得るための基金の運用の明細										
基金となっている財産の種類	数 量	金 額	1年間の運用利益	育英資金に充てている金額						
		円	円	円						
奨学金の貸付け、支給の実績を確認する必要がありますので、各年の実績等を具体的に記載してください。										
(2) 奨学金の貸付け・支給の状況										
対象者の在学する学校の種類			奨学金を希望する者の応募資格							
貸付け・支給の別	貸付け・支給	貸付け・支給	出 願 手 続							
対 象 人 員	名	名	選 考 方 法							
1人当たりの月額	最高 円	最高 円		選 考 方 法						
	最低 円	最低 円								
1年間の貸付け又は支給の総額	円	円								
貸 付 け 又 は 支 給 の 期 間	年 月	年 月								
返 還 期 間	年	年		選考委員会等の設置の有無 有・無						
(3) 奨学金の貸付け・支給の実績										
区 分	1年前の年度 <small>〔寄附をした日の属する年度の前年度〕</small>		2年前の年度		3年前の年度		4年前の年度		5年前の年度	
貸付け・支給の別	貸付け	支 給	貸付け	支 給	貸付け	支 給	貸付け	支 給	貸付け	支 給
対 象 人 員	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
1年間の貸付け又は支給の総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(4) 寄宿舎の設置の状況										
名 称	室数	面積	入寮者の在学する学校の種類	収 容 員	実 際 の 収 容 人 員	入寮者の負担金 (月額)	入寮希望者の応募資格	出願手続	選 考 方 法	
	室	㎡		名	名	円				
									選考委員会等の設置の有無	有・無

各項目について具体的に記載してください。

(資 13-1-15-A 4 統一) (令元. 6)



## イ 記載要領

(イ) この表は、育英事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

なお、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

(ロ) 「(1) 育英資金を得るための基金の運用の明細」の「1年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。

(ハ) 「(2) 奨学金の貸付け・支給の状況」は、法人を設立するための財産の提供の場合には、経常的な事業活動が行われる年度の事業計画により記載してください。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)の「1年間の運用利益」欄及び「育英資金に充てている金額」欄	寄附を受けた財産に係る1年間の運用利益の全てが育英資金等に充てられていますか。	<input type="checkbox"/>
2	(2)(3)の「対象人員」欄	貸付け又は支給の対象となる学生（生徒）は、30人以上ですか。また、支給の対象となる学生（生徒）の募集範囲は、都道府県の範囲よりも狭い一定地域内に限定されていませんか。対象となる学生（生徒）が30人未満の場合又は募集範囲が都道府県の範囲よりも狭い一定地域内に限定されている場合には、非課税承認は受けられません。	<input type="checkbox"/>
3	(4)の「入寮希望者の応募資格」欄	入寮希望者の応募範囲が、都道府県の範囲よりも狭い一定地域内に限定されていませんか。募集範囲が都道府県の範囲よりも狭い一定地域内に限定されている場合には、非課税承認は受けられません。	<input type="checkbox"/>
4	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	書 類	チェック
1	寄附をした日の属する年度以降5年間の奨学金の貸付計画又は支給計画について、「(3) 奨学金の貸付け・支給の実績」に準じて作成した書類	<input type="checkbox"/>
2	奨学金の希望者又は寄宿舍の入寮希望者の募集要領	<input type="checkbox"/>
3	奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考基準書の写し	<input type="checkbox"/>
4	奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類	<input type="checkbox"/>
5	奨学金の貸付け又は支給実績が分かる書類	<input type="checkbox"/>

(12) 第13表関係（助成事業を行う法人用）

☞ 非課税承認を受けようとする寄附財産に係る運用利益は、全て助成資金等に使用される必要があります。

10-3 法人の事業の規模等－助成事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

第13表  
(助成事業を行う法人用)

(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細										
基金となっている財産の種類		数	量	金	額	1年間の運用利益	助成資金に充てている金額			
					円		円			円
☞ 各項目について具体的に記載してください。										
(2) 助成を希望する者の応募資格等										
助成を希望する者の応募資格				出願手続		選考方法				
						選考委員会等の設置の有無		有・無		
(3) 寄附をした日の属する年度における助成（予定）状況										
助成先の氏名又は名称	助成の対象とした研究・事業	助成先と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	研究成果の報告の有無	助成額	助成先の氏名又は名称	助成の対象とした研究・事業	助成先と寄附者、役員等又はこれらの者の親族等との関係	研究成果の報告の有無	助成額	
			有・無	円				有・無		円
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
			有・無					有・無		
☞ 助成金の支給の実績を確認する必要がありますので、各年の実績等を具体的に記載してください。										
(4) 助成金の支給の実績										
区分	1年前の年度 〔寄附をした日の属する年度の前年度〕		2年前の年度		3年前の年度		4年前の年度		5年前の年度	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体	個人	団体
対象数	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体	名	団体
1年間の助成額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

## イ 記載要領

(イ) この表は、助成事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

なお、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

(ロ) 「(1) 助成資金を得るための基金の運用の明細」の「1年間の運用利益」欄には、寄附のあった日の属する会計年度における基金となっている財産から生ずる予想収益の額（例えば、基金となっている財産が株式の場合には受取配当金の額をいいます。）を記載してください。

(ハ) 「(3) 寄附した日の属する年度における助成（予定）状況」は、法人を設立するための財産の提供の場合には、当初計画による助成予定に基づき記載してください。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)の「1年間の運用利益」欄及び「助成資金に充てている金額」欄	寄附を受けた財産に係る1年間の運用利益の全てが助成資金等に充てられていますか。	<input type="checkbox"/>
2	(2)の「助成を希望する者の応募資格」欄	助成希望者の応募資格が都道府県の範囲よりも狭い一定地域内の研究者などに限定されていませんか。募集範囲が都道府県の範囲よりも狭い一定地域内に限定されている場合には、非課税承認は受けられません。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	書類	チェック
1	寄附をした日の属する年度以降5年間の助成計画について、「(4) 助成金の支給の実績」欄に準じて作成した書類	<input type="checkbox"/>
2	助成希望者の募集要領	<input type="checkbox"/>
3	助成金の支給対象者の選考基準書の写し	<input type="checkbox"/>
4	助成金の支給対象者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類	<input type="checkbox"/>
5	助成金の支給実績が分かる書類	<input type="checkbox"/>

(13) 第14表関係（社会福祉事業を行う法人・医療事業を行う法人用）

10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人

(令和 7 年 〇 月 〇 日現在)

法人の設置する施設の名称	施設の種類	収容定員	㉠ 実際の収容人員	㉠のうち措置委託又は保育の実施による人員	措置委託又は保育の実施によらない者から徴収する利用料金及びその決定方法
〇〇〇〇	特別養護老人ホーム	20 名	20 (予定) 名	なし 名	約款による
㉡ 法人の設置する施設ごとに実際の収容人員を記載するとともに、そのうち措置委託又は保育の実施により受け入れている人員を記載してください。					
(注) 措置委託又は保育の実施の対象となる施設が措置委託又は保育の実施による者を収容していない場合又は措置委託又は保育の実施による者のほか措置委託又は保育の実施によらない者も収容している場合には、その理由書を添付します。					

第14表

医療事業を行う法人  
社会福祉事業を行う法人  
用

㉢ 入院患者の収容人員や収容施設の詳細などを記載してください。

10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人

(1) 入院患者の収容人員等

(令和 年 月 日現在)

区分	科	科	科	科	科	科	科	
収容定員	名	名	名	名	名	名	名	
実際の収容人員	名	名	名	名	名	名	名	
救急病院又は救急診療所の告示	告示年月日 { . . }・告示なし		入院患者用ベッド総数	台	左のうち差額ベッドの数	台	差額ベッド1台当たりの差額料金	最高 円
								最低 円
診療時間	平日	通常診療	時～時		日曜祭日	通常診療	時～時・休診	
		救急診療	時～時			救急診療	時～時・休診	
医療計画への掲載又は公示	掲載又は公示されている都道府県 ( )			公示・掲載年月日 { . . }		基金の有無		有 . 無

(2) 診療収入の明細（寄附をした日の属する年の前年1年間（個人で開業していた期間を含む。））

区分	患者数	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合	診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合はその基準（1点単価等）
社会保険診療	延 名	千円	千円	千円	%	
労災保険診療						
自由診療等						
合計	延 名	千円	千円	千円	100 %	

㉣ 都道府県が定める医療計画に掲載又は公示されている場合には、その都道府県名及び掲載又は公示年月日を記載してください。また、基金として受け入れたものの有無について記載してください。

㉤ 「社会保険診療」、「労災保険診療」などの収入区分ごとに内訳を記載してください。

(資13-1-17-A4統一) (令7.6)

## イ 記載要領

- (イ) この表は、社会福祉事業を行う法人又は医療事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。  
 なお、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- (ロ) 『10-4 法人の事業の規模等—社会福祉事業を行う法人』の「施設の種類」欄は、「保育所」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」のように、具体的に記載してください。
- (ハ) 『10-5 法人の事業の規模等—医療事業を行う法人』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
- A 「(1) 入院患者の収容人員等」の「救急病院又は救急診療所の告示」欄は、寄附を受けた法人の設置する病院又は診療所が、救急病院等を定める省令第2条の規定による告示があったものである場合には、告示年月日を記載し、告示がない場合には、「告示なし」の文字を○で囲んでください。
- B 「(2) 診療収入の明細」の「区分」ごとに、措法第26条第2項各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスにつき支払を受ける金額等及び患者の数を記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	『10-4』の「法人の設置する施設の名称」欄	全ての施設について記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	『10-4』の「Aのうち措置委託又は保育の実施による人員」欄	措置委託又は保育の実施による受入れ人員数が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	『10-5』(1)の「救急病院又は救急診療所の告示」欄	救急病院又は救急診療所として告示されている場合には、告示年月日が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
4	『10-5』(1)の「医療計画への掲載又は公示」欄及び「基金の有無」欄	医療計画に掲載又は公示されている場合には、掲載又は公示年月日等が記載されていますか。 基金として受け入れたものは、非課税承認の対象となりません。	<input type="checkbox"/>
5	『10-5』の「(2) 診療収入の明細」欄	「社会保険診療」、「労災保険診療」などその区分ごとに記載されていますか。また、その収入金額が決算関係書類の金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
6	『10-5』(2)の「診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合はその基準」欄	診療報酬が社会保険診療報酬と異なる基準の場合には、その基準が具体的に記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
7	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	措置委託又は保育の実施による受入れ人員がある場合	対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等	<input type="checkbox"/>
2	措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない人を受け入れている場合	措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない人を受け入れていることについての理由書	<input type="checkbox"/>

(14) 第 15 表関係 (宗教法人・美術館等を設置運営する法人用)

10-6 法人の事業の規模等—宗教法人

☞ 宗教法人の庫裏等に居住している人を全て記載してください。

和 年 月 日現在)

第 15 表  
美術館等を設置運営する法人  
(宗教法人用)

包括法人	所在地			包括法人からみた寄附を受けた法人の地位				
	名称							
信者の数		名		宗教事業の開始年月		年 月		
庫裏等に居住する人の状況	氏名	年齢	職業	住職等との関係	氏名	年齢	職業	住職等との関係
		歳				歳		
幼稚園の設置の有無	有・無		左において「有」に○を表示した場合☞第 11 表の(1)欄及び(3)欄に記入します。					
国宝、重要文化財又は重要美術品の有無	有・無		左において「有」に○を表示した場合☞下の 10-7 の表の「国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの」欄に記入します。					

10-7 法人の事業の規模等—美術館等を設置運営する法人

(令和 年 月 日現在)

館長・学芸員の氏名		博物館法の登録に関する事項				美術品の公開に関する事項				
館長		博物館法第 11 条の登録の有無		有・無		1 年間の開館 (予定) 日数		開館・予定		日
		登録「有」の場合	登録年月日	・		1 年間の入館者 (予定者) 数		入館者・予定者		名
学芸員			登録番号			大 人 1 人当たりの 入 館 料 金	一般展		円	
		申請中	(申請年月日)		特別展		円			
		登録「無」の場合	申請していない。		(注) 寄附後 3 年間に於ける寄附財産の展示計画の説明書を添付します。					
所有する美術品等の状況	種類	日本画	洋画	陶磁器						合計
	数量 〔( )内は通常展示しているもの〕	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点
上記のうち、国宝、重要文化財及び重要美術品の数		点	点	点	点	点	点	点	点	点
国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの	国 宝		重 要 文 化 財		重 要 美 術 品					
	名 称	指定年月日	名 称	指定年月日	名 称	認定年月日				
		・		・		・				
		・		・		・				
		・		・		・				

☞ 博物館法第 11 条の登録内容又は登録申請の状況を記載してください。

## イ 記載要領

この表は、宗教法人又は美術館等（美術館や博物館など）を設置運営する法人に寄附をした場合に使用します。

なお、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	『10-6』の「庫裏等に居住する人の状況」欄	庫裏等に居住する全ての人の氏名、年齢、職業及び住職等との関係が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	『10-6』の「幼稚園の設置の有無」欄	幼稚園を設置している場合には、承認申請書第 11 表も併せて作成されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書 類	チェック
1	美術館等を設置運営する法人である場合	美術館等を設置運営する法人がその設置する美術館等について博物館法第 11 条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し（申請中の場合は、その登録申請関係書類の写し等）	<input type="checkbox"/>
2		美術館等のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの）（注 1）	<input type="checkbox"/>
3		寄附後 3 年間に於ける事業計画書及び展示計画書（注 2）	<input type="checkbox"/>

(注) 1 法人のホームページに掲載されている場合には、承認申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。

2 承認申請書第 3 表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。



(15) 第 16 表関係 (図書館を設置運営する法人・その他の公益目的事業を行う法人用)

10-8 法人の事業の規模等—図書館を設置運営する法人

(令和 年 月 日現在)

館長・司書等の氏名		所有する図書の種類及び数量		図書の公開等に関する事項			
		種 類	数 量	1年間の開館(予定)日数		開館・ 予定	
館長			点			日	
司書 又は 司書補				1年間の利用者(予定者)数		利用者 ・ 予定者	
		そ の 他		入館料 の有無	有・無	左で「有」 の場合の 入館料	大人1人当たり 円
		計	点	(注) 1年間の行事予定表を添付します。			

第 16 表

その他の公益目的事業を行う法人  
図書館を設置運営する法人  
用

10-9 法人の事業の規模等—その他の公益目的事業を行う法人

(令和 年 月 日現在)

(1) 事業の内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">  具体的に記載してください。         </div>
(2) 事業の規模等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">  具体的に記載してください。         </div>
(3) 事業活動に関する参考事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">  具体的に記載してください。         </div>



## イ 記載要領

この表は、図書館を設置運営する法人又はその他の公益目的事業を行う法人に寄附をした場合に使用します。

なお、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。

(イ) 『10-8 法人の事業の規模等—図書館を設置運営する法人』の「所有する図書の種類及び数量」欄は、例えば、哲学、歴史、社会科学、自然科学、芸術又は文学等の図書の種類で、図書の数量の多いものから順に2種類の図書について記載し、それ以外の種類の図書の数量は、「その他」欄に合計して記載してください。

(ロ) 『10-9 法人の事業の規模等—その他の公益目的事業を行う法人』には、学校法人、育英事業を行う法人、助成事業を行う法人、社会福祉事業を行う法人、医療事業を行う法人、宗教法人、美術館等を設置運営する法人及び図書館を設置運営する法人以外の法人について、その事業の内容、事業の規模等及び事業活動に関する参考事項を具体的に記載してください。

(注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	『10-9』の「(1) 事業の内容」欄	寄附を受けた法人が行う事業が、公益目的事業に該当するか判断できるだけの具体的な内容が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	『10-9』の「(2) 事業の規模等」欄	寄附を受けた法人が行う事業が、その地域又は分野において社会的存在として認識される程度の規模を有しているか判断できるだけの具体的な内容が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	書 類	チェック
1	寄附を受けた法人の事業活動の概要が分かるパンフレット等 (注)	<input type="checkbox"/>
2	寄附後3年間の事業計画書	<input type="checkbox"/>

(注) 法人のホームページに掲載されている場合には、承認申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。

(16) 第17表関係

「収益事業の有無」欄において、「無」に○印を付した場合は、他の欄を記載する必要はありません。

11 収益事業に関する明細

(令和7年○月○日現在)

収益事業の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	収益事業と収益事業以外の区分	有・無
収益事業の種類		区別	法人税の申告書の提出の有無
収入金額	円	円	自至 期 有・無
所得金額	円	円	
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額	円	円	自至 期 有・無

第17表

12 公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等

(令和7年○月○日現在)

(1) 公益目的事業の収支の状況等

自令7・4・1 期 <input checked="" type="radio"/> 予算・決算) における収支の状況 至令8・3・31					
経常収入	<input checked="" type="radio"/> A	円	直接経費	<input checked="" type="radio"/> B	円
17,000,000			98,000,000	A/B の割合	17.35 %

(2) 帳簿の記帳の担当者氏名等

氏名	○○ □□	帳簿の記帳事務の経験年数	1 年
----	-------	--------------	-----

(3) 備え付けられている帳簿書類の明細

〔空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で、1から13までのもの以外のものの名称を記入します。〕

番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無
1	寄附行為、定款又は規則	<input checked="" type="radio"/> 有・無	10	銀行勘定出納帳	<input checked="" type="radio"/> 有・無
2	財産目録	<input checked="" type="radio"/> 有・無	11	総勘定元帳	<input checked="" type="radio"/> 有・無
3	理事会(責任役員会) 評議員会(信徒総代会) 議事録	<input checked="" type="radio"/> 有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	<input checked="" type="radio"/> 有・無
4	事業計画書	<input checked="" type="radio"/> 有・無	13	業務(事務)日誌	<input checked="" type="radio"/> 有・無
5	事業報告書	<input checked="" type="radio"/> 有・無	14	公益目的事業の収支の状況(経常収入と直接経費)を記載し、経常収入の金額を直接経費の金額で除した割合を記載してください。	
6	収支予算書	<input checked="" type="radio"/> 有・無	15		
7	収支決算書	<input checked="" type="radio"/> 有・無	16		
8	貸借対照表	<input checked="" type="radio"/> 有・無	17		
9	現金出納帳	<input checked="" type="radio"/> 有・無	18		

(第13-1-20-A4統一)(令元.6)

## イ 記載要領

- (イ) この表は、承認申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- (ロ) 『11 収益事業に関する明細』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
- A 「収益事業の有無」欄の「無」に○印を付した場合は、他の欄を記載する必要はありません。
- B 「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附があった日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。
- (ハ) 『12 公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等』の記載に当たっては、次の点に留意してください。
- A 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、寄附を受けた法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診察料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。
- なお、寄附金や補助金は合計額に含めないでください。
- B 「(1) 公益目的事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、寄附を受けた法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用（育英事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。）の合計額を記載してください。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	『12』の「(1) 公益目的事業の収支の状況等」欄	予算又は決算関係書類に記載された金額のうち、上記イ(ハ)のA及びBによる金額が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	収益事業を行っている場合	財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度（この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度）の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し	<input type="checkbox"/>
2	承認申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から1年以内に収益事業を開始する予定である場合	収益事業を開始する日から1年間の収支予算書	<input type="checkbox"/>
3	申請書を提出する全ての場合	財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録（新たに設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録）	<input type="checkbox"/>
4		財産の寄附をした日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書（財産の寄附をした日の属する事業年度の収支計算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録は、作成次第追加提出してください。）	<input type="checkbox"/>

(注) 収支決算書及び事業報告書等については、必要に応じて、翌事業年度以降のものについて提出をお願いすることがあります。

(17) 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書

承認申請書及び添付書類の記載  
事項が事実と相違ない旨の確認書

確認書

令和 7 年 〇 月 〇 日

国 税 庁 長 官

〔寄附を受  
けた法人〕 所在地 東京都〇〇区××4丁目□  
名 称 社会福祉法人 〇〇〇〇  
代表者名 〇 〇 〇 〇

☞ 承認申請書の内容について  
確認させていただくことが  
ありますので、担当者の氏名を  
記載してください。

(連絡先) 氏 名 〇 〇 □ □  
電話番号 〇3 — 1111 — 〇〇〇〇

下記の寄附者に係る租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請書及び添付書類に記載  
された事項は、事実と相違ないことを確認します。

住 所	氏 名
東京都〇〇区××1丁目2番3号	〇 〇 〇 〇
埼玉県〇〇市△△町2丁目3番4号	〇 〇 × ×
埼玉県〇〇市△△町3丁目4番5号	■ ■ ■ ■

☞ 寄附をした人（共同提出の場合には、  
共同提出をする全ての人）の住所、氏名  
を記載してください。

(資 13-2-A 4 統一) (令 3.6)

イ 記載要領

この確認書は、寄附を受けた法人が記載してください。

ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「代表者名」欄	寄附を受けた法人の代表者の氏名が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

(18) 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（一般特例用）

このチェックシートは、承認申請書に添付して提出してください。

租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（一般特例用）

- \* 「添付の有無」欄に○印を付してください（裏面もあります）。なお、「整理欄」は記入する必要はありません。
- \* このチェックシートは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」に添付して提出してください。
- \* このチェックシートに記載された添付書類の提出があった後において、事実関係や寄附を受けた法人の運営状況を確認するために、関係書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承願います。

	添付を要する場合	添付書類名	添付の有無	整理欄	
第1表関係	申請者が寄附者の相続人及び包括受遺者である場合	1 寄附者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し	有・無		
	法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合	2 遺言書の写し	有・無		
第2表関係	申請書を提出する全ての場合	1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し	有・無		
		2 法人の登記事項証明書等	有・無		
		3 法人の寄附行為、定款又は規則の写し	有・無		
		4 法人が設置運営している施設の運営に関する園則、管理（運営）規程、規則等の写し	有・無		
		5 法人が設置運営している施設の利用に関する説明書、パンフレット等（注1）	有・無		
第3表関係	申請書を提出する全ての場合	1 寄附申込書の写し	有・無		
		2 寄附の受入れに係る理事会等の議事録（法人を設立するための財産の提供の場合は、寄附の受入れに係る設立発起人会等の議事録）の写し	有・無		
		3 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）	有・無		
	寄附財産に係る取得価額が明らかである場合	4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）	有・無		
		寄附財産が土地である場合	5 寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含む。）		有・無
			6 利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）及び写真等		有・無
	7 寄附土地に建物がある場合には、その建物の登記事項証明書、建物の配置等利用状況を示した平面図及び写真等		有・無		
	寄附財産が建物である場合	8 寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書	有・無		
		9 利用状況の分かる平面図及び写真等	有・無		
	寄附財産が株式である場合	10 寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）	有・無		
		11 寄附後5年間の配当金の利用計画書	有・無		
		12 過去5年間の配当状況を記載した書類	有・無		
		13 発行法人の直近の事業報告書・決算書等	有・無		
	寄附財産が美術品である場合	14 寄附財産のうち主要なもののカラー写真	有・無		
		15 寄附後3年間における寄附財産の展示（利用）計画書	有・無		
第3表―付1関係	寄附財産である土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合	1 建築請負契約書の写し及び建築工事のスケジュール表	有・無		
		2 建築資金の調達方法が確認できる書類（融資や補助金の決定通知書の写し等）（注2）	有・無		
		3 建築する建物の利用状況が分かる平面図等	有・無		
		4 建築業者の選定経緯が分かる書類（入札に係る理事会の議事録や入札結果が分かる書類の写し等）（注2）	有・無		
	5 建築した建物の登記事項証明書及び写真（注3）	有・無			
寄附財産がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合	6 やむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等	有・無			
第3表―付2関係	寄附財産がやむを得ない理由により譲渡された場合	1 譲渡した寄附財産の当初の利用計画等について確認できる書類	有・無		
		2 寄附財産を譲渡することになったやむを得ない理由書等	有・無		
		3 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し	有・無		
		4 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等	有・無		
		5 代替資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写し等	有・無		
		6 寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の代替資産の登記事項証明書	有・無		
		7 代替資産の利用状況が分かる平面図（設計図）、写真等	有・無		
		8 寄附財産の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表	有・無		
	寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合	9 譲渡代金の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての代替資産の取得計画書その他の関係書類	有・無		

【表面】

(資13-15-1-A4統一) (令4.6)

	添付を要する場合	添付書類名	添付の有無	整理欄
第8表関係	寄附を受けた法人に土地又は建物の貸借がある場合	1 土地又は建物の借受け又は貸付けに関する賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し(注2)	有・無	
	寄附を受けた法人が土地を貸し付け又は借り受けている場合	2 土地の利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図、その土地を中心とした住宅地図(隣接する土地の利用者が記載されたもの)等(注2)	有・無	
	寄附を受けた法人が建物を貸し付け又は借り受けている場合	3 建物の利用状況が分かる平面図(注2)	有・無	
第9表関係	寄附を受けた法人が他の者又は法人の債務の担保として、土地又は建物を提供している場合	1 債務の担保となっている土地又は建物の登記事項証明書(注2)	有・無	
		2 金銭消費貸借契約書の写し(注2)	有・無	
	寄附を受けた法人が保証人となっている債務がある場合	3 保証契約書などその保証の事実が分かる書類の写し(注2)	有・無	
		4 金銭消費貸借契約書の写し(注2)	有・無	
第10表関係	給与の支給(予定)がある場合	1 就業規則、給与規程(俸給表を含む。)、役員・使用人の勤務条件に関する規則等の写し	有・無	
第12表関係	育英事業を行う法人である場合	1 寄附をした日の属する年度以降5年間の奨学金の貸付計画又は支給計画について、申請書第12表の「(3)奨学金の貸付け・支給の実績」に準じて作成した書類	有・無	
		2 奨学金の希望者又は寄宿舍の入寮希望者の募集要領	有・無	
		3 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考基準書の写し	有・無	
		4 奨学金の貸付け又は支給の対象者及び寄宿舍の入寮者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類	有・無	
		5 奨学金の貸付け又は支給実績が分かる書類	有・無	
第13表関係	助成事業を行う法人である場合	1 寄附をした日の属する年度以降5年間の助成計画について、申請書第13表の「(4)助成金の支給の実績」に準じて作成した書類	有・無	
		2 助成希望者の募集要領	有・無	
		3 助成金の支給対象者の選考基準書の写し	有・無	
		4 助成金の支給対象者の選考に当たり選考委員会等を設置している場合には、選考委員の氏名、職業を記載した書類	有・無	
		5 助成金の支給実績が分かる書類	有・無	
第14表関係	措置委託又は保育の実施による受入れ人員がある場合	1 対象人員について措置委託又は保育の実施を行った市区町村長等の証明書等	有・無	
	措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない人を受け入れている場合	2 措置委託又は保育の実施の対象となる施設に措置委託又は保育の実施によらない人を受け入れていることについての理由書	有・無	
第15表関係	美術館等を設置運営する法人である場合	1 美術館等を設置運営する法人がその設置する美術館等について博物館法第11条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し(申請中の場合は、その登録申請関係書類の写し等)	有・無	
		2 美術館等のパンフレット及び入館券(表面に「見本」と朱書したもの)(注1)	有・無	
		3 寄附後3年間における事業計画書及び展示計画書(注4)	有・無	
第16表関係	図書館を設置運営する法人である場合又はその他の公益目的事業を行う法人である場合	1 寄附を受けた法人の事業活動の概要が分かるパンフレット等(注1)	有・無	
		2 寄附後3年間の事業計画書	有・無	
第17表関係	申請書を提出する全ての場合	1 財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度の収支決算書、事業報告書、貸借対照表及び財産目録(新たに設立された法人については、法人設立の日における貸借対照表及び財産目録)	有・無	
		2 財産の寄附をした日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	有・無	
	収益事業を行っている場合	3 財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度(この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度)の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し	有・無	
		4 収益事業を開始する日から1年間の収支予算書	有・無	
共通	申請書を提出する全ての場合	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書	有・無	

- (注) 1 法人のホームページに掲載されている場合には、承認申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。
- 2 寄附を受けた法人と、寄附者、その法人の役員等若しくは社員又はこれらの者と親族関係若しくは特殊の関係がある者との間において、建築請負契約、金銭消費貸借契約等がある場合に提出してください(「特殊の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する特殊の関係がある者をいいます。)
- 3 建築完了後に提出してください。
- 4 承認申請書第3表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。

(19) 承認特例関係

○ 第3表（承認特例用）

☞ 寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

3 寄附財産の明細及び使用目的等

(1) 寄附財産についての確認

次の(2)の寄附財産について、寄附を受けた法人の区分に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

- 国立大学法人等 →  寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 公益社団法人・公益財団法人 →  寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(1)に規定する不可欠特定財産として同号ロ(1)に規定する定款の定めを設けることとします。  
 寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ロ(2)に規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 学校法人 →  寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 社会福祉法人 →  寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ニに規定する方法（基本金に組み入れる方法）により管理することとします。
- 認定特定非営利活動法人・特例認定特定非営利活動法人 →  寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ホに規定する方法（基金に組み入れる方法）により管理することとします。

第3表（承認特例用）

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号	種 類	1	2	3	4	5	
細目（地目・構造、銘柄等）							
所 在 地		☞ 一般特例の適用を受けようとする場合の承認申請書第3表の記載例に準じて記載してください（24 ページを参照してください。）					
数 量（面積等）							
贈与又は遺贈した財産の価額	①						
贈与又は遺贈した財産の取得年月日		.	.	.	.	.	
必 要 経 費	取 得 費	概算取得費による場合 取得価額・設備費・改良費	②				
		償却費相当額	③				
		差引（②－③）	④				
	概算取得費による場合 （①×5%）	⑤					
	譲渡に要した費用	⑥					
	計（④＋⑥又は⑤＋⑥）	⑦					
	差引金額（①－⑦）	⑧					
共同提出の 代表者の場合	代表者以外の申請者の氏名						
	代表者以外の申請者の持分						
使用目的等	使用開始（予定）年月日	開始・予定 .	開始・予定 .	開始・予定 .	開始・予定 .	開始・予定 .	
	使用目的						

寄附財産が譲渡された場合には、第3表一付2の所定の事項を記載してください。

## イ 記載要領

この表は、承認特例の適用を受けようとする場合に使用します。

(注) 承認特例の適用を受けようとする場合には、12 ページのロ(イ)に記載した承認申請書及び添付書類を提出期限までに提出先税務署へ提出する必要があります。

## ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「種類」欄	譲渡所得、山林所得又は雑所得の基因となる財産ですか。	<input type="checkbox"/>
2	「共同提出の代表者の場合」欄	共同提出の代表者以外の人々の氏名及び各人の持分が記載されていますか（共同提出の代表者以外の人々が持分を有している財産に限ります。）。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ハ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	申請書を提出する全ての場合	寄附申込書の写し	<input type="checkbox"/>
2		寄附の申出を受け入れること及び寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録の写し（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含みます。）	<input type="checkbox"/>
3		寄附財産を基金に組み入れる方法で管理する場合には、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定NPO法人等の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	<input type="checkbox"/>
4		寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）	<input type="checkbox"/>
5		取得価額が明らかである場合	寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
6	寄附財産が土地である場合	寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含みます。）、利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図及び住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等	<input type="checkbox"/>
7	寄附財産が建物である場合	寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後のその建物の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
8	寄附財産が株式である場合	寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株式名簿の写し等）	<input type="checkbox"/>
9	寄附財産が美術品である場合	寄附をした美術品のうち主要なもののカラー写真	<input type="checkbox"/>



○ 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書

令和 7 年 〇 月 〇

〔寄附を受けた法人〕所在地 東京都〇〇区××4丁目□  
 名称 社会福祉法人 〇〇〇〇  
 代表者名 〇〇 〇〇 殿

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書を提出する申請者（一同）は、貴法人に財産の寄附をした下記の者が、貴法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 1 号）を誓約します。

住 所	氏 名
〒×××-××××× 東京都〇〇区××1丁目2番3号	〇 〇 〇 〇
〒×××-××××× 埼玉県〇〇市△△町2丁目3番4号	〇 〇 × ×
〒×××-××××× 埼玉県〇〇市△△町3丁目4番5号	■ ■ ■ ■
〒	
〒	
〒	
〒	

☞ 寄附をした人（共同提出の場合には、共同提出をする全ての人）の住所、氏名を記載してください。

証明書

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書

国 税 庁 長 官

当法人に財産の寄附をした上記の方が、当法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないこと（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 7 項第 1 号）を、当法人において確認しました。

令和 7 年 〇 月 × 日

〔寄附を受けた法人〕所在地 東京都〇〇区××4丁目□  
 名称 社会福祉法人 〇〇〇〇  
 代表者名 〇 〇 〇 〇  
 (連絡先) 氏 名 〇 〇 □ □

(資 13-41-1-A 4 統一) (令 3.6)

イ 記載要領

- (イ) この証明書は、承認特例の適用を受けようとする場合で、寄附を受けた法人が特定国立大学法人等以外の場合に使用します。
- (ロ) この証明書は、上段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」欄）に寄附をした人が記載し、下段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」欄）に寄附を受けた法人が記載してください。

ロ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「代表者名」欄	寄附を受けた法人の代表者の氏名が記載されていますか。	□
2	全項目	記載漏れはありませんか。	□

○ 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（承認特例用）

このチェックシートは、承認申請書に添付して提出してください。

租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（承認特例用）

（令和7年4月1日以後の寄附用）

- \* このチェックシートは、租税特別措置法第40条の「承認特例」の適用を受ける場合に使用します。なお、承認特例の適用を受ける場合には、この面のA及び裏面のBに記載された書類の添付が必要になります。
- \* このチェックシートは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」に添付して提出してください。
- \* このチェックシートに記載された添付書類の提出があった後において、事実関係や寄附を受けた法人の運営状況を確認するために、関係書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

A 法人の種類等に応じた添付書類（チェックボックスにレ印を付してください。）

No.	法人の種類等 書類	国立大学法人等 <sup>※1</sup>	公益社団法人・公益財団法人		学校法人 <sup>※2</sup> 社会福祉法人	認定特定非営利活動法人 特例認定特定非営利活動法人
			寄附財産を不可 欠特定財産とす る方法で管理	寄附財産を基金 に組み入れる方 法で管理		
1	贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	<input type="checkbox"/> 〔特定国立大学法人等 <sup>※1</sup> の場合には、不要です。〕	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	次の事項の記載のある寄附を受けた法人の理事会等の議事録の写し ① 寄附の申出を受け入れることを決定した旨 ② 寄附財産について基金若しくは基本金に組み入れること又は不可欠特定財産とすることを決定した旨 ③ 当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項 <sup>（注）</sup> （注）議事録に③の事項が記載されていない場合は、①及び②の事項の記載のある理事会等の議事録の写しと寄附を受けた法人から交付を受けた③の事項が記載された書類の提出をお願いします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	寄附を受けた法人の所轄庁が発行した基金 <sup>※3</sup> の証明書の写し	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
4	寄附を受けた法人のその寄附を受けた日の属する事業年度終了の日から3か月を経過する日以後に承認申請書の提出期限が到来する場合 <sup>（注）</sup>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	寄附を受けた日の属する事業年度において、寄附財産について、基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されたこと又は不可欠特定財産とされたことが確認できる書類	基金明細書の写し	定款及び財産目録の写し	基金明細書の写し	基本金明細書などの写し	基金明細書の写し
<p>（注）「寄附を受けた法人のその寄附を受けた日の属する事業年度終了の日から3か月を経過する日以後に承認申請書の提出期限が到来する場合」とは、次の②の日付が④の日付より後に到来する場合をいい、この場合に該当する場合には、4の書類を承認申請書の提出期限（②の日付）までに提出していただく必要があります（【記載例】の場合）。</p> <p>次の②の日付が④の日付より前に到来する場合には、4の書類を④の日付までに納税地の所轄税務署へ必ず提出してください。</p> <p>なお、4の書類が、提出すべき期限までに提出されなかった場合には、国税庁長官は、非課税承認を取り消すことができることとされていますので、期限までに必ず提出してください。</p> <p>① 寄附を受けた日 _____年____月____日</p> <p>② 承認申請書の提出期限（①の日付から4か月を経過する日）<sup>※4</sup> _____年____月____日</p> <p>③ 寄附を受けた日の属する事業年度終了の日 _____年____月____日</p> <p>④ ③の日付から3か月を経過する日 _____年____月____日</p> <p style="text-align: right;">【記載例】</p> <p>_____年____月____日 令和X年3月15日</p> <p>_____年____月____日 令和X年7月15日</p> <p>_____年____月____日 令和X年3月31日</p> <p>_____年____月____日 令和X年6月30日</p>						

【表面】

※1 「国立大学法人等」とは、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人及び国立健康危機管理研究機構をいい、「特定国立大学法人等」とは、国立大学法人等のうち法人税法別表第一に掲げる法人に該当する法人をいいます。

※2 上記の「学校法人」には、私立学校法第152条第5項の規定により設立された法人（準学校法人）も含まれます。

※3 寄附財産を組み入れる「基金」については、当該基金が公益目的事業に充てられることが確実であることなど一定の要件を満たすことについて、寄附を受けた法人が所轄庁の証明を受けたものに限りま。

※4 ①の日付から4か月を経過する日に寄附を受けた日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、②の日付はその確定申告書の提出期限となります。

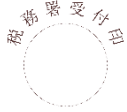
B 全ての法人に共通の添付書類（「添付の有無」欄に○印を付してください。なお、整理欄の記入は不要です。）

	添付を要する場合	書 類	添付の有無	整理欄
第1表関係	申請者が寄附者の相続人及び包括受遺者である場合	1 寄附者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し	有・無	
	法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合	2 遺言書の写し	有・無	
第2表関係	申請書を提出する全ての場合	1 法人の設立許可書、認可書又は認証書の写し	有・無	
		2 法人の登記事項証明書等	有・無	
		3 法人の寄附行為、定款又は規則の写し	有・無	
第3表関係 (承認特例用)	申請書を提出する全ての場合	1 寄附申込書の写し	有・無	
		2 寄附財産の時価を明らかにする書類（不動産鑑定評価書の写し、株式の評価明細書、美術品の鑑定書等の写しなど）	有・無	
	寄附財産に係る取得価額が明らかである場合	3 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）	有・無	
	寄附財産が土地である場合	4 寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書（農地の場合は農地転用許可書の写しを含む。）	有・無	
		5 利用状況を示した公図の写し、地番入り実測図及び住宅案内図（隣接する土地の利用者が記載されたもの）等	有・無	
	寄附財産が建物である場合	6 寄附を受けた法人に所有権移転登記を行った後の登記事項証明書	有・無	
	寄附財産が株式である場合	7 寄附を受けた法人に名義変更されたことが分かる書類（上場株式の場合は信託銀行等の証明書、非上場株式の場合は株主名簿の写し等）	有・無	
	寄附財産が美術品である場合	8 寄附財産のうち主要なもののカラー写真	有・無	
第3表 付2関係	寄附財産が譲渡された場合	1 寄附財産の譲渡に係る理事会等の議事録の写し	有・無	
		2 寄附財産の譲渡に係る売買契約書の写し等	有・無	
		3 寄附財産の譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した資産について、基金又は基本金に組み入れることを決定した旨並びに当該決定に係る事項の記載のある理事会等の議事録の写し（議事録に当該決定に係る財産の種類、所在地、数量、価額などの事項が記載されていない場合は、寄附を受けた法人から交付を受けた当該事項が記載された書類を含む。）	有・無	
		4 上記3の資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写し等	有・無	
		5 寄附を受けた法人に所有権移転登記又は所有権保存登記を行った後の上記3の資産の登記事項証明書	有・無	
		6 寄附財産の譲渡及び上記3の資産の取得に係る収支明細表	有・無	
	寄附財産の譲渡代金の全部又は一部が資産の取得に充てられていない場合	7 譲渡代金の全部又は一部が上記3の資産の取得に充てられていないことについての理由書及びその充てられていない部分についての上記3の資産の取得計画書その他の関係書類	有・無	
共通	申請書を提出する全ての場合	承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書	有・無	

【裏面】

(20) 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書



令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

国 税 庁 長 官

下記1の者は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付で租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出しましたが、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。

なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記3の者を指定し、届出します。

☞ 承認申請書を提出した人の住所、氏名等を記載してください。

1 寄 附 者

住 所	フリガナ 氏 名	死 亡 年 月 日 ( 年 齢 )
		令和____年____月____日 (____歳)

2 届 出 者 (上記の相続人及び包括受遺者)

住 所 ・ 電 話 番 号	フリガナ 氏 名 (生年月日)	職 業	上記の者 との続柄 又は関係
(1) 〒 (____-____-____)	(明・大・昭・平・令____・____)		
(2) 〒 (____-____-____)	(明・大・昭・平・令____・____)		
(3) 〒 (____-____-____)	(明・大・昭・平・令____・____)		
(4) 〒 (____-____-____)	(明・大・昭・平・令____・____)		
(5) 〒 (____-____-____)	(明・大・昭・平・令____・____)		
(6) 〒 (____-____-____)	(明・大・昭・平・令____・____)		

☞ 承認申請書を提出した人の相続人及び包括受遺者の全ての人の住所、氏名等を記載してください。

3 国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名

☞ 国税庁長官が発する国税に関する書類を受領する代表者の氏名を記載してください。

(資 13-14-A 4 統一) (令 6.6)

## イ 使用区分

この届出書は、承認申請書を提出した人が死亡した場合に使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「1 寄附者」には、承認申請書を提出した人の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。
- (ロ) 「2 届出者」には、承認申請書を提出した人の相続人及び包括受遺者の全ての人が住所、氏名等を記載してください。
- (ハ) 「1 寄附者」及び「2 届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「〇〇市△△区一丁目2番3号」というように記載してください。
- (ニ) 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした人の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する措法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する人の氏名を記載してください。

## ハ 申請時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「2 届出者」欄	相続人及び包括受遺者の全てについて、住所及び氏名等の記載が行われていますか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	死亡した承認申請書を提出した人の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	<input type="checkbox"/>
2	遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）	<input type="checkbox"/>

## ホ 提出部数

届出書及び添付書類は、それぞれ3部提出していただくようお願いします。

(21) 寄附行為、定款等についての確認事項

寄附を受けた法人の運営組織が適正である（7ページを参照してください。）と判定するためには、寄附行為、定款又は規則に次に掲げる事項が記載されているか確認する必要があります。それぞれの法人形態に応じて、必要事項が記載されているか確認してください。**次の確認事項は、法人の運営組織が適正か判定するための一般的な確認事項を例示したものです。**また、「一般社団・財団法人法」や「公益認定法」等の他の法律により寄附行為、定款又は規則に記載すべきこととされている事項についても、記載されていることが必要です。

なお、**都道府県知事が所轄する学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人については、国税庁長官の定める通達に基づいた寄附行為又は定款が定められていればよいこととされています。**詳しくは、国税庁ホームページの「租税特別措置法第40条関係」の各法令解釈通達をご覧ください。

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp>

【掲載場所】「ホーム>法令等>法令解釈通達>所得税関係 措置法通達」（令和7年6月現在）

・租税特別措置法第40条関係

件	名
都道府県知事が所轄する学校法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税取扱いについて	
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉法人定款例について	
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けようとする場合における更生保護法人標準定款について	

【確認事項】

- この表の「その他の法人」とは、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定一般法人以外の法人をいい、例えば、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人などをいいます。
- この表の「その他の法人」のうち、「社団形態」とは、その法人に社員総会又はこれに準ずる決定機関がある法人を、「財団形態」とは、それ以外の法人をいいます。
- 寄附をした人及びその親族その他特殊の関係がある人が寄附を受けた法人の役員等及び職員に含まれておらず、かつ、これらの人が寄附を受けた法人の財産の運用及び事業の運営について私的に支配している事実がなく、将来においても私的に支配する可能性がないと認められる場合には、この表のNo.22 及びNo.27 に掲げる事項についてのみ定められていればよいこととされています。

No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
1	理事の定数は6人以上ですか。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	監事の定数は2人以上ですか。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	評議員の定数は6人以上であり、理事の定数と同数以上ですか。	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	—
4	評議員会の制度が設けられており、評議員の定数は理事の定数の2倍超（理事と評議員の兼任禁止規定が設けられている場合は、同数以上）ですか。	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>

No.	法人の種類 確認事項	法人の種類					
		① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
5	「理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。」旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	「監事には、理事及び評議員並びにその法人の職員が含まれてはならない。」旨の規定はありますか。  (注) 寄附を受けた法人の種類が①の場合は、評議員に係る規定は不要です。	<input type="checkbox"/> (注)	<input type="checkbox"/>	—	—	—	—
7	「監事には、理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにその法人の職員が含まれてはならない。」旨の規定はありますか。  (注) 寄附を受けた法人の種類が③の場合又は⑤の場合で評議員会の設置がないときは、評議員に係る規定は不要です。	—	—	<input type="checkbox"/> (注)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (注)	<input type="checkbox"/>
8	監事が6人未満の場合、No.6又はNo.7の旨の規定に続けて「監事は、相互に親族その他特殊の関係を有しないこと。」とする旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	監事が6人以上の場合、No.6又はNo.7の旨の規定に続けて「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、監事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。」旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	「評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。」旨の規定はありますか。	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
11	「理事及び監事の選任は、社員総会における選挙又は評議員会の議決により選任されるなどその地位にあることが適当と認められる者を公正に選任する。」旨の規定はありますか。	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
12	「評議員の選任は、例えば評議員選任のため設置された委員会（寄附を受けた法人の種類が⑥の場合は理事会）の議決により選任されるなどその地位にあることが適当と認められる者を公正に選任する。」旨の規定はありますか。	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
13	「理事会を設置する。」旨の規定はありますか。	—	—	<input type="checkbox"/>	—	—	—
14	「理事会におけるNo.23以外の項目の議決数は、理事総数（現在数）の過半数とする。」旨の規定はありますか。	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—
15	「理事会におけるNo.24以外の項目の議決数は、理事総数（現在数）の過半数とする。」旨の規定はありますか。	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
16	「社員総会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き総社員の過半数の出席のもと、出席社員の過半数の決議を受けなければならない。」旨の規定はありますか。 ※ 各社員の議決権は各1個とし、社員総会において行使できる議決権の数、行使できる事項及び行使の条件等について定款の定めがある場合は、原則として、運営組織が適正であることに該当しないこととされています。	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—
17	「評議員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き評議員総数（現在数）の過半数の決議を受けなければならない。」旨の規定はありますか。	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
18	理事会又は社員総会若しくは評議員会において議事の表決を行う場合には、「あらかじめ通知された事項について書面をもって意思表示した者は出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできない。」旨の規定はありますか。	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	「役員等（理事、監事、評議員など）に対しては、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。」旨の規定はありますか。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
20	育英事業又は助成事業等を行う法人である場合は、「奨学金又は助成金等の支給対象者を選考するため、理事会又は評議員会において選出される教育関係者又は学識経験者等により組織される選考委員会を設ける。」旨の規定はありますか。	—	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>
21	基本財産に関する規定はありますか。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—
22	「剰余金の分配を行ってはならない。」旨の規定はありますか。 (注) 寄附を受けた法人の種類が⑤の場合は、認可地縁団体に該当するときに確認します。	—	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (注)	—
23	寄附を受けた法人の種類が③の場合は「『E』、『F（事業の一部譲渡を除く。）』以外の事項について、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けなければならない。」旨の規定はありますか。また、「『C』、『D』以外の事項について、社員総会の決議を受けなければならない。」旨の規定はありますか。 寄附を受けた法人の種類が⑤の場合は「『E』、『F』以外の事項について、あらかじめ理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を受けなければならない。」旨の規定はありますか。また、「『A』から『G』までの事項について、社員総会の決議を受けなければならない。」旨の規定はありますか。なお、「F」のうち「事業の全部又は一部の譲渡」に係る規定は必要ありません。 A 収支予算（事業計画） B 決算（事業報告） C 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け D 借入金（その事業年度内又は会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 E 寄附行為、定款等の変更 F 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡 G 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項 ※1 会計監査人設置一般社団法人で一定の場合には、「B」については社員総会の決議に係る規定は必要ありません。 2 No. 25 により評議員会などに委任されている事項がある場合は、その事項の社員総会の決議に係る規定は必要ありません。	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>	—

No.	法人の種類 確認事項	① 公益社 団法人	② 公益財 団法人	特定一般法人		その他の法人	
				③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
24	<p>寄附を受けた法人の種類が④の場合は「『E』、 『F（事業の一部譲渡を除く。）』」以外の事項 について、あらかじめ理事会における理事総数 （現在数）の3分の2以上の議決を受けなければ ならない。」旨の規定はありますか。また、 「『C』、『D』以外の事項について、評議員会 の決議を受けなければならない。」旨の規定はあ りますか。</p> <p>寄附を受けた法人の種類が⑥の場合は「『A』か ら『G』までの事項について、あらかじめ理事 会における理事総数（現在数）の3分の2以上 の議決を受けなければならない。」旨の規定はあ りますか。また、「『A』から『G』までの事項 について、評議員会の同意を受けなければなら ない。」旨の規定はありますか。なお、「F」の うち「事業の全部又は一部の譲渡」に係る規定 は必要ありません。</p> <p>A 収支予算（事業計画） B 決算（事業報告） C 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び 譲受け D 借入金（その事業年度内又は会計年度内の収 入をもって償還する短期借入金を除く。）その 他新たな義務の負担及び権利の放棄 E 寄附行為、定款等の変更 F 解散、合併、事業の全部又は一部の譲渡 G 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項 ※ 会計監査人設置一般財団法人で一定の場合には 「B」については評議員会の決議に係る規定は必要あり ません。</p>	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
25	<p>社員総会のほかに事業の管理運営に関する事項 を審議するため評議員会などが設けられNo.23 の 「E」、「F」以外の事項の決定がこれらの機関に 委任されている場合におけるこれらの機関の構 成員の定数及び選任並びに議事の決定について は、次の規定が設けられていますか。</p> <p>イ 構成員の定数は、理事の定数の2倍を超え ていること。 ロ 構成員の選任については、上記No.10 及び No.12 が定められていること。 ハ 議事の決定については、原則として、構成員 総数の過半数の議決を必要とすること。</p>	—	—	—	—	<input type="checkbox"/>	—

No.	法人の種類 確認事項	①	②	特定一般法人		その他の法人	
		公益社 団法人	公益財 団法人	③ 一般 社団法人	④ 一般 財団法人	⑤ 社団形態	⑥ 財団形態
26	寄附をした人又はその親族が役員となっている会社の株式等の寄附を受けた法人にあつては、「株式等の議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。」旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	<input type="checkbox"/>
27	「解散した場合の残余財産は、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に帰属する。」旨の規定はありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 5 各種届出等

### (1) 各種届出等の概要

#### イ 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤一】

非課税承認を受けて行われた寄附（以下「特定贈与等」といいます。）に係る公益法人等（以下「受贈法人」といいます。）が、非課税承認に係る寄附財産を譲渡し、買換資産を取得する場合で、次の要件を満たすときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑤一）。

なお、特定贈与等に係る受贈法人には、措法第40条第6項から第12項までの規定により特定贈与等に係る受贈法人とみなされた法人を含みます（以下、この受贈法人及び受贈法人とみなされた法人を併せて「受贈法人等」といいます。）。また、非課税承認に係る寄附財産には、措法第40条第6項から第12項までの規定により非課税承認に係る寄附財産とみなされた資産を含みます（以下、この寄附財産及び寄附財産とみなされた資産を併せて「寄附財産等」といいます。）。

- (イ) 譲渡する非課税承認に係る寄附財産等（以下「譲渡財産」といいます。）は、受贈法人等の公益目的事業の用に2年以上直接供しているものであること。
- (ロ) 買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する、譲渡財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる譲渡財産と同種の資産、土地及び土地の上に存する権利（国外にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物は除かれます（40条通達27）。）であること。
- (ハ) 買換資産は、原則として、譲渡の日（譲渡財産の引渡しの日をいいます。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供すること。
- (ニ) 受贈法人等は、一定の事項を記載した届出書（91ページ参照）及び必要な添付書類（92ページ参照）を、**譲渡の日の前日までに**受贈法人等の納税地（主たる事務所の所在地をいいます。以下同じです。）を所轄する税務署長に提出すること。

#### 「同種の資産」とは

同種の資産とは、例えば、寄附財産が土地の場合は土地及び土地の上に存する権利、建物の場合は建物及び附属設備、書画の場合は書画及び骨とうをいいます（40条通達29）。また、寄附財産が株式である場合には、同種の資産として株式のほかに公社債及び投資信託の受益権が含まれます（措規18の19⑨）。

なお、公社債及び投資信託の受益権には、割引の方法により発行される公社債及びいわゆる無分配型の投資信託の受益権などは含まれません（40条通達29(注)）。

#### ロ 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤二】

受贈法人等が、寄附財産等（承認特例の適用を受けて行われたものを除きます。）を譲渡し、特定買換資産を取得する場合で、次の要件を満たすときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑤二）。

※ この特例の適用対象となる受贈法人等は、特定管理方法（「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(ロ)のA、B(b)、C、D、Eに掲げる方法をいいます。）により管理を行う承認特例対象法人（国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は認定NPO法人等をいいます。）に限られます。詳しくは、9、10ページを参照してください。

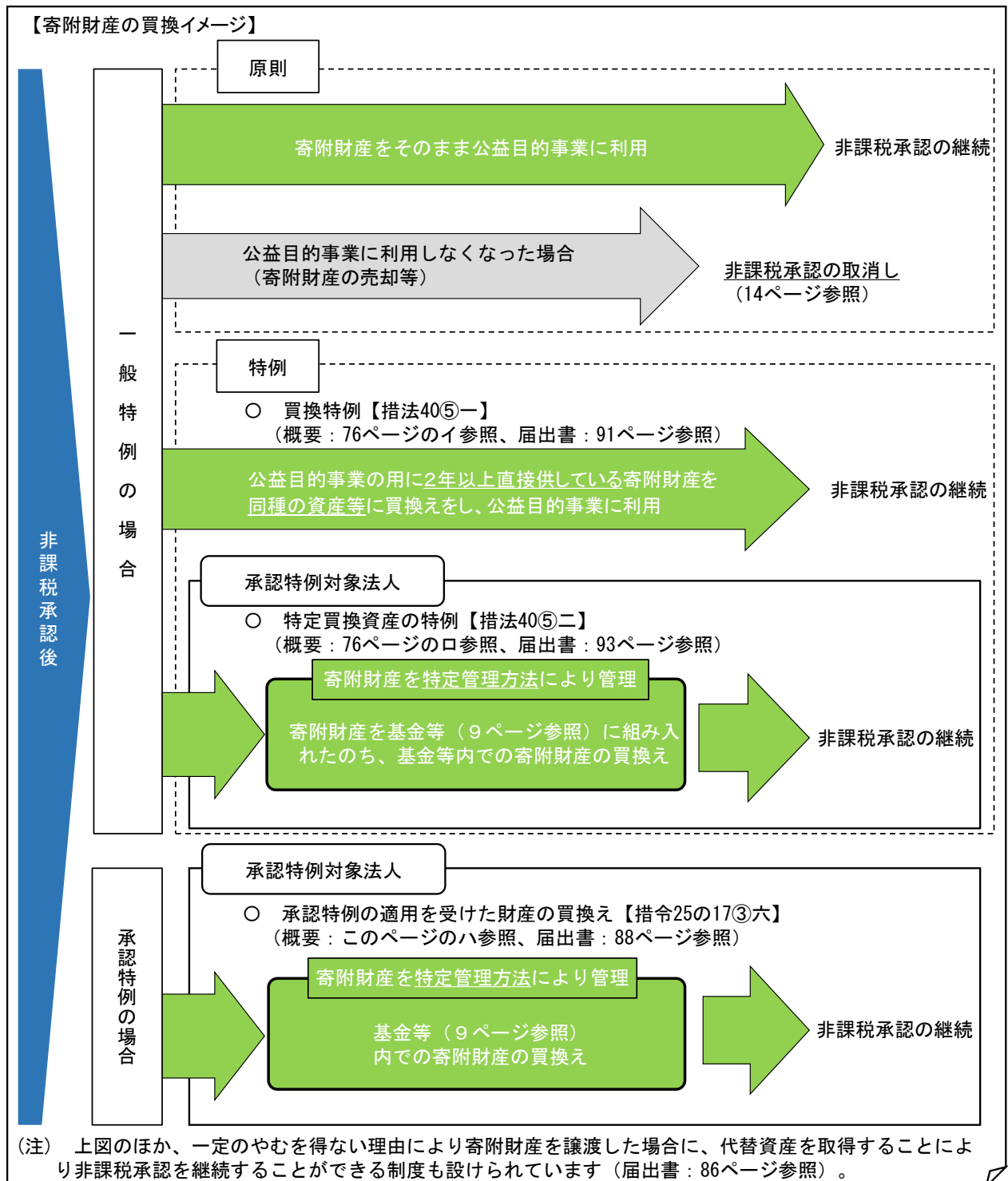
- (イ) 譲渡財産は、特定管理方法により管理しているものであること。
- (ロ) 特定買換資産は、譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産であること。

- (ハ) 特定買換資産は、特定管理方法により管理すること。
- (ニ) 受贈法人等は、一定の事項を記載した届出書（93 ページ参照）及び必要な添付書類（94 ページ参照）を、**譲渡の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出すること。

ハ 承認特例の適用を受けた財産等の買換えを行う場合【措令 25 の 17③六】

承認特例対象法人が、承認特例の適用を受けて行われた寄附に係る財産又は特定買換資産で特定管理方法により管理されていた財産を譲渡して、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する財産を引き続き特定管理方法により管理する場合は、非課税承認を継続することができます（措令 25 の 17③六）。

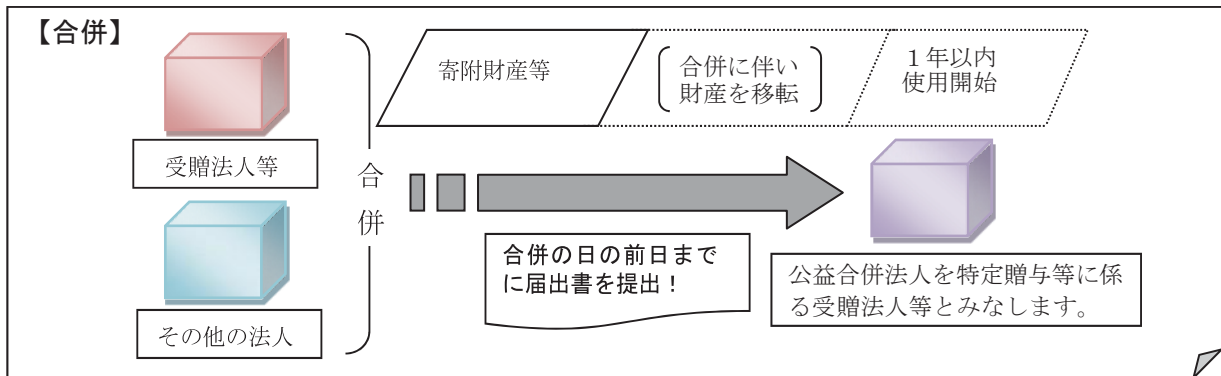
なお、この買換えを行った際には、一定の事項を記載した届出書（88 ページ参照）及び必要な添付書類（89 ページ参照）を、受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出してください。



## 二 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑥】

特定贈与等に係る受贈法人等が、合併により寄附財産等を合併後存続する他の公益法人等や合併により新たに設立される公益法人等（以下「公益合併法人」といいます。）に移転する場合に、公益合併法人が、その移転を受ける寄附財産等を、原則として、合併の日（吸収合併の場合はその合併の効力の生ずる日、新設合併の場合は公益合併法人の成立した日をいいます（40 条通達 36）。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑥⑬）。

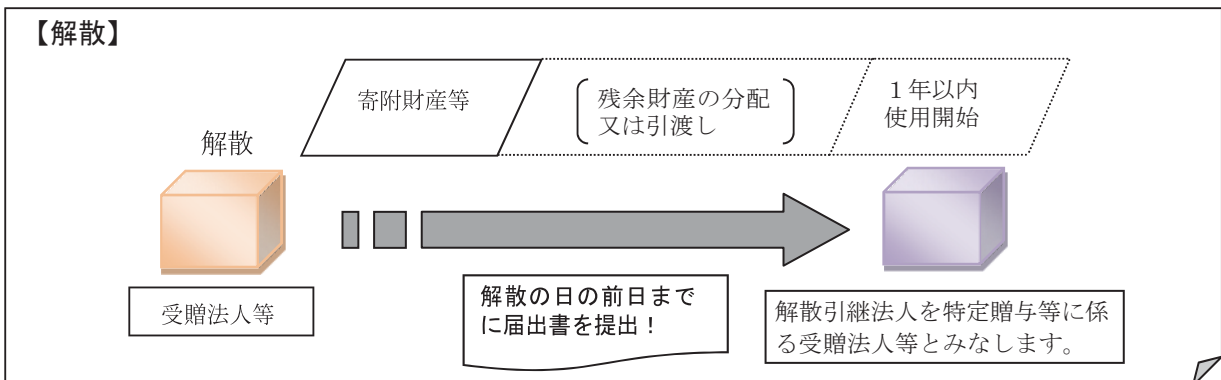
この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（95 ページ参照）及び必要な添付書類（96 ページ参照）を、**合併の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑥、措令 25 の17⑳）。



## ホ 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑦】

特定贈与等に係る受贈法人等が、解散（合併による解散を除きます。）による残余財産の分配又は引渡しにより寄附財産等を他の公益法人等（以下「解散引継法人」といいます。）に移転する場合に、解散引継法人が、その移転を受ける寄附財産等を、原則として、解散の日（残余財産の分配又は引渡しの日をいいます（40 条通達 38）。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑦⑬）。

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（97 ページ参照）及び必要な添付書類（98 ページ参照）を、**解散の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑦、措令 25 の17㉑）。



## へ 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑧】

特定贈与等に係る受贈法人等で公益認定の取消しの処分（公益認定法 29①②）（非課税承認の取消事由に該当しないものに限ります。以下「特定処分」といいます。）を受けた後、特定一般法人（5 ページを参照してください。）に該当することとなったことから、定款の定めに従い、公益目的取得財産残額（公益認定法 30②）に相当する額の財産（以下「引継財産」といいます。）を他の公益法人等（以下「引継法人」といいます。）に贈与する場合に、引継法人が、その引継財産のうち寄附財産等に相当する部分（以下「公益引継資産」といいます。）を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 39。））の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑧⑬）。

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る受贈法人等が、一定の事項を記載した届出書（99 ページ参照）及び必要な添付書類（100 ページ参照）を、**贈与の日の前日までに**受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法 40⑧、措令 25 の 17⑳）。

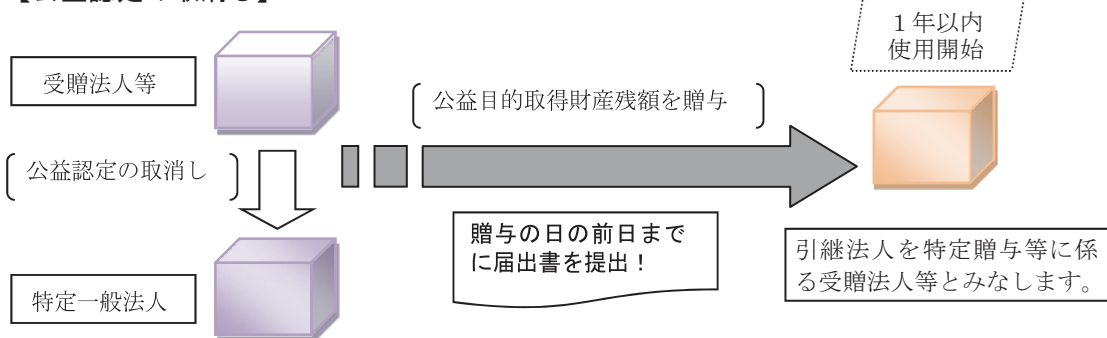
（注） 公益引継資産が金銭である場合には、その金銭の全部をもって引継法人の公益目的事業の用に直接供することができる財産を取得し、原則として、贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが必要です（40 条通達 40）。

### 「公益引継資産」とは

引継法人に贈与される引継財産のうち、寄附財産等に相当する部分をいいます。

具体的には、引継財産が寄附財産等である場合にはその寄附財産等をいいますが、引継財産がその寄附財産等以外のものである場合には、公益目的取得財産残額に、その公益目的取得財産残額相当額のうち寄附財産等の特定処分を受けた日の前日における価額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する額の資産をいいます（措令 25 の 17㉓、措規 18 の 19⑯⑰）。

### 【公益認定の取消し】



## ト 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法 40⑨】

特定贈与等に係る特定一般法人が、寄附財産等を他の公益法人等（以下「受贈公益法人等」といいます。）に贈与する場合（公益目的支出計画（整備法 119①）に基づき、公益認定法第5条第20号に規定する法人に寄附する場合には限ります。）に、受贈公益法人等が、その贈与を受ける寄附財産等を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40 条通達 41。））の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法 40⑨⑬）。

この特例の適用を受けるためには、特定贈与等に係る特定一般法人が、一定の事項を記載した届

出書及び必要な添付書類を、**贈与の日の前日までに**特定一般法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑨、措令25の17⑳）。

#### 「公益目的支出計画」とは

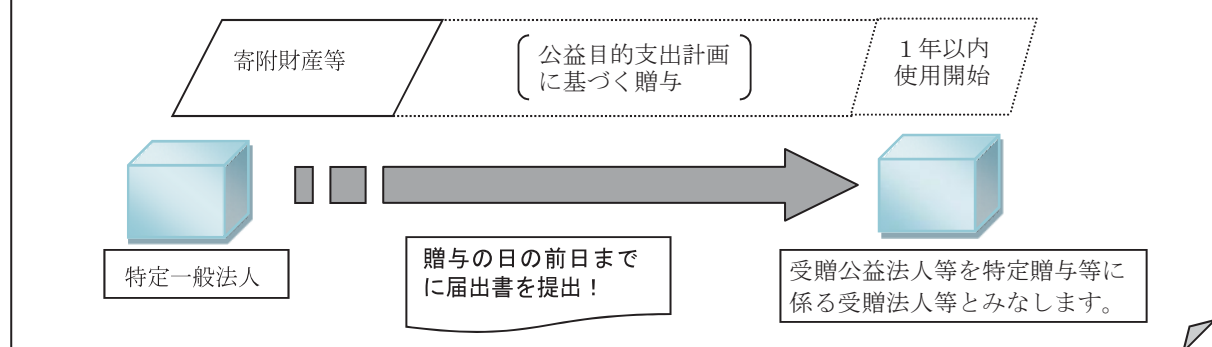
一般社団（財団）法人への移行の認可を受けようとする特例民法法人のうち一定のものが作成する計画で、その認可を受けたときに解散するものとした場合における残余財産の額に相当するものとしてその時点における純資産額を基礎として算定した一定額を公益目的のために支出することによりゼロとするための計画をいいます（整備法119①）。

なお、この計画を作成した特例民法法人が一般社団（財団）法人への移行の登記を行った後は、その法人は、この計画に基づいて公益目的の支出を行い、残額がゼロとなるまでの間は、行政庁の監督下におかれることとされています（整備法123）。

#### 「特例民法法人」とは

特例民法法人とは、整備法第38条の規定による改正前の民法第34条の規定により設立された社団（財団）法人であり、整備法第40条第1項の規定により整備法施行後においても一般社団（財団）法人として存続するもののうち、公益社団（財団）法人又は一般社団（財団）法人への移行の登記を行っていないものをいいます。

#### 【公益目的支出計画に基づく贈与】

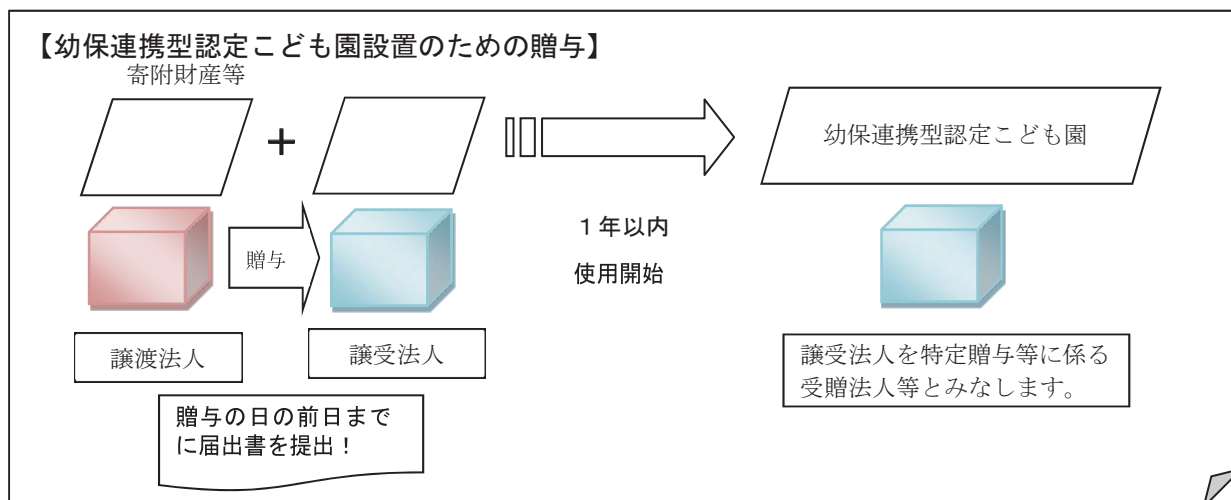


#### チ 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑩】

特定贈与等に係る受贈法人等（幼稚園又は保育所等を設置する者で、その施設の廃止の認可の申請をしているものなど一定の要件を満たすものに限ります。以下「譲渡法人」といいます。）が、寄附財産等（その幼稚園又は保育所等に係る事業の用に供されているものに限ります。）を他の公益法人等（幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする法人で、その設置の認可の申請をしているものなど一定の要件を満たすものに限ります。以下「譲受法人」といいます。）に贈与する場合に、譲受法人が、その贈与を受ける寄附財産等を、原則として、贈与の日（贈与の履行の日をいいます（40条通達42。）の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置、運営する事業の用に直接供するときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑩⑬、措令25の17⑳㉔㉕㉖）。

この特例を受けるためには、譲渡法人が、一定の事項を記載した届出書（101ページ参照）及び必要な添付書類（102ページ参照）を、**贈与の日の前日までに**譲渡法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑩、措令25の17⑳）。





リ 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑪⑫】

上記ニの「公益合併法人」、への「引継法人」、トの「受贈公益法人等」及びチの「譲受法人」（以下「公益合併法人等」といいます。）が、特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合において、上記ニ、へ、ト及びチに係る非課税承認の継続の特例の適用を受けるための要件を満たしているときでも、その特定贈与等に係る受贈法人等がその非課税承認の継続の特例に係る届出書等を提出期限までに提出していないときは、非課税承認を継続することはできません。

ただし、上記ニ、へ、ト及びチに係る非課税承認の継続の特例の適用を受けるための要件を満たしている場合において、公益合併法人等が、その合併等により移転等を受けた資産が寄附財産等であることを知った日の翌日から2か月を経過する日の前日までに、次の「届出書一覧」のうちの該当する届出書及び必要な添付書類を、公益合併法人等の納税地を所轄する税務署長に提出したときは、非課税承認を継続することができます（措法40⑪⑫、措令25の17⑳㉑）。

**【届出書一覧】**

- ・ 租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書
- ・ 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書

ヌ 受贈法人等が公益認定を受けた場合等における書類の提出

特定贈与等に係る受贈法人等が、公益認定を受けた場合など、次に該当する場合には、それぞれに掲げる届出書の提出が必要となります。

(イ) 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合

特定贈与等に係る特定一般法人が、公益認定（公益認定法4）を受けた場合には、一定の事項を記載した届出書（104 ページ参照）及び必要な添付書類（105 ページ参照）を、その認定を受けた日から1か月以内に特定一般法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措

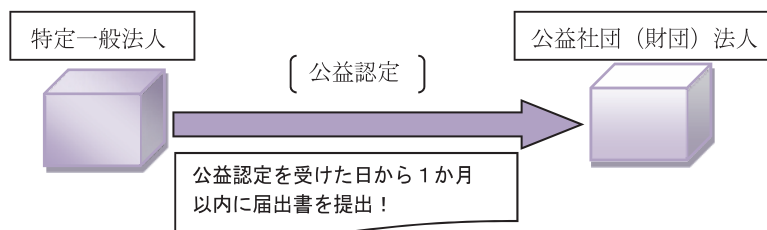
法 40⑭、措令 25 の 17⑳)。

- (㉑) 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合

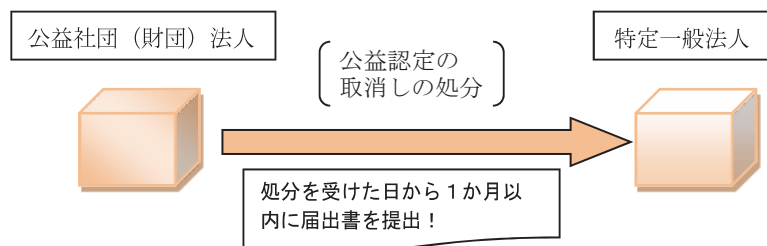
特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が、公益認定の取消しの処分（公益認定法 29①②）を受けた場合には、一定の事項を記載した届出書（106 ページ参照）及び必要な添付書類（107 ページ参照）を、**その処分を受けた日から 1 か月以内に**公益社団（財団）法人の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令 25 の 17⑳)）。

#### 【公益認定及び公益認定の取消しの処分に係る各種届出書の提出】

- (イ) 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合



- (㉒) 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合



#### ル 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令 25 の 17⑭】

特定贈与等に係る受贈法人等（寄附財産等を特定管理方法により管理している又は管理していた受贈法人等に限り、このルにおいて同じです。）が、特定管理方法により管理されていた寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合など、次に該当する場合には、それぞれ次に掲げる届出書の提出が必要となります。

- (イ) 特定管理方法により管理されていた寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合

受贈法人等が寄附財産等（特定管理方法により管理されていたものに限り、特定管理方法により管理されているものを除きます。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（108 ページ参照）及び必要な添付書類（109 ページ参照）を、遅滞なく受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令 25 の 17⑭一）。

- (㉑) 寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合

受贈法人等（学校法人及び社会福祉法人に限り、）が寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（108 ページ参照）及び必要な添付書類（109 ページ参照）を、遅滞なくその受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措令 25 の 17⑭二）。

なお、受贈法人等（国立大学法人等、公益社団法人、公益財団法人及び認定NPO法人等に限り、）が寄附財産等を特定管理方法により管理しなくなった場合で、その事実をその公益法人等の所轄庁が知ったときは、その公益法人等の所轄庁は、その事実その他参考となるべき事項を、遅滞なくその公益法人等の納税地を所轄する税務署長に書面により通知することとされています。

#### ラ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】

特定贈与等に係る受贈法人等が、寄附財産等（特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合には、一定の事項を記載した届出書（110ページ参照）及び必要な添付書類（111ページ参照）を、受贈法人等の納税地を所轄する税務署長に提出してください（40条通達23の2）。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、措法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。詳しくは14、15ページを参照してください。

#### ロ 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請【措法40⑩】

公益法人等が個人から寄附を受けた資産（その資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含みます。以下「受贈資産」といいます。）を所有する場合に、その受贈資産の移転につき上記イ、ロ及びニからチまでの非課税承認の継続の特例の適用を受けようとする場合には、その受贈資産が特定贈与等に係る財産等であるかどうかの確認を求めることができます。

この確認が必要な公益法人等は、一定の事項を記載した申請書及び必要な添付書類を、公益法人等の納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります（措法40⑩、措令25の17⑪）。

なお、上記イ、ロ及びニからチまでに掲げる届出書の提出期限に間に合うよう、余裕を持って申請してください。

また、平成20年12月1日以後の寄附に係る受贈資産について確認を求めることができるのは、例えば、災害、盗難などにより、その公益法人等が非課税承認に係る通知書を消失した場合等に限られます（40条通達52）。

上記イからロまでの届出書又は申請書の用紙は、国税庁ホームページに掲載していますので、印刷してご使用ください。

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp>

【掲載場所】 「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内（税目別一覧）>A4譲渡所得税関係」（令和7年6月現在）

(2) 各種届出書の記載例

○ 寄附財産等がやむを得ない事情により使用開始できない場合（6ページ参照）

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

令和 7 年 〇 月 〇 日

国税庁長官

「代表者氏名」欄は、受贈法人等が記載する場合のみ記載してください。

届出者 〒 ×××-××××  
 住所又は所在地 東京都〇〇区××1丁目2番3号  
 フリガナ ×××× ××××  
 氏名又は名称 〇 〇 〇 〇  
 生年月日（明・大・昭・平・令 35年 1 月 1 日）  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_  
 〇〇株式会社  
 職 業 代表取締役社長 電話番号 03 - 1111 - ××××

(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合  
 （第3表の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）  
 （令和 7 年 〇 月 〇 日現在）

① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
(有) ・ 無	6・〇・〇	6・〇・△	6・〇・□	7・〇・〇	500,000 千円

建築請負業者に関する事項	所在地	東京都●●区△△1番1号			
	名称	□□建設株式会社 (電話番号 03 - 2222 - ××××)			

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	6・〇・〇	借入・寄附・自己資金	100,000 千円		
	7・△・△	借入(寄附)・自己資金	150,000	東京都補助金	なし
	7・〇・〇	(借入)・寄附・自己資金	250,000	△△銀行〇〇支店	なし
	・ ・	借入・寄附・自己資金			

(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法を記載してください。

② ①以外の場合

[使用開始されていない理由を具体的に記入します。]

(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合  
 (令和 年 月 日現在)  
 [寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。]

使用開始されていない理由が「建物の建築のため」以外のときは、この欄にその理由の詳細を記載してください。

使用開始予定年月日	令和 年 月 日
-----------	----------

(資13-28-A4統一) (令7.6)

## イ 使用区分

この届出書は、次の場合に使用します。

- (イ) 非課税承認の申請をした寄附財産について、その申請後に、寄附を受けた法人が寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じた場合（寄附をした人が提出します。）
- (ロ) 上記(1)のイ及びニからリまでの特例の適用を受けようとする場合において、各届出書を提出した後に、買換資産を取得した受贈法人等、公益合併法人、解散引継法人、引継法人、受贈公益法人等又は譲受法人が、買換資産又は寄附財産等を譲渡、合併、解散又は贈与の日から1年以内に公益目的事業の用に直接供することが困難であるやむを得ない事情が生じたとき（受贈法人等が提出します。）

## ロ 記載要領

この届出書は、提出する日の直前の状況により記載してください。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	(1)①の「請負契約金額」欄	「建築資金の調達方法等」の「金額（予定）」欄の金額の合計額を超える金額になっていませんか。	<input type="checkbox"/>
2	「(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項の規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合」欄	寄附があった日から2年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に使用を開始することが困難であるやむを得ない事情、又は措法第40条第5項第1号及び同条第6項から第12項までの規定により取得する財産等が、譲渡等の日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に使用を開始することが困難であるやむを得ない事情に該当するものか判断できる程度の具体的な内容が記載されていますか。 「使用開始予定年月日」欄には、具体的な計画に基づく日付が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	添付を要する場合	書類	チェック
1	寄附財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合	建築請負契約書の写し	<input type="checkbox"/>
2		建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）	<input type="checkbox"/>
3		建築工事のスケジュール表	<input type="checkbox"/>
4		建築する建物の利用状況が分かる平面図	<input type="checkbox"/>
5		建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しや入札結果が分かる書類など）	<input type="checkbox"/>
6		建築した建物の登記事項証明書、建築した建物の写真（注）	<input type="checkbox"/>
7	やむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用できない場合等	やむを得ない事情に至った事実が確認できる書類及び使用開始までの具体的な計画書等	<input type="checkbox"/>

(注) 建築完了後に提出してください。

## ホ 提出部数

届出書及び添付書類は、それぞれ3部提出していただくようお願いします。

- 措令第25条の17第3項第1号から第5号まで及び第7号の規定により代替資産を取得する場合（6ページ参照）

租税特別措置法施行令第25条の17第3項の規定により代替資産を取得する場合の届出書



令和 7 年 〇 月 〇 日

国 税 庁 長 官

受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

届出者 〒 \*\*\*\*-\*\*\*\*  
 所在地 東京都〇〇区××2丁目〇  
 フリガナ シヤカイフクホウジン \*\*\*\*  
 名称 社会福祉法人 〇〇〇〇  
 フリガナ \*\*\*\* \*\*\*\*  
 代表者氏名 〇 〇 〇 〇  
 (連絡先)  
 氏 名 〇 〇 □ □  
 電話番号 03 - 1111 - ××××

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 6 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 6 年 〇 月 〇 日
譲渡した財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 下記と同じ)	
	電話番号	〒 ****-**** 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - ××××)	
	フリガナ氏名	**** **** ● ● ● ●	

財産等が使用開始されていない場合のその理由別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

譲渡した財産等の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	譲渡価額	譲受者	住所	寄附者と譲受者との関係	使用実績
引渡年月日							氏名		
7・〇・〇	土地	宅地	東京都□□区×××	230㎡	千円 100,000	東京都□□区△△	〇〇 ●●	なし	〇〇施設敷地
7・△・△									
合 計					④ 千円 100,000				

譲渡した寄附財産等の明細等を記載してください。

代替取得資産の明細等

契約年月日	種類	細目	所在地	数量	取得価額	取得の相手方	住所	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日
取得年月日							氏名		使用目的
7・〇・〇	土地	宅地	東京都□□区×××	250㎡	千円 110,000	東京都〇〇区△△	□□ □□	なし	7・□・□
7・△・△									〇〇施設敷地
合 計					⑤ 千円 110,000				

新たに取得する代替資産の明細及び使用開始日等を記載してください。

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「⑤」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「④」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

具体的な取得計画がない場合には、譲渡した寄附財産等の全てについて非課税承認が受けられません。

(資13-29-A 4 統一) (令3.3)

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等を措令第25条の17第3項に定める理由により譲渡する場合（同項第6号に定める理由により譲渡する場合を除きます。）に、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって同項に規定する代替資産を取得することを申し出る際に使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した寄附財産等を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
  - (ニ) 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ホ) この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項


	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「譲渡価額」欄及び「取得価額」欄	譲渡価額の全額が代替資産の取得に充てられていますか。又は、充てられる予定ですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	譲渡した寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	譲渡した寄附財産等の当初の利用計画等について確認できる書類	<input type="checkbox"/>
4	寄附財産等を譲渡することになったことについての理由書等	<input type="checkbox"/>
5	寄附財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し	<input type="checkbox"/>
6	寄附財産等の譲渡に係る売買契約書の写し、株式の場合は株式移転契約書又は株式交換契約書の写しなど	<input type="checkbox"/>
7	代替資産の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写しなど	<input type="checkbox"/>
8	届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替資産の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
9	寄附財産等の譲渡及び代替資産の取得に係る収支明細表	<input type="checkbox"/>
10	譲渡価額の全部又は一部が代替資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替資産の取得計画書及びその関係書類	<input type="checkbox"/>
11	代替資産の利用状況が分かる平面図（設計図）、写真等	<input type="checkbox"/>

○ 措令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合（77ページのハ参照）

租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号の規定により  
代替資産を取得する場合の届出書



税務署受付印

国 税 庁 長 官

令和 7 年 〇 月 〇 日

**届出者** 〒 \*\*\*-\*\*\*  
**所在地** 東京都〇〇区××2丁目〇  
**フリガナ** コウキヤイダンホウジン \*\*\*\*  
**名称** 公益財団法人 〇〇〇〇  
**代表者氏名** \*\*\*\* \*\*\*)  
(連絡先)  
**氏名** 〇 〇 □ □  
**電話番号** 03 — 1111 — ××××

➡ **受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。**

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第25条の17第3項第6号に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 6 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 6 年 〇 月 〇 日
譲渡した財産等の寄附者	住所 〒 ***-*** 東京都〇〇区××3丁目4 電話番号 03 - 0000 - XXXX	(寄附時の住所 下記と同じ)	
	フリガナ 氏名 ● ● ● ●	**** ***)	
譲渡した財産等の種類 (該当する□にレ印を記入してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産で、同項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理されていたもの <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第40条第5項第2号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたもの		
譲渡した財産等及び代替取得資産の管理方法	基金 (所轄庁の証明年月日 6・〇・〇) 基本金	届出者の所轄庁	内閣総理大臣

譲渡した財産等の明細等							
種類	細目	所在地	数量	譲渡価額	契約年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用実績
					引渡年月日		
有価証券	上場株式	(株)〇〇	5,000株	100,000 千円	7・X・X 7・X・X	6・〇・〇	配当金を助成金の原資とする
合 計				① 100,000 千円			

➡ **譲渡した寄附財産等の明細等を記載してください。**

代替取得資産の明細等							
種類	細目	所在地	数量	取得価額	契約年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用目的
					取得年月日		
土地	宅地	東京都〇〇区●●	250㎡	110,000 千円	7・X・X 7・X・X	7・〇・〇	〇〇施設敷地
合 計				② 110,000 千円			

➡ **新たに取得する代替資産の明細等を記載してください。**

代替資産を取得していない場合又は上記「代替取得資産の明細等」の「②」欄の金額が上記「譲渡した財産等の明細等」の「①」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）



## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、承認特例の適用を受けた寄附財産又は措法第 40 条第 5 項第 2 号に規定する特定買換資産で、特定管理方法により管理されていたものを譲渡する場合に、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得する資産を引き続き特定管理方法により管理することを申し出る際に使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「譲渡した財産等の寄附者」欄には、譲渡した寄附財産等を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「譲渡した財産等の明細等」欄には、譲渡した寄附財産等の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
  - (ニ) 「代替取得資産の明細等」欄には、取得する代替取得資産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ホ) この届出書は「譲渡した財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「譲渡価額」欄及び「取得価額」欄	譲渡価額の全額が代替取得資産の取得に充てられていますか。又は、充てられる予定ですか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

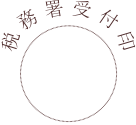
## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	譲渡した寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	譲渡した寄附財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し	<input type="checkbox"/>
4	譲渡した寄附財産等が記載されている基金明細書又は基本金明細書等の写し	<input type="checkbox"/>
5	寄附財産等の譲渡に係る理事会等の議事録の写し	<input type="checkbox"/>
6	寄附財産等の譲渡に係る売買契約書などの写し	<input type="checkbox"/>
7	届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定 N P O 法人等である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	<input type="checkbox"/>
8	代替取得資産の取得に係る売買契約書、建築請負契約書及び領収書の写しなど	<input type="checkbox"/>
9	届出者である受贈法人等に所有権移転登記後又は所有権保存登記後の代替取得資産の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>

	書 類	チェック
10	代替取得資産を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し	<input type="checkbox"/>
11	代替取得資産が記載されている基金明細書又は基本金明細書等の写し	<input type="checkbox"/>
12	寄附財産等の譲渡及び代替取得資産の取得に係る収支明細表	<input type="checkbox"/>
13	寄附財産等の譲渡代金の全部又は一部が代替取得資産の取得に充てられていない場合における、その充てられていない理由書、その充てられていない部分についての代替取得資産の取得計画書及びその関係書類	<input type="checkbox"/>

○ 買換資産を取得する場合（76ページのイ参照）

租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による買換資産の届出書



税務署受付印

令和 7 年 0 月 0 日

国 税 庁 長 官

**届出者** 〒 \*\*\*\*-\*\*\*\*

**所在地** 東京都〇〇区××2丁目□

**フリガナ** コウエイキョウ イタンホウジン \*\*\*\*

**名称** 公益財団法人 〇〇〇〇

**法人番号** ◎●●●●〇〇〇〇△△△△

**フリガナ** \*\*\*\* \*\*\*\*

**代表者氏名** ○ ○ ○ ○

**(連絡先)**

**氏名** ○ ○ □ □

**電話番号** 03 - 1111 - ××××

☞ 受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から1年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第1号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭(平)令 14年 〇月 〇日	承認年月日	昭(平)令 16年 〇月 〇日				
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都〇〇区××1丁目1)					
	電話番号	〒 ****-**** 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - ××××)					
	フリガナ氏名	**** **** ● ● ● ●					
<b>譲渡しようとする財産等の明細</b>							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
土地	宅地	東京都〇〇区××・・・	200㎡	100,000 千円	R7・7・〇	H14・10・〇	〇〇施設敷地
<b>取得しようとする買換資産の明細</b>							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都〇〇区●●・・・	250㎡	110,000 千円	R7・10・〇	R8・4・〇	××施設用地

(資13-30-A4統一) (令3.3)

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等を譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって買換資産を取得する場合において、措法第40条第5項第1号の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする寄附財産等を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
  - (ニ) 「取得しようとする買換資産の明細」欄には、取得しようとする買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ホ) 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や取得しようとする買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (ヘ) この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

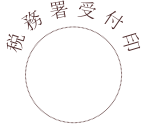
	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「譲渡予定価額」欄及び「取得予定価額」欄	譲渡予定価額の全額が買換資産の取得に充てられる予定ですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
3	「使用開始予定年月日」欄	譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を経過する場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
4	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書類	チェック
1	譲渡しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	買換資産がやむを得ない事情により譲渡の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

○ 特定買換資産を取得する場合（76ページの口参照）

租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による特定買換資産の届出書



国 税 庁 長 官

令和 7 年 〇 月 〇 日

受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

届出者 〒 \*\*\*\*-\*\*\*\*  
 所在地 東京都〇〇区××2丁目〇  
 フリガナ シャイフクホジシ \*\*\*\*  
 名称 社会福祉法人 〇〇〇〇  
 法人番号 〇|●|●|●|●|〇|〇|〇|〇|△|△|△|△|  
 フリガナ 代表者氏名 \*\*\*\* \*  
 〇 〇 〇 〇  
 (連絡先) 氏 名 〇 〇 □ □  
 電話番号 03 - 1111 - ××××

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産で租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号イ、ロ(2)、ハ、ニ又はホに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「特定管理方法」といいます。）により管理しているものを下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって取得した買換資産（以下「特定買換資産」といいます。）を、特定管理方法により管理する予定ですので租税特別措置法第40条第5項第2号の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 2 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 3 年 〇 月 〇 日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所 東京都〇〇区××1丁目1) 〒 ****-****	
	フリガナ氏名	東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - ××××) **** *	
譲渡しようとする財産等及び取得しようとする特定買換資産の管理方法	基金 (所轄庁の証明年月日 . . . ) 基本金	届出者の所轄庁	〇〇区 〇〇課

譲渡しようとする財産等の明細							
種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定された年月日	使用実績
土地	宅地	東京都〇〇区××...	200 m <sup>2</sup>	100,000 千円	7・7・〇	7・5・〇	〇〇施設用地

譲渡しようとする寄附財産等の明細等を記載してください。

取得しようとする特定買換資産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	特定管理方法により管理することが理事会等において決定される予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都〇〇区●●...	250 m <sup>2</sup>	110,000 千円	7・10・〇	7・8・〇	××施設用地

取得しようとする特定買換資産の明細等を記載してください。

その他参考事項

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等（承認特例の適用を受けたものを除きます。）で特定管理方法により管理しているものを譲渡し、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって特定買換資産を取得する場合において、措法第40条第5項第2号の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「譲渡しようとする財産等の寄附者」欄には、譲渡しようとする寄附財産等を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「譲渡しようとする財産等の明細」欄には、譲渡しようとする寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
  - (ニ) 「取得しようとする特定買換資産の明細」欄には、取得しようとする特定買換資産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ホ) この届出書は「譲渡しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「譲渡予定価額」欄及び「取得予定価額」欄	譲渡予定価額の全額が特定買換資産の取得に充てられる予定ですか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	譲渡しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	譲渡しようとする寄附財産等を特定管理方法により管理する旨の記載のある理事会等の議事録等の写し	<input type="checkbox"/>
4	譲渡しようとする寄附財産等が記載されている基金明細書又は基本金明細書等の写し	<input type="checkbox"/>
5	届出者が国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定NPO法人等である場合には、これらの法人の所轄庁が発行した基金の証明書の写し	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合（78ページのニ参照）

租税特別措置法第40条第6項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書

令和 7 年 〇 月 〇 日

国税庁長官

税務署受付印

受贈法人等（被合併法人）の所在地・名称等を記載してください。

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細を記載してください。

届出者 〒 \*\*\*\*-\*\*\*\*

所在地 東京都〇〇区××2丁目〇

フリガナ コウキザイダンホジシ \*\*\*\*

名称 公益財団法人 〇〇〇〇

法人番号 |◎|●|●|●|●|〇|〇|〇|〇|△|△|△|△|

代表者氏名 \*\*\*\* \*\*\*\*

(連絡先) 氏名 〇 〇 □ □

電話番号 03 - 1111 - ××××

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を下記のとおり合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等に移転する予定ですので租税特別措置法第40条第6項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 14 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 16 年 〇 月 〇 日
公益合併法人に移転する財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都〇〇区××1丁目1)	
	電話番号	〒 ****-****	
	フリガナ	東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - ××××)	
	氏名	**** ****	

承認を受けた財産の明細							
種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都〇〇区××・・・	200 m <sup>2</sup>				

公益合併法人  存続する法人  設立する法人 【合併予定年月日 令和 7 年 8 月 〇 日】

主たる事務所の所在地	東京都〇〇区××2丁目●		
フリガナ	コウキザイダンホジシ ****	代表者氏名	□□ □□
名称	公益財団法人 △△△△	(電話番号)	( 03 - 2222 - ×××× )
法人番号	◎ ● ● ● ● 〇 〇 〇 〇 △ △ △ △		

公益合併法人に移転する財産等の明細					
種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都〇〇区××・・・	200 m <sup>2</sup>	7・10・〇	〇〇施設敷地

公益合併法人に移転する寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日	令和 年 月 日
-----------	----------

やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。

(資13-31-A4統一) (令3.3)

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等（被合併法人）が公益合併法人に対し、寄附財産等を移転する場合において、措法第40条第6項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等（被合併法人）の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ニ) 「公益合併法人」欄には、寄附財産等の移転を受ける公益合併法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。また、合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等の別により、【 存続する法人、 設立する法人】欄のにレ印を記入してください。
  - (ホ) 「公益合併法人に移転する財産等の明細」欄には、公益合併法人に移転する寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ヘ) 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する寄附財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (ト) この届出書は「公益合併法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を経過する場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## 二 添付書類

	書類	チェック
1	公益合併法人に移転しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等（被合併法人）の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	公益合併法人が措法第40条第6項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類（112ページ参照）	<input type="checkbox"/>
4	公益合併法人に移転しようとする寄附財産等がやむを得ない事情により合併の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>



○ 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合（78ページのホ参照）

租税特別措置法第40条第7項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

税務署受付印

国 税 庁 長 官

令和 7 年 〇 月 〇 日

受贈法人等（解散する法人）の所在地・名称等を記載してください。

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

届出者 〒 \*\*\*\*-\*\*\*\*  
 所在地 東京都〇〇区××2丁目〇  
 フリガナ コエキザンホクジン \*\*\*\*  
 名称 公益財団法人 〇〇〇〇  
 法人番号 〇〇●●●●〇〇〇〇△△△△  
 代表者氏名 \*\*\*\* \*\*  
 (連絡先) 氏名 〇 〇 □ □  
 電話番号 03 - 1111 - ××××

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定ですので租税特別措置法第40条第7項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭・平・令 14 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 16 年 〇 月 〇 日
解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住所 〒 ****-**** 東京都〇〇区××3丁目4	(寄附時の住所 東京都〇〇区××1丁目1)	
	電話番号 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - ××××)		
フリガナ氏名	**** **		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都〇〇区××...	200 m <sup>2</sup>				

解散引継法人 【解散予定年月日 令和 7 年 9 月 〇 日】

主たる事務所の所在地	東京都〇〇区××2丁目●		
フリガナ名称	コエキザンホクジン **** 公益財団法人 △△△△	代表者氏名	□□ □□
法人番号	〇〇●●●●〇〇〇〇△△△△	(電話番号)	( 03 - 2222 - ×××× )

解散引継法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都〇〇区××...	200 m <sup>2</sup>	7・10・〇	〇〇施設敷地

解散引継法人に残余財産の分配又は引渡しにより移転する寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項 (やむを得ない事情により解散の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。

(資13-32-A4統一) (令3.3)

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が解散し、寄附財産等を残余財産の分配又は引渡しにより解散引継法人に移転する場合において、措法第40条第7項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等（解散する法人）の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ニ) 「解散引継法人」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより寄附財産等の移転を受ける解散引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ホ) 「解散引継法人に移転する財産等の明細」欄には、残余財産の分配又は引渡しにより移転する寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ヘ) 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や移転する寄附財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (ト) この届出書は「解散引継法人に移転する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を経過する場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	解散引継法人に移転しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等及び解散引継法人の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	解散引継法人が措法第40条第7項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類（112ページ参照）	<input type="checkbox"/>
4	解散引継法人に移転しようとする寄附財産等がやむを得ない事情により解散の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消し処分を受けた場合（79ページのへ参照）

租税特別措置法第40条第8項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

令和 7 年 〇 月 〇 日

税務署受付印

国 税 庁 長 官

➡ 受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

➡ 特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

届出者 〒 \*\*\*-\*\*\*\*  
 所在地 東京都〇〇区××2丁目〇  
 フリガナ イバシダインホジシ \*\*\*\*  
 名称 一般財団法人 〇〇〇〇  
 法人番号 〇|●|●|●|●|〇|〇|〇|〇|△|△|△|△  
 代表者氏名 \*\*\*\* \*\*\*\*  
 (連絡先) 〇 〇 〇 〇  
 氏 名 〇 〇 □ □  
 電話番号 03 - 1111 - ××××

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第8項の規定による届出をします。

当初寄附年月日 昭・平・令 27 年 〇 月 〇 日 承認年月日 昭・平・令 29 年 〇 月 〇 日

引継法人に贈与する財産等の寄附者  
 住所 〒 (寄附時の住所 東京都〇〇区××1丁目1 )  
 電話番号 \*\*\*\*-\*\*\*\*  
 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 2222 - ××××)  
 フリガナ \*\*\*\* \*\*\*)  
 氏 名 ● ● ● ●

承認を受けた財産の明細							
種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都〇〇区××...	200 m <sup>2</sup>				

申請者が特定処分を受けた年月日 令和 7 年 〇 月 〇 日  
 特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情  
 用途不特定財産額が保有制限を超過したため。

➡ 引継法人に贈与する寄附財産等の明細等を記載してください。

引継法人 【贈与予定年月日 令和 7 年 6 月 〇 日】

主たる事務所の所在地 東京都〇〇区××2丁目●

フリガナ 名称 コエキダインホジシ \*\*\*\*  
 公益財団法人 △△△△  
 法人番号 〇|●|●|●|●|〇|〇|〇|〇|△|△|△|△  
 代表者氏名 ×× ××  
 (電話番号) ( 03 - 2222 - ×××× )

引継法人に贈与する財産等の明細						
種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都〇〇区××...	200 m <sup>2</sup>	100,000 千円	7・12・〇	〇〇施設敷地

租税特別措置法第40条第8項に規定する財産等以外の引継財産の金額 (左欄の金額の計算に関する明細)  
 円

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細							
種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・	・	

その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

➡ やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が公益認定の取消しの処分（特定処分）を受けたため、定款の定めに従い、寄附財産等に基づく公益目的取得財産残額に相当する額の財産（引継財産）を引継法人に贈与する場合において、措法第 40 条第 8 項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「引継法人に贈与する財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ニ) 「引継法人」欄には、引継財産の贈与を受ける引継法人の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ホ) 「引継法人に贈与する財産等の明細」欄には、贈与する寄附財産等の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載するとともに、具体的な使用目的、措法第 40 条第 8 項に規定する財産等以外の引継財産の金額及び当該金額の計算に関する明細を記載してください。
  - (ヘ) 「引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細」欄には、引継法人が、引継財産をもって新たに取得しようとする財産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ト) 「その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や引継財産がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (フ) この届出書は「引継法人に贈与する財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、公益目的事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内ですか。その期間を経過する場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	引継法人に贈与しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等及び引継法人の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
3	引継法人が措法第 40 条第 8 項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類 (112 ページ参照)	<input type="checkbox"/>
4	引継法人に贈与しようとする寄附財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に公益目的事業の用に直接供することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類等	<input type="checkbox"/>

- 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合（80ページのチ参照）

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

税務署受付印

国 税 庁 長 官

令和 7 年 〇 月 〇 日

受贈法人等（譲渡法人）の所在地・名称等を記載してください。

特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

届出者 〒 \*\*\*-\*\*\*  
 所在地 東京都〇〇区××2丁目〇  
 フリガナ シヤイクフホウジン \*\*\*\*  
 名称 社会福祉法人 〇〇〇〇  
 法人番号 ◎●●●●〇〇〇〇△△△△  
 代表者氏名 \*\*\*\* \*\*\*(フリガナ)  
 (連絡先) 〇 〇 〇 〇  
 氏 名 〇 〇 □ □  
 電話番号 03 - 1111 - ××××

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産等を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等（譲受法人）に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。

1 寄附者に関する事項

当初寄附年月日 昭・平・令 14 年 〇 月 〇 日 承認年月日 昭・平・令 16 年 〇 月 〇 日

譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 東京都〇〇区××1丁目1)
	電話番号	〒 ***-*** 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - ××××)
	フリガナ	**** ***(氏名)

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都〇〇区××...	200 m <sup>2</sup>				

2 届出者（譲渡法人）に関する事項

幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日 令和 7 年 × 月 × 日  
 譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日 令和 7 年 9 月 □ 日

3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
土地	宅地	東京都〇〇区××...	200m <sup>2</sup>	7・10・〇	こども園の園舎敷地

4 譲受法人に関する事項

主たる事務所の所在地 東京都〇〇区××2丁目〇

フリガナ ガッコウホウジン \*\*\*\* 代表者氏名 ×× ××

名称 学校法人 △△△△ (電話番号) ( 03 - 2222 - ×××× )

法人番号 ◎●●●●〇〇〇〇△△△△

幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日 令和 7 年 △ 月 △ 日

譲受法人に贈与する寄附財産等の明細等を記載してください。

5 その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日 令和 年 月 日

やむを得ない事情の詳細及び使用開始予定年月日を記載してください。

(資13-41-A 4 統一) (令3.3)

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために寄附財産等を贈与する場合において、措法第40条第10項の規定の適用を受けるときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等（譲渡法人）の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「承認を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ニ) 「2 届出者(譲渡法人)に関する事項」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
    - A 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
    - B 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
    - C 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
  - (ホ) 「3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細」の「使用開始予定年月日」欄には、寄附財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。なお、「使用目的」欄は、具体的に記載してください。
  - (ヘ) 「4 譲受法人に関する事項」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
    - A 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
    - B 幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除きます。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
    - C 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
    - D 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
    - E 届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出を行った日
  - (ト) 「5 その他参考事項」欄は、その他参考となる事項や贈与しようとする寄附財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
  - (フ) この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項


	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「使用目的」欄	使用目的に係る事業は、幼保連携型認定こども園を設置、運営する事業に該当するものですか。	<input type="checkbox"/>
2	「使用開始予定年月日」欄	贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内ですか。その期間を超える場合には、やむを得ない事情の詳細が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
3	全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	譲受法人に贈与しようとする寄附財産等の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	届出者である受贈法人等及び譲受法人の登記事項証明書	<input type="checkbox"/>
3	譲受法人が措法第40条第10項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類 (112 ページ参照)	<input type="checkbox"/>
4	譲受法人に贈与しようとする寄附財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類	<input type="checkbox"/>
5	上記ロの(ニ)及び(ハ)の認可等を受けたこと又はその申請をしたことなどを証する書類	<input type="checkbox"/>
6	幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録の写し等)	<input type="checkbox"/>
7	譲受法人に贈与しようとする寄附財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業の用に使用を開始することができない場合には、その事情に至った事実が確認できる書類	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合（81ページの又(i)参照）

租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書



税務署受付印

国 税 庁 長 官

令和 7 年 〇 月 〇 日

**届出者** 〒 \*\*\*-\*\*\*  
**所在地** 東京都〇〇区××2丁目〇  
**フリガナ** コウエイザイダンホウジン \*\*\*\*  
**名称** 公益財団法人 〇〇〇〇  
**法人番号** |◎|●|●|●|●|〇|〇|〇|〇|△|△|△|△|  
 \*\*\*\* \*\*\*\*  
**代表者氏名** 〇 〇 〇 〇  
 (連絡先)  
**氏 名** 〇 〇 □ □  
**電話番号** 03 — 1111 — ××××

☞ 受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

☞ 公益認定を受ける前の受贈法人等の名称等を記載してください。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第14項の規定による届出をします。

認定前の名称等		【公益認定法第4条の認定年月日 令和 7 年 〇 月 〇 日】	
主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号
東京都〇〇区××2丁目〇	イバンザイダンホウジン **** 一般財団法人 △△△△	×× ××	03 - 1111 - XXXX
当初寄附年月日	昭・(平)・令 27 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・(平)・令 29 年 〇 月 〇 日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	(寄附時の住所 東京都〇〇区××1丁目1) 〒 ***-*** 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 - 0000 - ××××)	
	フリガナ 氏 名	**** **** ● ● ● ●	
特定贈与等を受けた財産の明細			
種類	細目	所在地	数量
土地	宅地	東京都〇〇区××・・・	200 m <sup>2</sup>
使用実績			
			〇〇施設敷地
その他参考事項			

☞ 特定贈与等に係る寄附財産の寄附者及び明細等を記載してください。

(資13-35-A 4 統一) (令3.3)



## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等である特定一般法人が、公益認定法第4条の認定（公益認定）を受けたことを届け出るときに使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「認定前の名称等」欄には、公益認定を受ける前の受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ハ) 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ニ) 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
  - (ホ) 「その他参考事項」欄は、公益認定を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
  - (ヘ) この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されているものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	受贈法人等の公益認定後の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	受贈法人等の公益認定を受けたことを証する書類	<input type="checkbox"/>

○ 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合（82ページの又（ロ）参照）

租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による公益法人等が  
公益認定を取り消された場合の届出書

令和 7 年 0 月 0 日

国 税 庁 長 官

税務署受付印

☞ 受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

**届出者** 〒 \*\*\*-\*\*\*  
 所在地 東京都〇〇区××2丁目□  
 フリガナ イッパンザイダンホウジン \*\*\*\*  
 名称 一般財団法人 〇〇〇〇  
 法人番号 ◎●●●●〇〇〇〇〇△△△△  
 代表者氏名 \*\*\*\* \*\*\*\*  
 (連絡先) 氏名 〇〇 □□  
 電話番号 03 - 1111 - ××××

☞ 公益認定を取り消される前の受贈法人等の名称等を記載してください。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項又は第2項の規定による同法第5条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第25条の17第30項の規定による届出をします。

認定取消しの処分前の名称等				
主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号	
東京都〇〇区××2丁目□	イッパンザイダンホウジン **** 公益財団法人 △△△△	×× ××	03 - 1111 - XXXX	
取消しの処分を受けた年月日	取消しの処分を受けた事由（二以上の事由があるときはその全ての事由）			
令和 7 年 〇 月 〇 日	使途不特定財産額が保有制限を超過したため・・・など			
定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要		
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	令和 年 月 日			
当初寄附年月日	昭・平・令 27 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 29 年 〇 月 〇 日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 〒 <u>***-***</u> <u>東京都〇〇区××3丁目4</u> (電話番号 <u>03 - 0000 - ××××</u> )	(寄附時の住所 <u>東京都〇〇区××1丁目1</u> )		
	フリガナ 氏 名 <u>**** ****</u> <u>●●●●</u>			
特定贈与等を受けた財産の明細				
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使 用 実 績
土地	宅地	東京都〇〇区××・・・	200 m <sup>2</sup>	〇〇施設敷地
その他参考事項				

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等である公益社団（財団）法人が、公益認定法第29条第1項又は第2項の規定により同法第5条の公益認定の取消しの処分（取消処分）を受けたことを届け出る場合に使用します。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等がこの届出書を提出するときの主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「認定取消しの処分前の名称等」欄には、取消処分を受ける前の受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。また、「取消しの処分を受けた事由」欄には、取消処分を受けた事由を具体的に記載するとともに、定款を変更する場合には「定款変更の概要」欄に変更する項目の概要を記載してください。
  - (ハ) 「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ニ) 「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、寄附財産の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載します。なお、「使用実績」欄は、具体的に記載してください。
  - (ホ) 「その他参考事項」欄には、取消処分を受けたことを届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
  - (ヘ) この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されているものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

	確認項目	確認すべき事項	チェック
1	「取消しの処分を受けた事由」欄	取消しの処分を受けた事由の全てが具体的に記載されていますか。	<input type="checkbox"/>
2	全項目	記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

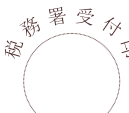
## ニ 添付書類

	書 類	チェック
1	届出者である受贈法人等の公益認定の取消処分後の登記事項証明書等	<input type="checkbox"/>
2	公益認定の取消処分を受けたことを証する書類	<input type="checkbox"/>
3	定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）	<input type="checkbox"/>

○ 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令25の17(14)】（82ページのル参照）

租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等  
が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書

令和 7 年 〇 月 〇 日



国 税 庁 長 官

届出者 〒 \*\*\*\*-\*\*\*\*  
所在地 東京都〇〇区××2丁目□  
フリガナ ガッコウホウジン \*\*\*\*  
名称 学校法人 〇〇〇〇  
法人番号 ①●●●●①〇,〇,〇,〇|△,△,△,△|  
フリガナ代表者氏名 \*\*\*\* \*\*  
(連絡先) 〇 〇 〇 〇  
氏 名 〇 〇 □ □  
電話番号 03 — 1111 — ××××

➡ 受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなり又は租税特別措置法施行令第25条の17第7項第2号ハ又はニに規定する方法でこれらの規定に規定する要件を満たすもの（以下「基本金に組み入れる方法」といいます。）により管理しなくなりましたので、同条第14項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日
公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者	住所	(寄附時の住所 下記と同じ)	
	電話番号	〒 ****-**** 東京都〇〇区××3丁目4 (電話番号 03 — 0000 — ××××)	
	フリガナ氏名	**** ** ● ● ● ●	

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細					
種類	細目	所在地	数量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				令和 年 月 日	
➡ 寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合は、こちらに寄附財産等の明細等を記載してください。					
				令和 年 月 日	

基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細					
種類	細目	所在地	数量	基本金に組み入れた日	基本金に組み入れる方法で管理しなくなった日
				平・令 年 月 日	令和 年 月 日
➡ 寄附財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合は、こちらに寄附財産等の明細等を記載してください。					
				平・令 年 月 日	令和 年 月 日

その他参考事項

## イ 使用区分

この届出書は、寄附財産等を特定管理方法により管理している又は管理していた受贈法人等が次の(イ)又は(ロ)の場合に該当するときに使用します。

- (イ) 寄附財産等（特定管理方法により管理されていたものに限るものとし、特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合
- (ロ) 寄附財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合

なお、国立大学法人等、公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定NPO法人等が寄附財産等を基金に組み入れる方法により管理しなくなった場合には、これらの法人の所轄庁がその事実を国税庁長官に通知することとされているため、これらの法人についてはこの届出を行う必要はありません。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
  - (ロ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在及び寄附時の住所等を記載してください。
  - (ハ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、具体的に記載してください。
  - (ニ) 「基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の明細」欄には、基本金に組み入れる方法により管理しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。
  - (ホ) 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
  - (ヘ) この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった又は基本金に組み入れる方法により管理しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類


	添付を要する場合	書類	チェック
1	寄附財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合	公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類	<input type="checkbox"/>
2	寄附財産等を基本金に組み入れる方法により管理しなくなった場合	基本金に組み入れる方法により管理しなくなったことが分かる書類	<input type="checkbox"/>

○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】（83ページのヲ参照）

公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出書

令和 7 年 〇 月 〇 日

国 税 庁 長 官



☞ 受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

届出者 〒 \*\*\*\*-\*\*\*\*  
 所在地 東京都〇〇区××2丁目□  
 フリガナ ガッコウホジシ \*\*\*\*  
 名 称 学校法人 〇〇〇〇  
 \*\*\*\* \*\*\*\*  
 代表者氏名 〇 〇 〇 〇  
 (連絡先)  
 氏 名 〇 〇 □ □  
 電話番号 03 - 1111 - ××××

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産等を下記のとおり公益目的事業の用に直接供しなくなりましたので、その旨の届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日	承認年月日	昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日
-------------	-------------------	-------	-------------------

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者	住 所 電 話 番 号	〒 ****-**** 東京都〇〇区××3丁目4  (電話番号 03 - 0000 - ××××)
	フリガナ 氏 名	**** **** ● ● ● ●

公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	公益目的事業の用に直接供しなくなった日	公益目的事業の用に直接供しなくなった理由
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	
				令和 年 月 日	

☞ 公益目的事業の用に直接供しなくなった寄附財産等の明細等を記載してください。

その他参考事項

## イ 使用区分

この届出書は、受贈法人等が、寄附財産等（特定管理方法により管理されているものを除きます。）を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合に、その旨を国税庁長官に届け出るときに使用します。

なお、この届出書が提出された場合には、原則として、措法第40条第3項に規定する「第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が…当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産…をその公益目的事業の用に直接供しなくなったこと」に該当することになり、非課税承認が取り消されることとなります。

## ロ 記載要領

- (イ) 「届出者」には、受贈法人等の主たる事務所の所在地等を記載してください。
- (ロ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」欄には、寄附財産を寄附した人の現在又は寄附時の住所等を記載してください。
- (ハ) 「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の明細」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなった寄附財産等の明細を承認申請書第3表の記載要領に準じて記載してください。なお、「公益目的事業の用に直接供しなくなった理由」欄は、具体的に記載してください。
- (ニ) 「その他参考事項」欄には、公益目的事業の用に直接供しなくなったこと等を届け出るに当たり、特に参考となる事項を記載してください。
- (ホ) この届出書は「公益目的事業の用に直接供しなくなった財産等の寄附者」ごとに作成してください。
- (注) 既存の書類等でこの届出書に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この届出書の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この届出書と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## ハ 届出時確認事項

確認項目	確認すべき事項	チェック
全項目	記載すべき項目に記載漏れはありませんか。	<input type="checkbox"/>

## ニ 添付書類

書 類	チェック
公益目的事業の用に直接供しなくなったことが分かる書類その他参考となる資料※	<input type="checkbox"/>

※例えば、財産等を譲渡した場合には、次のような書類がこれに該当します。

- ・財産等を譲渡することを決定した旨の記載のある公益法人等の理事会等の議事録の写し
- ・財産等の登記事項証明書
- ・売買契約書の写し
- ・譲渡代金が入金された通帳の写し など

(3) 租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用を受けることの確認書

受贈法人等が、措法第40条第6項から第10項までの規定による各届出書（95～103ページ参照）を提出する場合には、寄附財産等を引き継ぐ公益法人等が作成した次の書類を添付する必要があります。

【参考様式】

租税特別措置法第40条第  項の規定の適用を受けることの確認書

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

国 税 庁 長 官

☞ 寄附財産等を引き継ぐ公益法人等の所在地・名称等を記載してください。

(確認をした法人)

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(連絡先)

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条  項の規定の適用を受けることを確認をしました。  
※裏面参照

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 \_\_\_\_\_

フリガナ  
名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

☞ 寄附財産等の贈与等を行う受贈法人等の所在地・名称等を記載してください。

○参考事項（特定贈与等を受けた財産）

種類・細目 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

数 量 \_\_\_\_\_

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

(資13-38-A 4 統一) (令3.3)

☞ 次の区分に応じて次の数字を記載してください。

- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| (1) 措法第40条第6項の規定の適用を受ける場合  | (78、95ページ参照) … 「6」   |
| (2) 措法第40条第7項の規定の適用を受ける場合  | (78、97ページ参照) … 「7」   |
| (3) 措法第40条第8項の規定の適用を受ける場合  | (79、99ページ参照) … 「8」   |
| (4) 措法第40条第9項の規定の適用を受ける場合  | (79ページ参照) … 「9」      |
| (5) 措法第40条第10項の規定の適用を受ける場合 | (80、101ページ参照) … 「10」 |